

入札案件概要書(工事)

件名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事	契約番号	14
工期	令和 5 年 6 月 12 日～令和 6 年 3 月 15 日		
施工場所	海老名市 本郷 地内		
予定価格	金68,475,000円(税込) 金62,250,000円(税抜)	契約金額500万円超となる場合、手持契約件数に加算されます。	
最低制限価格等	有り	※詳細は、高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱要領及び入札告示を参照してください。	
参加条件	参加の地域要件	第2区分	地域要件は入札公告で確認してください。
	指定工種	230造園または010土木一式に登録のある者	
	経営事項審査総合評点	700 点以上	
	配置技術者等	現場代理人は過去5年以内に同種の施工管理の経験を有すること。主任技術者は過去5年以内に同種の施工管理の経験を有するとともに1級造園施工管理技士又は1級土木施工管理技士の資格を有すること。	
	手持契約件数制限	工事の手持件数が3件以内であること。 (入札参加申込締切日現在、高座清掃施設組合発注の入札案件に限る。)	
	その他の要件		
提出書類	<p>■条件付一般競争入札参加資格確認申込書送付時</p> <p>○経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>○配置予定技術者調書</p> <p>○現場代理人及び監理(主任)技術者の3カ月以上の雇用を確認できる書類(原則として健康保険被保険者証)の写し</p> <p>■入札時</p> <p>○入札時に記載する金額に相当する工事費積算内訳書</p>		
工事の概要	<p>本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事。詳細は、仕様書等を参照。</p> <p>※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。</p>		

条件付一般競争入札参加資格確認申込書

令和 年 月 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

FAX番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申します。
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 14

件名 本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事

（ 高座清掃施設組合 総務課 契約担当
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp
FAX : 046-238-6010 ）

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- _____

組合の確認（記入不要）		
地域	第2区分	
業種	230造園または010 土木一式	
評点	700以上	
その他	施工実績・技士資格	

質 問 書

高座清掃施設組合契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送 信 日 時 : 入札公告を確認してください。

○ 送 信 先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認 定 番 号		電 話 番 号	
所 在 地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番 号	
代表者職氏名		担 当 者 名	

契 約 番 号	14
契 約 件 名	本郷ふれあい公園 (第二工区) 整備工事
質 疑 内 容	

入札書

令和5年6月5日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代理人氏名印
印高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額
で入札します。

件 名	本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事											
金 額(税抜)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
2. 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。
なお、金額の訂正したものは無効とします。
3. 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。
封筒は必要ありません。
4. 落札にあたって、契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税額
を加えた金額とします。なお、消費税率は、10%とします。



委任状

令和5年6月5日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



施工条件明示書

1、工事概要

発注者	高座清掃施設組合		
工事件名	本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事		
工事場所	海老名市	本郷	地内
工事目的	本郷ふれあい公園整備は、高座クリーンセンター周辺ごみ処理施設周辺の環境を向上させるため、地域全体の活気の醸成、地域の故郷となる豊かな自然環境の保全と再生、周辺環境への配慮、地域防災の一翼を担うとともに、地域住民のワークショップ要望である老若男女の誰でもが集い、憩いある公園整備を目的とします。		
工事概要	公園整備工事 1 基盤整備 1.0式 ・ 敷地造成工 1.0式 ・ 構造物撤去工 1.0式 ・ 既存樹木伐採（高木・中木） 1.0式 ・ 仮設工 1.0式 1 施設整備工 1.0式 ・ 農業用水路改修工 1.0式		
契約工期	令和5年 6月12日 ~ 令和6年 3月15日		
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金事業	<input checked="" type="checkbox"/> 国庫	防衛省：民生安定施設の助成（厚木飛行場公園設置助成事業）
		<input type="checkbox"/> 県費	
	<input type="checkbox"/> 組合単独事業		
設計区分	<input checked="" type="checkbox"/> 単独積算		
	<input type="checkbox"/> 合算積算		工事
			工事

2、参考設計書積算諸条件

主たる工種	敷地造成工事	
施工地域・施工場所区分	補正なし	
契約保証の方法	発注者が金銭的補償を必要とする	
一部施工パッケージ使用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
使用歩掛及び単価等	<input checked="" type="checkbox"/> 土木工事標準積算基準書	適用年版： 令和 4年 7月
	<input type="checkbox"/> 環境省積算基準書諸経費率	適用年版： 令和 年 月
	<input type="checkbox"/> 公共建築工事共通費積算基準	適用年版： 令和 年 月
	<input checked="" type="checkbox"/> 土木工事資材等単価表	適用年版： 令和 5年 4月
	<input checked="" type="checkbox"/> 刊行物	適用年版： 令和 5年 4月
	<input type="checkbox"/> 特別調査	適用年版： 令和 年 月
	<input type="checkbox"/> 高座清掃施設組合見積単価等	適用年版： 令和 年 月
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（製品等見積）	適用年版： 令和 5年 4月
	<input type="checkbox"/>	適用年版： 令和 年 月

3、施工条件

〔1〕 工程関係	1	他工事による当工事の着手、完了時期の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (他工事件名等)	
			<input type="checkbox"/> 有 (工期、内容等)	
	2	当工事における施工時期の制約について	<input type="checkbox"/> 無	農業用水路改修工
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 (施工時期等)	農業用水路改修は水稻用水停止後に着手すること。
	3	施工時間について	<input checked="" type="checkbox"/> 昼間施工	(その他特記事項)
			<input type="checkbox"/> 夜間施工 (一部含む)	
4	官公庁ほか関係機関との調整、協議について	<input type="checkbox"/> 無 (関係機関名)		
		<input checked="" type="checkbox"/> 有	神奈川県藤沢土木事務所 目久尻川河川保全区域の河川法占用許可は7月を予定 神奈川県土地水資源対策課 神奈川県土地利用調整条例の許可は7月を予定 神奈川県県政総合センター環境保全課 土壤汚染対策法の届出許可は6月を予定	
5	工事着手前に地上物件(家屋調査)、地下埋設物、埋蔵文化財の事前事後調査、又は、移設等の制約について	<input type="checkbox"/> 無 (対象内容)		
		<input checked="" type="checkbox"/> 有	・家屋移転未完了が1家屋、工事施工範囲西側に1家屋が存在している。 ・家屋調査はしないが、騒音・振動に注意し施工すること。	
6	設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数について	<input type="checkbox"/> 無 (詳細内容、作業不能日数等)		
		<input checked="" type="checkbox"/> 有	日曜、祭日、年末年始期間	
〔2〕 用地関係	1	工事用地等の未処理部分について(用地買収状況について)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (用地未取得部分等)	・本年度施工範囲外にある未移転の1家屋は令和6年2月頃に移転完了予定
			<input type="checkbox"/> 有 (取得予定年月日等)	
	2	工事用仮設道路、資材置場等の用地の借用について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (使用場所、期間、借用条件、復旧方法等)	
		<input type="checkbox"/> 有		
3	使用後の復旧条件	<input type="checkbox"/> 無 (復旧内容等)		
		<input checked="" type="checkbox"/> 有	従前への復旧	

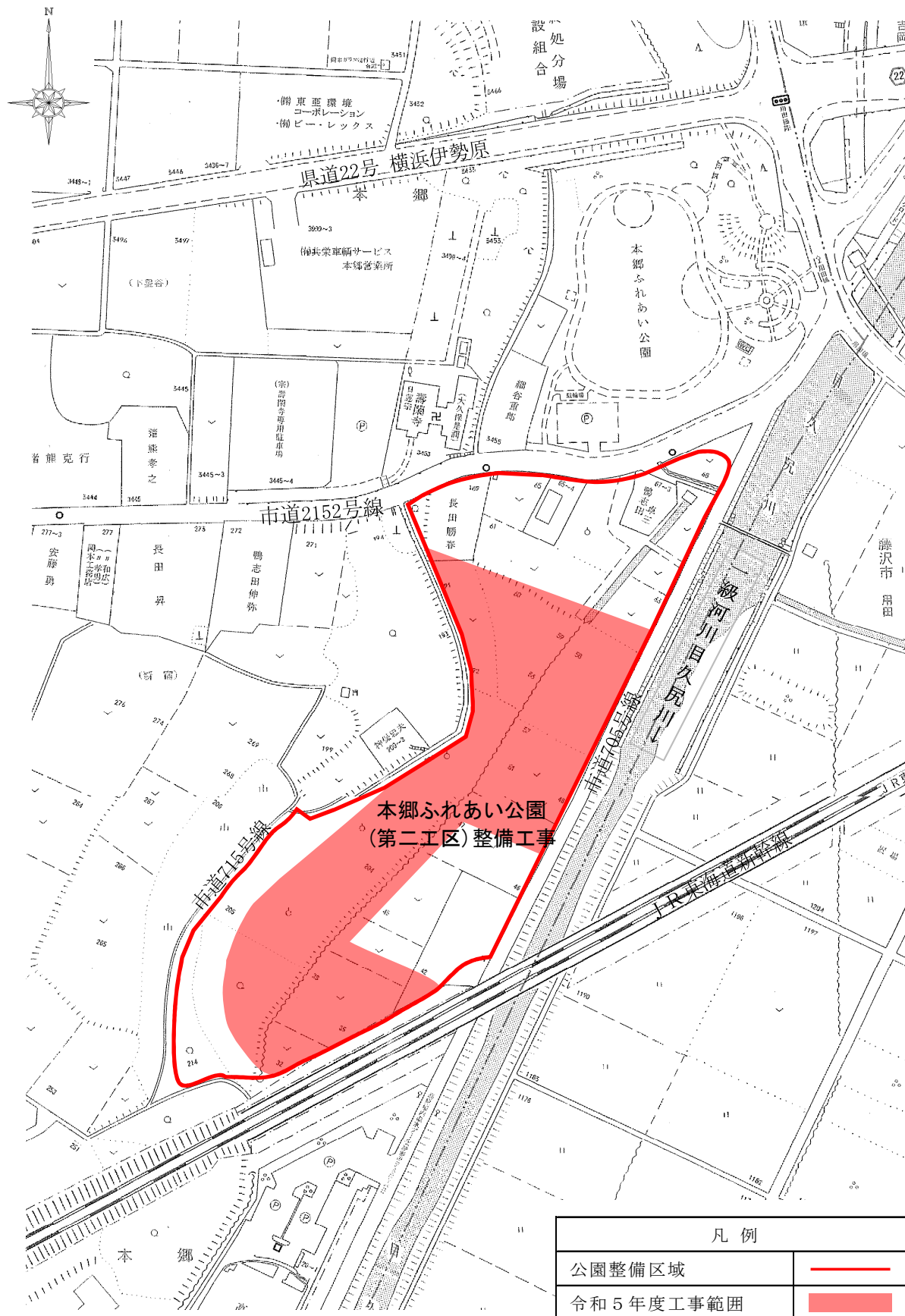
〔3〕 公害関係	1	公害防止のため、施工方法、建設機械、作業時間等の制限について	<input type="checkbox"/> 無 (建設機械と制限内容) 仕様書記載の諸法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (作業時間と制限内容) 騒音規制法・振動規制法
	2	水替期等の処理で特別な対策等の必要性について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (対策内容) <input type="checkbox"/> 有
〔4〕 安全対策関係	1	安全施設等の指定について(有害ガス及び酸素欠乏等の対策として換気設備の設置等の含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (指定内容) <input type="checkbox"/> 有
	2	鉄道、ガス、電気等の施設と近接する工事の施工方法、作業時間の制限	<input type="checkbox"/> 無 (対象内容) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他() JR東海道新幹線保線所と着手前に施工協議を行う。
	3	交通誘導員の配置について	<input type="checkbox"/> 無 (1) 交通誘導員の配置 常時1名、交通規制を行う場合は必要に応じた人数 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (2) 配置期間 作業期間中
〔5〕 工事用道路関係	1	一般道路を搬入路として使用する場合の制約について	<input type="checkbox"/> 無 (搬入経路・使用期間等の制限) <input checked="" type="checkbox"/> 有 (搬入中・後の処置) 新幹線高架橋と海老名市道705号線との交差部での高さ制限及びJR東海発注による橋梁支取替工事有り。
	2	仮設道路を設置する場合の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (仮設道路に関する安全施設) <input type="checkbox"/> 有 (工事後の措置、維持補修内容)
〔6〕 建設副産物関係	1	建設発生土の発生する場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 (建設発生土の処分先) 名称： 住所： 業者： 電話：
	2	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合について	<input type="checkbox"/> 無 (対象内容) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルト塊 <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材 <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材(伐木・除根材) <input type="checkbox"/> 建設汚泥 <input checked="" type="checkbox"/> 建設混合廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> その他(特別管理産業廃棄物等) ※建設廃材指定登録工場に限る。工場側の指示を遵守すること



〔7〕 工事支障 物件	1	工事支障物件について (地下埋設物含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(対象内容)
			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ガス管 <input type="checkbox"/> 架空電線 <input type="checkbox"/> 標識・看板 <input type="checkbox"/> その他 ()
〔8〕 薬液注入 関係	1	薬液注入について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(対象内容)
			<input type="checkbox"/> 有	工法区分： 使用材料： 施工範囲、削孔数： 注入量： 施工管理基準等：
〔9〕 その他	1	工事現場発生品がある 場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(品名、数量等)
			<input type="checkbox"/> 有	
	2	支給材料及び貸与品が ある場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(品名、数量等)
			<input type="checkbox"/> 有	
	3	特殊・特定使用材料を 使用する場合及び資材 搬入等に制限がある場 合	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(品名、数量、搬入制限等)
			<input type="checkbox"/> 有	
	4	搬入土砂について		・搬入土砂は海老名市発注の(仮称)上郷河原口線工事にて仮置きしているものを受け入れる。 ・施工業者間により連絡体制を整え、搬入量の調整及び雨天時の搬入中止等を行うこと。
	5			
	6			

※明示されない施工条件、明示事項が不明確な場合は、契約書等の関連する条項に基づき甲・乙協議により決定すること。

本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事

位置図



凡例	
公園整備区域	
令和5年度工事範囲	

工 事 発 注 仕 様 書

- 1 工事名称 本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事
- 2 工事場所 海老名市 本郷 地内
- 3 工事範囲 設計図書に示す範囲とする。
- 4 工事概要

基盤整備	一式
敷地造成工	一式
構造物撤去工	一式
既存樹木伐採	一式
仮設工	一式
施設整備	一式
農業用水路改修工	一式

※施工にあたっては別添の「工事特記仕様書」を遵守すること。

- 5 工 期 令和5年6月12日から令和6年3月15日まで
- 6 公開資料
 - (1) 工事発注仕様書(本書)
 - (2) 設計図
 - (3) 参考内訳書(金抜設計書)

7 施工計画書

(1) 一般事項

受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に、工事を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合は、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。

ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- | | | | |
|---------------------------|-------------|----------------------|--------|
| ① 工事概要 | ② 計画工程表 | ③ 現場組織表 | ④ 指定機械 |
| ⑤ 主要機械 | ⑥ 主要資材 | ⑦ 施工方法(仮設備計画、工事用地含む) | |
| ⑧ 施工管理計画 | ⑨ 安全管理 | ⑩ 緊急時の体制及び対応 | ⑪ 交通管理 |
| ⑫ 環境対策 | ⑬ 現場作業環境の整備 | | |
| ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | | | ⑮ その他 |

(2) 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

(3) 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

8 コリنزへの登録

受注者は、受注時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報誌システム(コリنز)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝日等を除き 10 日以内に、登録内容変更時は変更があった日から土日祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土日祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。

9 工事着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき時期について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

10 工事の下請負

受注者は、工事を下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- ② 下請負者が海老名市の競争入札参加資格者登録名簿に登録した者である場合には、入札参加停止期間中でないこと。
- ③ 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

11 施工体制台帳

(1) 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、海老名市が定める工事関係様式に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

(2) 施工体系図

受注者は、海老名市が定める工事関係様式に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

(3) 施工体制台帳等変更時の処置

受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

12 会計実地検査に対する協力

本工事は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 8 条の規定に基づく民生安定施設の助成事業として国庫補助金を活用して実施するものである。受注者は、国庫補助金申請等の手続に際して、資料作成を含め全面的に組合を支援するものとする。

また、本工事が防衛省の行う会計実地検査の該当となった場合は、契約期間満了後でも、その実施に協力しなければならない。

13 建設副産物

(1) マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

(2) 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

(3) コンクリート塊等の処理

受注者は、工事によってコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、路盤 廃材が生ずる場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」(土木部長通知 昭和63年3月31日)に基づき、適正に処理しなければならない。

(4) 建設発生木材の処理

受注者は、工事によって建設発生木材等が生ずる場合は、「建設発生 木材等の再資源化に関する事務取扱要領」(土木部長通知 平成16年12月2日)に基づき、適正に処理しなければならない。

(5) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出し、説明すること。

なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

(6) 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、発注者に提出し、報告すること。

なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督職員に提出しなければならない。

(7) 建設副産物情報交換システム

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

14 数量の算出

(1) 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

(2) 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時まで監督職員に提出しなければならない。

15 現場代理人及び主任技術者等

受注者は、現場代理人を現場に常駐させる他、主任技術者を現場に置かなければならない。現場代理人は過去5年以内に同種の施工管理の経験を有すること。

また、主任技術者は過去5年以内に同種の施工管理の経験を有するとともに、1級造園施工管理技士又は1級土木施工管理技士の資格を有すること。

建設業法第26条第1項及び第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項の規定に基づき設置する専任の主任技術者又は監理技術者を含む）については、受注者と直接恒常的な雇用関係を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、職務を誠実に履行するものを配置しなければならない。

16 その他諸官公庁への手続き

工事の施工にあたり、その他必要となる諸官公庁等への申請及び手続きは、遅滞なきよう迅速に行い、これに要する費用は受注者の負担とする。

ただし、建築確認申請については発注者で行い、費用も発注者の負担とする。

17 施工管理

(1) 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

(2) 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。

- ① 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- ② 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- ③ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- ④ 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

(3) 工事中標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、次の事項を記載した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに表示板を撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。

なお、工事中標示板は図1-1を標準とする。



図1-1 工事中標示板

- [注] ・ 色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「道路補修工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。
- ・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは、0.5cmとする。
 - ・ 「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督職員の指示による。

(4) 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

(5) 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。

損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(6) 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

(7) 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

(8) 記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた「海老名市土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、また、「海老名市公共工事デジタル写真管理要領」により工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「海老名市土木工事施工管理基準及び規格値」及び「海老名市土木工事写真基準」に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議のうえ、施工管理、写真管理を行うものとする。

(9) 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

18 工事関係者に対する措置請求

(1) 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(2) 技術者に対する措置

発注者又は監督職員は、主任（監理）技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

19 工事中の安全確保

(1) 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

(2) 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

(3) 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

(4) 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

(5) 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、

常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

(6) 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入り禁止の標示板等を設けなければならない。

(7) 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

(8) 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

(9) 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

(10) 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

(11) 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

(12) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

(13) 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。

特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

(14) 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

(15) 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

(16) 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

(17) 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

20 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

21 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

22 交通安全管理

(1) 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

(2) 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

(3) 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

(4) 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 30 年 12 月改正内閣府・国土交通省令第 5 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局 路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

(5) 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

(6) 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。

この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

(7) 工事中道路使用の責任

発注者が工事中道路に指定するもの以外の工事中道路は、受注者の責任において使用するものとする。

(8) 工事中道路共用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事中道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

(9) 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。

受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

(10) 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく 通行許可を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（令和元年 9 月改正政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

23 官公庁等への手続等

(1) 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

(2) 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のと定めにより実施しなければならない。

(3) 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

(4) 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

(5) コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(6) 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(7) 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。

受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

(8) 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

24 施工の契約不適合責任

(1) 工事完了後の契約不適合責任期間は、工事請負契約約款に定める期間とする。

(2) 工事受注者は、引渡しの日から1年以内（原則として引渡しの日から起算して11箇月経過し12箇月経過する以前の期間）に、組合が行う契約不適合責任点検に立ち会うこと。なお、元請工事と下請工事の工種が異なる場合は、元請工事の工種の定めにより判断し、下請工事は元請工事と同様とする。

(3) 工事受注者は、契約不適合責任点検において、契約不適合責任があると認められたときは、速やかにその契約不適合責任補修を行い、契約不適合責任修補報告書（任意書式）を提出すること。

25 ワンデーレスポンス

(1) 「ワンデーレスポンス」とは、所定の工期内に工事を完成させることを目的に、工事発注者と工事受注者が意思疎通を図り、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、工事発注者が、工事受注者からの協議や質問への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである。

但し「その日」が閉庁日の場合、また「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを工事受注者と協議し、回答日を決める。

(2) 工事受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を明らかにするとともに、速やかに組合監督員へ書面にて報告する。

26 熱帯材の型枠の使用抑制

コンクリート型枠工事を実施するにあたり、代替型枠の利用及び熱帯材型枠の転用回数増加などにより熱帯材型枠の使用抑制に努めること。

27 無石綿化への対応

受注者は、石綿による健康障害を防止するため、工事の施工にあたっては次のとおり対応する。

ア 使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工する。

なお、「石綿を原材料としていない証明書」等の提出を求め、確認する。

イ 下請契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底を図る。

28 完成図書及び備品等

受注者は以下の完成図書及び備品等を提出すること。なお、別添の「電子納品特記仕様書」

を遵守すること。

- 1 竣工図
- 2 縮小見開き A 3 版
- 3 竣工原図（電子納品 C A D データ）
- 4 完成写真（黒表紙製本）
- 5 工事記録図書
 - ・各種打合せ記録
 - ・指示事項の対応結果記録
 - ・工事写真
 - ・各種試験成績書
- 6 各種保証書
- 7 備品及び予備品類
- 8 製品・備品類リスト（メーカー、製造年、型番等記載のもの）
- 9 その他監督職員が指示する図書類

29 その他

ア 設計図書に明記ない場合、又は疑義を生じた場合には、監督職員及び監理者と協議うえ、その指示により施工する。

なお、その場合設計数量、設計金額に変更がある場合は、監督職員及び監理者と協議のうえ受注者が変更内訳書を作成すること

イ 参考内訳書内の数量については、参考数量とする。

ウ 警察、消防等の許可は速やかにとり写しを提出すること。

エ 県土木共通仕様書、県土木施工管理基準等により施工すること。

オ 国土交通省建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守し、安全管理を十分行うこと。

カ 現場状況をよく確認し、積算及び施工すること。

キ 約款第 18 条に基づく通知等については、別紙工事等打合簿にて行うこと。

ク 交通整理員は、一般交通に極力支障をきたさないよう適性に配置すること。

なお、積算にあたっては、別紙標準工期算定による交通整理員配置表を参照すること。

ケ 熱中症対策について

- 1) 熱中症対策については、厚生労働省の「職場における熱中症予防対策マニュアル」を遵守すること。
- 2) 熱中症発症の危険が高まる時期にやむを得ず工事を施工する場合は、W B G T 値を活用し、値に応じた作業環境管理・作業管理・健康管理を行うこと。

工事特記仕様書

本仕様書は、高座清掃施設組合（以下「組合」という。）が行う本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事（以下「本工事」という。）に適用する。

1 総則

適用基準

- ・ 工事特記仕様書（本書）
- ・ 設計図書
- ・ 工事発注仕様書
- ・ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ・ 神奈川県 土木工事共通仕様
- ・ 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 一般社団法人日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書
- ・ 公益社団法人日本道路協会 道路土工-盛土指針
道路土工-軟弱地盤対策指針
道路土工-のり面工・斜面安定工指針
- ・ その他監督職員及び監理者が指示する図書類
※上記図書について全て最新版とする。

2 敷地造成工

- ・ 盛土に必要な土砂は、海老名市が行っている（仮称）上郷河原口線道路新設工事にて発生した公共残土を使用すること。
また、土砂搬入車両の通行ルート及び通行時間帯は、監督職員の指示に従うこと。
- ・ 盛土で使用する土砂は、植栽する植物の生育に適したものとし、植物の生育に有害なごみや、がれき等を含まないものを使用すること。
- ・ 土砂搬入施工者との連絡体制を整え、搬入量及び雨天時等の搬入中止等の調整を的確に実施すること。
- ・ 敷地造成では、雨水の排水処理等も含めて周囲への流出防止対策を講じること。
また、土砂の乾燥により砂塵等が発生する場合は、散水し周辺環境に被害を及ぼさないようにすること。
- ・ 盛土箇所に湧水及び滞水などがある場合は、施工前に排水すること。
- ・ 施工箇所の外周道路に水準点を設置し、沈下や隆起等の有無を定期的に観測し、監督員に報告すること。
- ・ 盛土工の施工中に予期できなかった沈下等の有害な現象があった場合は、工事を中止し、監督員と協議すること。
ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督職員に通知すること。
- ・ 軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁帳を、常時点検すること。
- ・ 締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で行うこと。
- ・ 公園整備による各施設の基礎の安定に必要な地耐力が確保できるよう十分な締固めを行うこと。
- ・ 市道 705 号線の用水路側溝撤去では、当該箇所以外の道路施設等に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工すること。
- ・ コンクリート構造物取壊しを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工すること。

- ・ 構造物撤去に伴い発生した現場発生物、建設副産物は、工事発注仕様書に基づき適正に運搬処理すること。
また、想定外の発生物が生じた場合は、速やかに監督職員及び施工監理者に報告すること。

3 既存樹伐採

- ・ 既存樹伐採に伴い発生した木くずは、運搬時は荷台をシートで覆うなど適切な飛散防止対策を施し、建設発生木材として適正に処理すること。
また、建設発生木材を工事現場から搬出する際は、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出すること。
- ・ 高木抜根、中低木伐根の施工は、主要な根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋め戻すこと。

4 仮設工

- ・ 仮設物については、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧すること。
- ・ 工事用通路の施工にあたり、周囲の環境に影響のないよう対策を講じること。
また、工事用通路が既存農業用水路を跨ぐ箇所は、既設構造物に悪影響を与えないようにすること。
- ・ 工事用通路を通行し、殻運搬処理を行うときは、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行うこと。

5 農業用水路改修工

- ・ 均しコンクリートの施工にあたり、沈下、活動、不陸などが生じないようにすること。
- ・ コンクリート打込み後の一定期間は、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように養生すること
- ・ 型枠、支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を保つために十分な強度と安定性を持つ構造にすること。
また、型枠や支保の施工では、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質や性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工すること。
- ・ マンホール施工は、基礎部の支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにすること。
また、公園仕上がり面との高さ調整が必要な場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。
- ・ コンクリート打設においては、打込み量及び打込み高を常に計測すること。
- ・ モルタル上塗工は、塗り残し、ながれ、しわ等のないよう均一の厚さに塗り上げること。

6 その他

- ・ 工事区域への車両通行経路については、監督員が指示したルートを通行すること。
- ・ 工事車両等は、車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から道路に退出するのを防止するため、タイヤ洗浄機装置を設置し、タイヤ洗浄機装置で汚れを除去後に退出すること。
また、市道を汚したときは、速やかに清掃し一般車両の通行に悪影響を与えないこと。
- ・ 工事用機械及び車両が道路を走行することにより砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合は、道路への散水や路面清掃を行うこと。
- ・ その他工事施工上疑義が生じた場合は、その都度監督職員及び監理者と協議すること。

建設副産物に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設工事から発生する廃棄物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、高座清掃施設組合(以下「組合」という。)が発注する工事に適用する。

I. 総則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 神奈川県「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める率先利用品目の資材をいう。

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、組合との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上の場合には、次項Ⅲ.に基づき再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成し、監督職員及び監理者に提出すること。特に対象建設工事においては、契約前に組合に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (3) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (4) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (5) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (6) 対象建設工事にあつては、組合に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (7) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (8) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る許可業者か、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (9) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (10) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (11) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
 - ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、再生砕石等を調達すること。
 - イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。
 - ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考に、積極的な提案を行うこと。
 - ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
 - イ 耐久性の高い建築物等の建築等
 - ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
 - エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用
 - オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。
- (3) 建設副産物を次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
 - ア 建設廃棄物と建設発生土
 - イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）
 - ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物
 - エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。（再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照）
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則としてコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。
- (7) 建設発生木材等は、原則として指定施設へ搬入すること。
- (8) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (9) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (10) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
 - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
 - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
 - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物

管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を把握し、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を監督職員及び監理者に提出し、計画書とともに保存すること。

- (2) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を組合に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、当該工事で発生したコンクリート塊等の再資源化施設への搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書を監督職員及び監理者に提出すること。
- (4) 建設発生木材等については、当該工事で発生した建設発生木材等の再資源化施設への搬入を完了したときは、速やかに監督職員及び監理者に報告すること。
上記（1）から（4）の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出すること。

(参 考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）（建設リサイクル法）
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年 1 月 17 日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 5 月 28 日 神奈川県告示第 366 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）（ラージリサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（廃棄物処理法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事（調査意見書の工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用 {促進} 計画書（実施書）」の作成を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1のとおりである。

表1 調査対象品目

対 象	調査対象品目	備 考
搬入する 建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト混合物	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニール管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する 建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物になったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニール管・継手	
	廃プラスチック、（廃塩化ビニール管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
その他の分別された廃棄物		
第一種～第四種建設発生土および浚渫土（建設汚泥は除く）		

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

(1) 国土交通省のホームページ

[<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>] からCREDAS入力システムをダウンロード（無料）し、インストールする。

インストール方法及びシステムの操作方法については、同ページ内「インストール」及び「操作説明」ページに掲載の情報を参照するか、「ダウンロード」ページに掲載されている『「CREDAS入力システム」のインストールマニュアル』や『「CREDAS入力システム」操作説明書』を参照する。

(2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用 {促進} 計画書—「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版—」の作成）

(3) 工事個票印刷により、「再生資源利用 {促進} 計画書—「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版—」を印刷し、施工計画書に添付する。

(4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。

(5) 提出用ファイル作成により、提出用データを作成する。

(6) 工事個票印刷により、「再生資源利用 {促進} 実施書—「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H20建設副産物実態調査」対応版—」を印刷し、監督職員及び監理者の確認を受ける。

(7) 工事完成時に提出用データを監督職員及び監理者に提出する。

(8) 完成図書に「再生資源利用 {促進} 実施書—「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H20建設副産物実態調査」対応版—」を添付する。

3 データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山 m^3 」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め m^3 」（次表、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 100 m^3

埋戻し 20 m^3 （締め m^3 ）・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22 m^3 （地山 m^3 ）・・・「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

$20 m^3 / \text{変化率C}$ （仮に0.9とする）= 22 m^3

処分 78 m^3 （地山 m^3 ）・・・「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

$100 m^3 - 22 m^3 = 78 m^3$

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。

建設リサイクル資材の品目名については神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品（無筋）※ 再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等）
コンクリート及び鉄からなる建設資材	再生コンクリート二次製品（有筋）※
木材	再生木質ボード
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄からなる建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
 - ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
 - ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。
- イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。
- ウ RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

- ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県コンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。
- イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。
- ウ 建設発生木材等のうち伐木材、伐根材を神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。
- エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。
- オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「6 スtockヤード（再利用先工事が決定）」と選択する。

本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事設計書

工 事 番 号	公園(第二工区)R5整備工事	施 工 年 度	令和5年度
工 事 名 称	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
工 事 場 所	海老名市 本郷 地内		
施 工 主	高座清掃施設組合	工事概要 公園整備工事 1 基盤整備 1.0式 • 敷地造成工 1.0式 • 構造物撤去工 1.0式 • 既存樹木伐採(高木) 1.0式 • 既存樹木伐採(中木) 1.0式 • 仮設工 1.0式 1 施設整備工 1.0式 • 農業用水路改修工 1.0式	
設 計 区 分	公園工事		
路 線 名			
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工 事 日 数	日		
部 課 名	施設課 周辺整備係		
積 算 担 当			
合 計 額			
工 事 価 格			
消費税相当額			

B- 2号		1式当たり					明細書
構造物撤去工							
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
作業土工 (構造物撤去工)		式	1			B- 3号明細書	
構造物とりこわし工(機械施工) 昼間	無筋構造物 制約無, 低騒音・低振動対策不要	m3	6.5			C- 6号単価表	
構造物とりこわし工(機械施工) 昼間	鉄筋構造物 制約無, 低騒音・低振動対策不要	m3	4.3			C- 7号単価表	
殻運搬	無筋コンクリート	m3	6.5			C- 8号単価表	
殻運搬	鉄筋コンクリート	m3	4.3			C- 9号単価表	
廃材処理料(東部地区)	無筋C o 殻	m3	6.5				
廃材処理料(東部地区)	有筋C o 殻	m3	3.6				
廃材処理料(東部地区)	二次製品, 工場製作のCo製品(メッシュ筋入り)長さ60cm程度以下	m3	0.7				
金網(フェンス)撤去		m	104			C- 10号単価表	
鉄スクラップ	ヘビー H4	t	0.96				
計							

B- 4号		既存樹伐採：高木 樹高3.0m以上					1式当たり	明細書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
支障木のチェーンソー伐採	幹周20cm未満	本	4				C- 11号単価表	
支障木のチェーンソー伐採	幹周30cm以上60cm未満	本	68				C- 12号単価表	
支障木のチェーンソー伐採	幹周60cm以上90cm未満	本	50				C- 13号単価表	
支障木のチェーンソー伐採	幹周90cm以上120cm未満	本	5				C- 14号単価表	
支障木のチェーンソー伐採	幹周120cm以上	本	7				C- 15号単価表	
支障木の機械抜根	幹周20cm未満	本	4				C- 16号単価表	
支障木の機械抜根	幹周30cm以上60cm未満	本	68				C- 17号単価表	
支障木の機械抜根	幹周60cm以上90cm未満	本	50				C- 18号単価表	
支障木の機械抜根	幹周90cm以上120cm未満	本	5				C- 19号単価表	
支障木の機械抜根	幹周120cm以上	本	7				C- 20号単価表	
土砂等運搬		m3	165				C- 21号単価表	
建設木くず(北部地区)	幹部	t	8.2					
建設木くず(北部地区)	根	t	77.6					

B- 14号		マンホール工 農業用水路人孔 角形1,000+円形φ900 (全7基)					1式当たり	明細書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
基面整正		m ²	14.5				C- 41号単価表	
基礎砕石		m ²	14.5				C- 31号単価表	
型枠		m ²	4.1				C- 32号単価表	
コンクリート		m ³	1.5				C- 42号単価表	
コンクリート		m ³	2.8				C- 42号単価表	
モルタル上塗り (マンホール用)	(配合 1 : 2) t=30	m ²	9				E- 1号単価表	
角形人孔 開口費	φ500	箇所	14					
角形人孔ブロック	□1,000 基礎ブロックH1,200	個	7					
角形人孔ブロック	□1,000 基礎ブロックH600	個	7					
角形人孔ブロック	□1,000 頂版ブロックH300	個	7					
組立1号マンホール 1種 5m以下	直壁 30	個	5					
組立1号マンホール 1種 5m以下	斜壁 45	個	1					
組立1号マンホール 1種 5m以下	斜壁 30	個	6					

C- 8号

1m3当たり

単価表

殻運搬
無筋コンクリート

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
殻運搬	殻発生作業:コンクリート(無筋)構造物とりこわし 積込工法区分:機械積込 DID区間の有無:有り	m3	1			
	運搬距離:5.7km以下					
計						

C- 24号 100㎡当たり 単価表

敷鉄板設置撤去工

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
<設 置>						
土木一般世話役		人				
とび工		人				
普通作業員		人				
バックホウ(クローラ型)運転費 標準型・超低騒音型	クレーン機能付	日	0.152			F- 4号運転費
<撤 去>						
土木一般世話役		人				
とび工		人				
普通作業員		人				
バックホウ(クローラ型)運転費 標準型・超低騒音型	クレーン機能付	日	0.143			F- 4号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1㎡当たり						

C- 27号 1m3当たり 単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
掘削	土質:土砂 施工方法:オープンカット 押土の有無:無し	m3	1			
	障害の有無:無し 施工数量:5,000m3未満					
計						

本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事

数量計算書

高座清掃施設組合 施設課

本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事 [数量総括表]

工事区分・工種・種別	細別	規格	単位	施工数量			摘要
				当初	変更	増減	
基盤整備							
敷地造成工							
掘削工	掘削押土 ブルドーザ 20 t 級		m ³	45.0			
盛土工	盛土 ブルドーザ 16 t 級、振動ローラ11~12 t 級締固め		m ³	13,906.0			
整地(土砂改良)	B H 0.8m ³ 土砂ルーズ混合(F T マッドキラー : 20 k g / m ³)		m ³	4,100.0			
構造物撤去工							
作業土工							
	床掘	B H 0.28m ³ : 金網撤去(基礎部)	m ³	14.0			
	埋戻し(発生土)	B H 0.28m ³ : 金網撤去(基礎部)	m ³	15.0			
構造物取壊し工							
	コンクリート構造物撤去		基	2.0			
	農業用水路撤去	800×900: 3 箇所、600×900: 4 箇所	箇所	7.0			
	金網(フェンス)撤去	ネットフェンスH=1.2	m	104.0			
伐採工							
	高木伐採・伐根	幹周<20 c m	本	4.0			
		30≦幹周<60 c m	本	68.0			
		60≦幹周<90 c m	本	50.0			
		90≦幹周<120 c m	本	5.0			
		幹周120 c m以上	本	7.0			
	中木伐採・伐根	幹周<20 c m	本	33.0			
		20≦幹周<30 c m	本	15.0			

工事区分・工種・種別	細別	規格	単位	施工数量			摘要
				当初	変更	増減	
		30≦幹周<60cm	本	37.0			
		60≦幹周<90cm	本	11.0			
運搬処理工							
	コンクリート殻運搬処分	無筋コンクリート	m ³	6.5			
	コンクリート殻運搬処分	鉄筋コンクリート	m ³	3.6			
	コンクリート殻運搬処分	コンクリート二次製品	m ³	0.7			
	伐採・伐根処分	高木165.0+中木3.0	m ³	168.0			
	木くず運搬処分(伐木)	高木8.20+中木1.0	t	9.2			
	木くず運搬処分(伐根)	高木77.6+中木0.9	t	78.5			
仮設工							
工事用道路工	敷鉄板	22×1,524×6,096:64枚	m ²	594.0			1,064kg/枚
	用水路側溝管	VU400	m	17.0			8.5m/箇所×2
仮設覆工板工	覆工板	200×2,000×1,000:368kg/枚	m ²	24.0			12m ² /箇所×2
防塵対策工	タイヤ洗浄装置	乾式	台	2.0			
交通管理工	交通誘導警備員		人日	225.0			
施設整備							
雨水排水設備工							
作業土工							
	床掘	BH0.80m ³	m ³	166.0			
	埋戻し(砂)	BH0.80m ³	m ³	165.0			
	埋戻し(発生土)	BH0.80m ³	m ³	104.0			
管渠工							
	農業用水路管	VU500	m	247.0			

土工数量集計表

■敷地造成工		地区名： C: 0.90					
工種	単位	数量	掘削 (m3)	盛土 (m3)		作業残土処理 (m3) 掘削-(盛土/C)	備考
土砂掘削	式	1.0	45.0	0.0		45.0	
盛土	式	1.0	0.0	13,651.0		-15,167.8	
						-15,122.8	A
土砂改良	式	1.0	13,651.0 × 30.0	= 4,100.0			

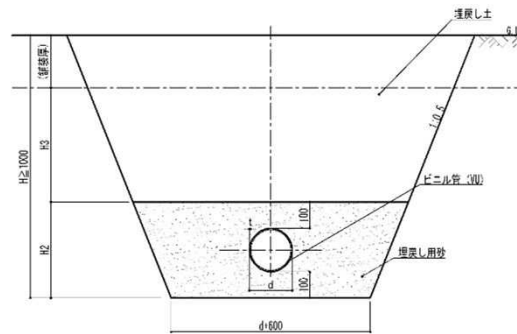
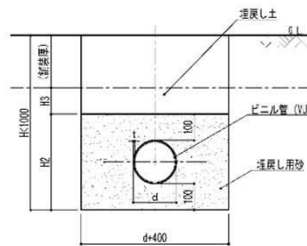
■構造物土工

工種	単位	数量	床掘土量			埋戻土量				作業残土処理 (m3) 掘削-(盛土/C)	備考
			BH0.28	BH0.45	BH0.8	BH0.28	BH0.45	BH0.8	ブル		
農業用水路改修工	式	1.0			166.0			104.0		50.4	発生土埋戻し
農業用水路改修工	式	1.0						165.0		165.0	砂埋戻し
用水路側溝工	式	1.0			7.3			10.5		-4.4	発生土埋戻し
用水路側溝工	式	1.0						3.4		0.0	砂埋戻し
仮設覆工(基礎部)	式	1.0			6.4			3.6		2.4	
金網撤去(基礎部)	式	1.0	14.6			15.6				-2.7	基礎ブロック部
小計			14.6	0.0	179.7	15.6	0.0	286.5	0.0	210.7	
			14.6	0.0	179.7	15.6	0.0	286.5	0.0	210.7	B
土量収支										-14,912.0	A + B

管渠土工計算表

管種 番号	農業用水路 VU500		外径d 520.0mm		肉厚t 14.6mm		計画高 上流 下流	管底高 上流 下流	掘削深 上流 下流	舗装厚 上流 下流	平均 掘削深 H1	埋戻深		床掘幅		埋戻幅 W2	床掘 (W1+W3)/2+H1*L1	埋戻 発生土 (W3+W2)/2+H3*L1	砂埋戻し		残土処分 NET 床掘-埋戻発生土	床付 ※小規模土工の 場合計算しない W1*L1
	経路 上流 下流	管路延長 芯芯間距離	控除 柵・人孔		管実長 L1	基礎 延長 L2						発生土 H3	砂 H2	(底) W1	(上) W3				断面積 S	土量 S*L2		
			内径/2	外径/2																		
		① (m)	② (m)	③ (m)	①-② (m)	①-③ (m)	④	⑤	⑥ (m)	⑦ (m)	⑧ (m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m ³)	(m ³)	(m ²)	(m ³)	(m ³)	(m ²)
農																						
農①-1	既設柵 農業用水路人孔(NH1)	18.200	0.500 0.500	0.650 0.650	17.20	16.900	12.700 13.200	12.410 12.360	0.405 0.955	0.310 0.310	0.370	-0.350	0.720	0.920	0.920	0.920	6.189	-5.867	0.450	7.605	12.055	16.744
農①-2	農業用水路人孔(NH1) 農業用水路人孔(NH2)	27.500	0.500 0.500	0.650 0.650	26.50	26.200	13.200 13.350	12.360 12.290	0.955 1.175	0.310 0.310	0.755	0.035	0.720	0.920	0.920	0.920	19.091	0.875	0.450	11.790	18.216	25.300
農①-3	農業用水路人孔(NH2) 農業用水路人孔(NH3)	36.400	0.500 0.500	0.650 0.650	35.40	35.100	13.350 13.450	12.290 12.190	1.175 1.375	0.310 0.000	1.120	0.400	0.720	1.120	2.240	1.840	68.458	29.669	0.853	29.940	38.788	40.768
農①-4	農業用水路人孔(NH3) 農業用水路人孔(NH4)	36.400	0.500 0.500	0.650 0.650	35.40	35.100	13.450 13.270	12.190 12.100	1.375 1.285	0.000 0.000	1.330	0.610	0.720	1.120	2.450	1.840	86.380	47.591	0.853	29.940	38.788	40.768
農①-5	農業用水路人孔(NH4) 農業用水路人孔(NH5)	34.100	0.500 0.500	0.650 0.650	33.10	32.800	13.270 13.220	12.100 12.010	1.285 1.325	0.000 0.000	1.305	0.585	0.720	1.120	2.425	1.840	78.844	42.507	0.853	27.978	36.337	38.192
農①-6	農業用水路人孔(NH5) 農業用水路人孔(NH6)	34.000	0.500 0.500	0.650 0.650	33.00	32.700	13.220 13.000	12.010 11.920	1.325 1.195	0.000 0.000	1.260	0.540	0.720	1.120	2.380	1.840	74.938	38.707	0.853	27.893	36.230	38.080
農①-7	農業用水路人孔(NH6) 農業用水路人孔(NH7)	40.200	0.500 0.500	0.650 0.650	39.20	38.900	13.000 12.750	11.920 11.820	1.195 1.045	0.000 0.310	0.965	0.245	0.720	0.920	0.920	0.920	35.675	9.046	0.450	17.505	26.628	36.984
農①-8	農業用水路人孔(NH7) 接続	27.800	0.500	0.650	27.30	27.150	12.750 12.500	11.820 11.710	1.045 0.905	0.310 0.000	0.820	0.100	0.720	0.920	0.920	0.920	20.962	2.547	0.450	12.217	18.415	25.576
用水路	農業用水路1	181.500 延長	1.100 幅	0.900 高さ	0.90 内寸幅	0.800 内寸高											-179.685	-49.005				
用水路	農業用水路2	60.500 延長	1.060 幅	0.700 高さ	0.90 内寸幅	0.600 内寸高											-44.891	-12.221				
	合計				247.100	247.00											165.960 166.00	103.849 104.00		164.868 165.00	225.457 225.00	262.412 262.00

- * 排水管: 芯芯間距離-柵・人孔内径
- * 床掘長: 芯芯間距離
(柵・人孔の土工は管路土工を含む)
(特殊人孔の場合のみ床掘幅を控除)
- * 砂埋戻し(基礎延長)
: 芯芯間距離-柵・人孔外径
- * 残土量は構造物土工集計表で
残土=床掘-埋戻/0として集計する。



排水管 管種	外径d (mm)	肉厚t (mm)
VP100	114.0	6.6
VP150	165.0	8.9
VP200	216.0	10.3
VP300	318.0	15.1
VU500	520.0	14.6
有孔150	177.0	18.0

樹木伐採数量集計表(高木)

台帳 番号	名称	規格			単位	数量	伐採・伐根(幹周cm)									
		H	C	W			20未満	20以上 30未満	30以上 60未満	60以上 90未満	90以上 120未満	120以上 150未満	150以上 200未満	200以上 230未満		
1-1	えのき	8.0	1.73		本	1									1	
1-2	むくのき	4.5	0.58		本	1				1						
1-3	みずき	4.0	0.57		本	1				1						
1-4	みずき	4.5	0.78		本	1					1					
1-5	みずき	4.5	0.82		本	1					1					
1-6	えのき	3.0	0.15		本	1	1									
1-7	けやき	12.0	1.60		本	1									1	
1-8	—	3.0	0.15		本	1	1									
1-9	—	3.0	0.30		本	1				1						
1-10	はなみずき	4.0	0.50		本	1				1						
1-11	えのき	4.0	0.32		本	1				1						
1-12	かき	3.5	0.55		本	1				1						
1-13	ゆず	3.5	0.30		本	1				1						
1-14	うめ	3.0	0.60		本	1					1					
1-15	かき	3.0	0.60		本	1					1					
1-16	うめ	3.0	0.60		本	1					1					
1-17	かき	3.0	0.60		本	1					1					
1-18	うめ	3.0	0.60		本	1					1					
1-19	かき	3.0	0.45		本	1					1					
1-20	かき	4.0	0.90		本	1						1				
1-21	かき	3.0	0.45		本	1				1						
1-22	うめ	4.0	0.45		本	1				1						
1-23	うめ	4.0	0.45		本	1				1						
1-24	うめ	4.0	0.30		本	1				1						
1-25	うめ	4.0	0.45		本	1				1						
1-26	うめ	4.0	0.45		本	1				1						
1-27	うめ	4.0	0.45		本	1				1						
2-1	ひのき	9.0	1.02		本	1						1				
2-2	くり	4.0	1.70		本	1									1	
2-3	くり	4.0	0.60		本	1					1					
2-4	くり	3.5	0.60		本	1					1					
2-5	くり	3.0	0.50		本	1				1						
2-6	くり	4.0	0.70		本	1					1					
2-7	くり	4.5	0.60		本	1					1					
2-8	くり	4.5	0.60		本	1					1					
2-9	くり	3.5	0.30		本	1				1						
2-10	くり	4.5	0.68		本	1					1					
2-11	くり	4.0	0.68		本	1					1					
2-12	くり	4.5	0.70		本	1					1					
2-13	くり	4.5	0.55		本	1				1						
2-14	くり	4.0	0.65		本	1					1					
2-15	くり	4.5	0.55		本	1				1						
2-16	くり	3.0	0.30		本	1					1					
2-17	くり	3.0	0.12		本	1	1									
2-18	くり	4.0	0.15		本	1	1									
2-19	くり	4.5	0.30		本	1				1						
2-20	くり	4.0	0.30		本	1				1						
2-21	くり	4.5	0.55		本	1				1						
2-22	くり	4.0	0.35		本	1				1						
2-23	くり	4.5	0.90		本	1					1					
2-24	くり	3.5	0.70		本	1					1					
2-25	くり	4.0	0.45		本	1				1						
2-26	くり	4.0	0.45		本	1				1						
2-27	くり	4.5	0.68		本	1					1					
2-28	くり	4.5	0.75		本	1					1					
2-29	くり	4.0	0.50		本	1				1						
2-30	くり	4.5	0.78		本	1					1					
2-31	くり	3.5	0.68		本	1					1					
2-32	くり	3.0	0.35		本	1				1						
2-33	くり	4.5	0.80		本	1					1					
2-34	くり	4.5	0.75		本	1					1					
2-35	くり	4.5	0.55		本	1				1						
2-36	くり	4.5	0.75		本	1					1					
2-37	くり	4.0	0.55		本	1				1						
2-38	くり	4.0	0.50		本	1				1						
2-39	くり	4.5	0.80		本	1					1					
2-40	くり	4.5	0.55		本	1					1					
2-41	くり	4.5	0.45		本	1					1					

樹木伐採数量集計表(高木)

台帳 番号	名称	規格			単位	数量	伐採・伐根(幹周cm)								
		H	C	W			20未満	20以上 30未満	30以上 60未満	60以上 90未満	90以上 120未満	120以上 150未満	150以上 200未満	200以上 230未満	
2-42	くり	4.5	0.45		本	1			1						
2-43	くり	4.0	0.55		本	1			1						
2-44	くり	4.5	0.70		本	1				1					
2-45	くり	4.0	0.50		本	1			1						
2-46	くり	3.0	0.45		本	1			1						
2-47	くり	3.5	0.30		本	1			1						
2-48	くり	4.0	0.50		本	1			1						
2-49	くり	4.5	0.48		本	1			1						
2-50	くり	3.5	0.60		本	1				1					
2-51	くり	3.0	0.58		本	1			1						
2-52	くり	3.5	0.45		本	1			1						
2-53	くり	4.5	0.50		本	1			1						
2-54	くり	4.5	0.58		本	1			1						
2-55	くり	3.5	0.85		本	1				1					
2-56	くり	3.5	0.60		本	1				1					
2-57	くり	3.5	0.40		本	1			1						
2-58	くり	3.5	0.61		本	1				1					
2-59	くり	3.0	0.45		本	1			1						
2-60	くり	3.0	0.45		本	1			1						
2-61	くり	4.0	1.26		本	1					1				
2-62	くり	3.0	0.38		本	1			1						
2-63	くり	3.0	0.45		本	1			1						
2-64	くり	3.5	0.59		本	1			1						
2-65	くり	3.5	0.63		本	1				1					
2-66	くり	3.5	0.73		本	1				1					
2-67	くり	3.0	0.52		本	1			1						
2-68	くり	3.5	0.68		本	1				1					
2-69	くり	3.5	0.63		本	1				1					
2-70	くり	3.0	0.52		本	1			1						
2-71	くり	3.5	0.35		本	1			1						
2-72	くり	3.5	1.26		本	1					1				
2-73	くり	3.5	0.48		本	1			1						
2-74	くり	3.5	0.80		本	1				1					
2-75	くり	3.5	0.40		本	1			1						
2-76	くり	3.0	0.52		本	1			1						
2-77	くり	3.5	0.65		本	1				1					
2-78	くり	3.5	0.50		本	1			1						
2-79	くり	3.0	0.52		本	1			1						
2-80	くり	3.0	0.60		本	1				1					
2-81	くり	4.0	0.79		本	1				1					
2-82	くり	4.0	0.88		本	1				1					
2-83	くり	3.0	0.85		本	1				1					
2-84	くり	4.0	0.69		本	1				1					
2-85	くり	3.5	0.61		本	1				1					
2-86	くり	3.0	0.58		本	1			1						
2-87	くり	3.0	0.52		本	1			1						
2-88	くり	3.0	0.52		本	1			1						
2-89	くり	3.5	0.67		本	1				1					
2-90	くり	3.5	0.67		本	1				1					
2-91	くり	3.0	0.50		本	1			1						
2-92	くり	3.0	0.38		本	1			1						
2-93	くり	3.0	0.40		本	1			1						
2-94	くり	3.0	0.59		本	1			1						
2-95	くり	3.5	0.63		本	1				1					
2-96	くり	3.0	0.90		本	1					1				
2-97	くり	3.0	0.60		本	1				1					
2-98	くり	3.0	0.60		本	1				1					
2-99	くり	4.0	0.58		本	1			1						
2-100	くり	3.0	1.35		本	1					1				
2-101	くり	4.5	0.69		本	1				1					
2-102	くり	4.0	0.58		本	1			1						
2-103	くり	3.0	0.44		本	1			1						
2-104	くり	3.5	1.21		本	1					1				
2-105	くり	3.5	0.61		本	1				1					
2-106	くり	4.0	0.68		本	1				1					
2-107	くり	4.0	1.12		本	1					1				
	伐採・伐根の計	対象: エリア1,2				134	4	0	68	50	5	4	3	0	

樹木伐採数量集計表(中木)

台帳 番号	名称	規格			単位	数量	伐採・伐根(樹高cm)				伐採・伐根(幹周cm)				
		H	C	W			50未満	50以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	20未満	20以上 30未満	30以上 60未満	60以上	
1-1	つつじ	1.1	0.17		本	1			1			1			
1-2	つつじ	1.0	0.15		本	1			1			1			
1-3	おおむらさきつつじ	1.4	0.21		本	1			1				1		
1-4	つつじ	1.1	0.17		本	1			1			1			
1-5	つつじ	1.5	0.23		本	1			1				1		
1-6	さつき	0.6	0.09		本	1		1				1			
1-7	つつじ	1.2	0.18		本	1			1			1			
1-8	さつき	0.8	0.12		本	1		1				1			
1-9	つつじ	0.7	0.11		本	1		1				1			
1-10	つつじ	0.9	0.14		本	1		1				1			
1-11	さつき	0.8	0.12		本	1		1				1			
1-12	さつき	0.8	0.12		本	1		1				1			
1-13	さつき	0.6	0.09		本	1		1				1			
1-14	しゅろ	0.6	0.09		本	1		1				1			
1-15	まゆみ	2.0	0.22		本	1				1			1		
1-16	むくのき	2.5	0.60		本	1				1					1
1-17	むくのき	2.5	0.20		本	1				1			1		
1-18	ー	2.5	0.15		本	1				1					
1-19	ー	2.5	0.15		本	1				1					
1-20	つげ	1.2	0.10		本	1			1			1			
1-21	つげ	1.5	0.15		本	1			1			1			
1-22	つばき	1.5	0.27		本	1			1				1		
1-23	あおき	2.0	0.12		本	1				1		1			
1-24	うめ	2.0	0.44		本	1				1				1	
1-25	ひば	1.2	0.10		本	1			1			1			
1-26	つげ	1.5	0.35		本	1			1					1	
1-27	ひば	1.6	0.12		本	1			1			1			
1-28	ひば	1.5	0.12		本	1			1			1			
1-29	つげ	2.0	0.28		本	1				1			1		
1-30	つげ	2.0	0.27		本	1				1			1		
1-31	つさかき	1.6	0.36		本	1			1					1	
1-32	つげ	1.2	0.15		本	1			1			1			
1-33	つげ	1.8	0.38		本	1			1					1	
1-34	つげ	1.8	0.30		本	1			1					1	
1-35	きやらぼく	2.0	0.50		本	1				1				1	
1-36	つばき	1.6	0.34		本	1			1					1	
1-37	つげ	1.6	0.32		本	1			1					1	
1-38	つげ	1.8	0.33		本	1			1					1	
1-39	うめ	2.5	0.45		本	1				1				1	
1-40	かき	2.0	0.30		本	1				1				1	
1-41	かき	1.8	0.30		本	1			1					1	
1-42	ー	0.9	0.25		本	1		1				1			
1-43	まさき	2.0	0.45		本	1				1				1	
2-1	まさき	0.8	0.12		本	1		1				1			
2-2	まさき	1.5	0.23		本	1			1				1		
2-3	まさき	0.8	0.12		本	1		1				1			
2-4	れんぎょう	1.5	0.23		本	1			1				1		
2-5	中木	2.0	0.30		本	1				1				1	
2-6	まさき	1.2	0.18		本	1			1			1			
2-7	まさき	1.3	0.20		本	1			1			1			
2-8	けやき	2.5	0.15		本	1				1		1			
2-9	ひさかき	1.4	0.10		本	1			1			1			
2-10	ひさかき	1.8	0.35		本	1			1					1	
2-11	くり	0.1	0.45		本	1	1							1	
2-12	やまぼうし	2.0	0.10		本	1				1		1			
2-13	みかん	2.0	0.22		本	1				1			1		
2-14	くり	2.5	0.71		本	1				1					1
2-15	つげ	1.2	0.10		本	1			1			1			
2-16	くり	2.0	0.78		本	1				1					1
2-17	くり	2.0	0.39		本	1				1				1	
2-18	くり	1.5	0.15		本	1			1			1			
2-19	くり	2.5	0.44		本	1				1				1	
2-20	くり	2.5	0.60		本	1				1					1
2-21	くり	2.0	0.30		本	1				1				1	
2-22	くり	2.0	0.30		本	1				1				1	
2-23	くり	1.5	0.35		本	1			1					1	
2-24	くり	1.5	0.52		本	1			1					1	
2-25	くり	1.5	1.20		本	1			1						1
2-26	くり	2.0	0.35		本	1				1				1	

台帳 番号	名称	規格			単位	数量	伐採・伐根(樹高cm)				伐採・伐根(幹周cm)					
		H	C	W			50未満	50以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	20未満	20以上 30未満	30以上 60未満	60以上		
2-27	くり	2.5	0.50		本	1				1				1		
2-28	くり	1.5	0.30		本	1				1				1		
2-29	くり	2.5	0.30		本	1								1		
2-30	くり	2.5	0.39		本	1								1		
2-31	えのき	1.8	0.12		本	1				1		1				
2-32	ひさかき	1.5	0.10		本	1				1		1				
2-33	えのき	1.8	0.12		本	1				1		1				
2-34	みかん	2.0	0.22		本	1						1				
2-35	くり	2.5	0.58		本	1						1		1		
2-36	ひさかき	1.5	0.24		本	1				1			1			
2-37	くり	2.0	0.48		本	1						1		1		
2-38	ゆず	2.0	0.30		本	1						1		1		
2-39	くり	2.0	0.45		本	1						1		1		
2-40	ゆず	2.5	0.34		本	1						1		1		
2-41	ゆず	2.5	0.27		本	1						1				
2-42	くり	0.4	0.45		本	1	1							1		
2-43	くり	0.4	0.60		本	1	1								1	
2-44	くり	1.0	0.60		本	1				1					1	
2-45	くり	1.5	0.20		本	1				1			1			
2-46	くり	0.1	0.45		本	1	1							1		
2-47	くり	1.5	0.60		本	1				1					1	
2-48	くり	0.2	0.45		本	1	1							1		
2-49	くり	2.0	0.61		本	1						1			1	
2-50	くり	1.0	1.20		本	1				1					1	
2-51	くり	0.2	0.30		本	1	1							1		
2-52	くり	0.3	0.45		本	1	1							1		
2-53	くり	2.0	1.20		本	1						1			1	
3-1	しゅろ	1.5	0.20		本	1				1			1			
3-2	さかき	2.5	0.10		本	1					1	1				
3-3	しゅろ	1.0	0.20		本	1				1			1			
3-4	しゅろ	1.2	0.20		本	1				1			1			
3-5	しゅろ	2.5	0.30		本	1					1			1		
3-6	あおき	2.0	0.35		本	1					1			1		
3-7	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-8	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-9	しゅろ	1.5	0.20		本	1				1			1			
3-10	しゅろ	1.5	0.20		本	1				1			1			
3-11	しゅろ	1.5	0.20		本	1				1			1			
3-12	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-13	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-14	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-15	しゅろ	2.5	0.30		本	1					1			1		
3-16	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-17	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-18	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-20	しゅろ	1.5	0.20		本	1				1			1			
3-21	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
3-22	しゅろ	1.5	0.20		本	1				1			1			
3-23	しゅろ	2.0	0.30		本	1					1			1		
	伐採・伐根の計	対象:エリア1.2				96	7	11	41	37	33	15	37	11		

伐木材積集計(高木)

番号	名称	形状寸法			植穴容量	木幹処理 $V=\pi/4 \times D^2 \times H \times 0.5$	木根処理 植穴容量の20%	数量 m3	備考
		H	C	D 胸高直径					
高木									
1-1	えのき	8.0	1.73	0.55	78.747	0.953	15.749	16.702	
1-2	むくのき	4.5	0.58	0.18	2.624	0.060	0.524	0.584	
1-3	みずき	4.0	0.57	0.18	2.624	0.051	0.524	0.575	
1-4	みずき	4.5	0.78	0.25	6.609	0.108	1.321	1.429	
1-5	みずき	4.5	0.82	0.26	6.609	0.120	1.321	1.441	
1-6	えのき	3.0	0.15	0.05	0.329	0.002	0.065	0.067	
1-7	けやき	12.0	1.60	0.51	52.105	1.222	10.421	11.643	
1-8	—	3.0	0.15	0.05	0.329	0.002	0.065	0.067	
1-9	—	3.0	0.30	0.10	0.921	0.010	0.184	0.194	
1-10	はなみずき	4.0	0.50	0.16	2.624	0.039	0.524	0.563	
1-11	えのき	4.0	0.32	0.10	0.921	0.016	0.184	0.200	
1-12	かき	3.5	0.55	0.18	2.624	0.042	0.524	0.566	
1-13	ゆず	3.5	0.30	0.10	0.921	0.012	0.184	0.196	
1-14	うめ	3.0	0.60	0.19	4.373	0.042	0.874	0.916	
1-15	かき	3.0	0.60	0.19	4.373	0.042	0.874	0.916	
1-16	うめ	3.0	0.60	0.19	4.373	0.042	0.874	0.916	
1-17	かき	3.0	0.60	0.19	4.373	0.042	0.874	0.916	
1-18	うめ	3.0	0.60	0.19	4.373	0.042	0.874	0.916	
1-19	かき	3.0	0.45	0.14	2.624	0.024	0.524	0.548	
1-20	かき	4.0	0.90	0.29	9.988	0.128	1.997	2.125	
1-21	かき	3.0	0.45	0.14	2.624	0.024	0.524	0.548	
1-22	うめ	4.0	0.45	0.14	2.624	0.032	0.524	0.556	
1-23	うめ	4.0	0.45	0.14	2.624	0.032	0.524	0.556	
1-24	うめ	4.0	0.30	0.10	0.921	0.014	0.184	0.198	
1-25	うめ	4.0	0.45	0.14	2.624	0.032	0.524	0.556	
1-26	うめ	4.0	0.45	0.14	2.624	0.032	0.524	0.556	
1-27	うめ	4.0	0.45	0.14	2.624	0.032	0.524	0.556	
2-1	ひのき	9.0	1.02	0.32	9.988	0.372	1.997	2.369	
2-2	くり	4.0	1.70	0.54	78.747	0.460	15.749	16.209	
2-3	くり	4.0	0.60	0.19	4.373	0.057	0.874	0.931	
2-4	くり	3.5	0.60	0.19	4.373	0.050	0.874	0.924	
2-5	くり	3.0	0.50	0.16	2.624	0.029	0.524	0.553	
2-6	くり	4.0	0.70	0.22	4.373	0.078	0.874	0.952	
2-7	くり	4.5	0.60	0.19	4.373	0.064	0.874	0.938	
2-8	くり	4.5	0.60	0.19	4.373	0.064	0.874	0.938	
2-9	くり	3.5	0.30	0.10	0.921	0.012	0.184	0.196	
2-10	くり	4.5	0.68	0.22	4.373	0.082	0.874	0.956	
2-11	くり	4.0	0.68	0.22	4.373	0.073	0.874	0.947	
2-12	くり	4.5	0.70	0.22	4.373	0.087	0.874	0.961	
2-13	くり	4.5	0.55	0.18	2.624	0.054	0.524	0.578	
2-14	くり	4.0	0.65	0.21	4.373	0.067	0.874	0.941	
2-15	くり	4.5	0.55	0.18	2.624	0.054	0.524	0.578	
2-16	くり	3.0	0.30	0.10	0.921	0.010	0.184	0.194	
2-17	くり	3.0	0.12	0.04	0.175	0.001	0.035	0.036	
2-18	くり	4.0	0.15	0.05	0.329	0.003	0.065	0.068	
2-19	くり	4.5	0.30	0.10	0.921	0.016	0.184	0.200	
2-20	くり	4.0	0.30	0.10	0.921	0.014	0.184	0.198	
2-21	くり	4.5	0.55	0.18	2.624	0.054	0.524	0.578	
2-22	くり	4.0	0.35	0.11	1.574	0.019	0.314	0.333	
2-23	くり	4.5	0.90	0.29	9.988	0.145	1.997	2.142	
2-24	くり	3.5	0.70	0.22	4.373	0.068	0.874	0.942	
2-25	くり	4.0	0.45	0.14	2.624	0.032	0.524	0.556	

番号	名称	形状寸法			植穴容量	木幹処理 $V=\pi/4 \times D^2 \times H \times 0.5$	木根処理 植穴容量の20%	数量	備考
		H	C	D 胸高直径				m3	
2-26	くり	4.0	0.45	0.14	2.624	0.032	0.524	0.556	
2-27	くり	4.5	0.68	0.22	4.373	0.082	0.874	0.956	
2-28	くり	4.5	0.75	0.24	6.609	0.100	1.321	1.421	
2-29	くり	4.0	0.50	0.16	2.624	0.039	0.524	0.563	
2-30	くり	4.5	0.78	0.25	6.609	0.108	1.321	1.429	
2-31	くり	3.5	0.68	0.22	4.373	0.064	0.874	0.938	
2-32	くり	3.0	0.35	0.11	1.574	0.014	0.314	0.328	
2-33	くり	4.5	0.80	0.25	6.609	0.114	1.321	1.435	
2-34	くり	4.5	0.75	0.24	6.609	0.100	1.321	1.421	
2-35	くり	4.5	0.55	0.18	2.624	0.054	0.524	0.578	
2-36	くり	4.5	0.75	0.24	6.609	0.100	1.321	1.421	
2-37	くり	4.0	0.55	0.18	2.624	0.048	0.524	0.572	
2-38	くり	4.0	0.50	0.16	2.624	0.039	0.524	0.563	
2-39	くり	4.5	0.80	0.25	6.609	0.114	1.321	1.435	
2-40	くり	4.5	0.55	0.18	2.624	0.054	0.524	0.578	
2-41	くり	4.5	0.45	0.14	2.624	0.036	0.524	0.560	
2-42	くり	4.5	0.45	0.14	2.624	0.036	0.524	0.560	
2-43	くり	4.0	0.55	0.18	2.624	0.048	0.524	0.572	
2-44	くり	4.5	0.70	0.22	4.373	0.087	0.874	0.961	
2-45	くり	4.0	0.50	0.16	2.624	0.039	0.524	0.563	
2-46	くり	3.0	0.45	0.14	2.624	0.024	0.524	0.548	
2-47	くり	3.5	0.30	0.10	0.921	0.012	0.184	0.196	
2-48	くり	4.0	0.50	0.16	2.624	0.039	0.524	0.563	
2-49	くり	4.5	0.48	0.15	2.624	0.041	0.524	0.565	
2-50	くり	3.5	0.60	0.19	4.373	0.050	0.874	0.924	
2-51	くり	3.0	0.58	0.18	2.624	0.040	0.524	0.564	
2-52	くり	3.5	0.45	0.14	2.624	0.028	0.524	0.552	
2-53	くり	4.5	0.50	0.16	2.624	0.044	0.524	0.568	
2-54	くり	4.5	0.58	0.18	2.624	0.060	0.524	0.584	
2-55	くり	3.5	0.85	0.27	6.609	0.100	1.321	1.421	
2-56	くり	3.5	0.60	0.19	4.373	0.050	0.874	0.924	
2-57	くり	3.5	0.40	0.13	1.574	0.022	0.314	0.336	
2-58	くり	3.5	0.61	0.19	4.373	0.051	0.874	0.925	
2-59	くり	3.0	0.45	0.14	2.624	0.024	0.524	0.548	
2-60	くり	3.0	0.45	0.14	2.624	0.024	0.524	0.548	
2-61	くり	4.0	1.26	0.40	22.813	0.252	4.562	4.814	
2-62	くり	3.0	0.38	0.12	1.574	0.017	0.314	0.331	
2-63	くり	3.0	0.45	0.14	2.624	0.024	0.524	0.548	
2-64	くり	3.5	0.59	0.19	4.373	0.048	0.874	0.922	
2-65	くり	3.5	0.63	0.20	4.373	0.055	0.874	0.929	
2-66	くり	3.5	0.73	0.23	4.373	0.074	0.874	0.948	
2-67	くり	3.0	0.52	0.17	2.624	0.032	0.524	0.556	
2-68	くり	3.5	0.68	0.22	4.373	0.064	0.874	0.938	
2-69	くり	3.5	0.63	0.20	4.373	0.055	0.874	0.929	
2-70	くり	3.0	0.52	0.17	2.624	0.032	0.524	0.556	

番号	名称	形状寸法			植穴容量	木幹処理 $V=\pi/4 \times D^2 \times H \times 0.5$	木根処理 植穴容量の20%	数量	備考
		H	C	D 胸高直径				m3	
2-71	くり	3.5	0.35	0.11	1.574	0.017	0.314	0.331	
2-72	くり	3.5	1.26	0.40	22.813	0.221	4.562	4.783	
2-73	くり	3.5	0.48	0.15	2.624	0.032	0.524	0.556	
2-74	くり	3.5	0.80	0.25	6.609	0.089	1.321	1.410	
2-75	くり	3.5	0.40	0.13	1.574	0.022	0.314	0.336	
2-76	くり	3.0	0.52	0.17	2.624	0.032	0.524	0.556	
2-77	くり	3.5	0.65	0.21	4.373	0.058	0.874	0.932	
2-78	くり	3.5	0.50	0.16	2.624	0.034	0.524	0.558	
2-79	くり	3.0	0.52	0.17	2.624	0.032	0.524	0.556	
2-80	くり	3.0	0.60	0.19	4.373	0.042	0.874	0.916	
2-81	くり	4.0	0.79	0.25	6.609	0.099	1.321	1.420	
2-82	くり	4.0	0.88	0.28	6.609	0.123	1.321	1.444	
2-83	くり	3.0	0.85	0.27	6.609	0.086	1.321	1.407	
2-84	くり	4.0	0.69	0.22	4.373	0.075	0.874	0.949	
2-85	くり	3.5	0.61	0.19	4.373	0.051	0.874	0.925	
2-86	くり	3.0	0.58	0.18	2.624	0.040	0.524	0.564	
2-87	くり	3.0	0.52	0.17	2.624	0.032	0.524	0.556	
2-88	くり	3.0	0.52	0.17	2.624	0.032	0.524	0.556	
2-89	くり	3.5	0.67	0.21	4.373	0.062	0.874	0.936	
2-90	くり	3.5	0.67	0.21	4.373	0.062	0.874	0.936	
2-91	くり	3.0	0.50	0.16	2.624	0.029	0.524	0.553	
2-92	くり	3.0	0.38	0.12	1.574	0.017	0.314	0.331	
2-93	くり	3.0	0.40	0.13	1.574	0.019	0.314	0.333	
2-94	くり	3.0	0.59	0.19	4.373	0.041	0.874	0.915	
2-95	くり	3.5	0.63	0.20	4.373	0.055	0.874	0.929	
2-96	くり	3.0	0.90	0.29	9.988	0.096	1.997	2.093	
2-97	くり	3.0	0.60	0.19	4.373	0.042	0.874	0.916	
2-98	くり	3.0	0.60	0.19	4.373	0.042	0.874	0.916	
2-99	くり	4.0	0.58	0.18	2.624	0.053	0.524	0.577	
2-100	くり	3.0	1.35	0.43	34.477	0.217	6.895	7.112	
2-101	くり	4.5	0.69	0.22	4.373	0.085	0.874	0.959	
2-102	くり	4.0	0.58	0.18	2.624	0.053	0.524	0.577	
2-103	くり	3.0	0.44	0.14	2.624	0.023	0.524	0.547	
2-104	くり	3.5	1.21	0.39	22.813	0.203	4.562	4.765	
2-105	くり	3.5	0.61	0.19	4.373	0.051	0.874	0.925	
2-106	くり	4.0	0.68	0.22	4.373	0.073	0.874	0.947	
2-107	くり	4.0	1.12	0.36	15.095	0.199	3.019	3.218	
2-株1	くり	1.0	0.40	0.13	1.574	0.006	0.314	0.320	
	計 (エリア1,2)					10.3	155.2	165.4	
					重量(t)	8.2	77.6	85.8	

形状	幹周 (cm)		鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m3)	植穴容量 (m3)	
高木	10未満	0.01	33	25	69	37	0.017	0.12	
	10以上15未満	0.09	38	28	75	40	0.028	0.175	
	15以上20未満	0.14	47	33	87	46	0.061	0.329	
	20以上25未満	0.19	57	39	99	53	0.11	0.517	
	25以上30未満	0.24	66	45	111	59	0.17	0.747	
	30以上35未満	0.29	71	48	117	62	0.21	0.921	
	35以上45未満	0.34	90	59	141	75	0.4	1.574	
	45以上60未満	0.44	113	74	171	90	0.74	2.624	
	60以上75未満	0.59	141	91	207	109	1.32	4.373	
	75以上90未満	0.74	170	108	243	128	2.08	6.609	
	90以上105未満	0.89	想定値						9.988
	105以上120未満	1.04	想定値						15.095
	120以上135未満	1.19	想定値						22.813
	135以上150未満	1.34	想定値						34.477
	150以上165未満	1.49	想定値						52.105
	165以上180未満	1.64	想定値						78.747
	180以上195未満	1.79	想定値						119.011
	195以上210未満	1.94	想定値						179.863
210以上225未満	2.09	想定値						271.83	

伐木材積集計 (中木)

番号	名称	形状寸法			植穴容量	木幹処理 $V = \pi / 4 \times D^2 \times H \times 0.5$	木根処理 植穴容量の20%	数量 m3	備考
		H	C	D 胸高直径					
中木									
1-1	つつじ	1.1	0.17	0.05	0.057	0.001	0.011	0.012	
1-2	つつじ	1.0	0.15	0.05	0.057	0.000	0.011	0.011	
1-3	おおむらさきつつじ	1.4	0.21	0.07	0.057	0.002	0.011	0.013	
1-4	つつじ	1.1	0.17	0.05	0.057	0.001	0.011	0.012	
1-5	つつじ	1.5	0.23	0.07	0.090	0.003	0.018	0.021	
1-6	さつき	0.6	0.09	0.03	0.030	0.000	0.006	0.006	
1-7	つつじ	1.2	0.18	0.06	0.057	0.001	0.011	0.012	
1-8	さつき	0.8	0.12	0.04	0.040	0.000	0.008	0.008	
1-9	つつじ	0.7	0.11	0.03	0.030	0.000	0.006	0.006	
1-10	つつじ	0.9	0.14	0.04	0.040	0.000	0.008	0.008	
1-11	さつき	0.8	0.12	0.04	0.040	0.000	0.008	0.008	
1-12	さつき	0.8	0.12	0.04	0.040	0.000	0.008	0.008	
1-13	さつき	0.6	0.09	0.03	0.030	0.000	0.006	0.006	
1-14	しゅろ	0.6	0.09	0.03	0.030	0.000	0.006	0.006	
1-15	まゆみ	2.0	0.22	0.07	0.133	0.003	0.026	0.029	
1-16	むくのき	2.5	0.60	0.19	0.188	0.035	0.037	0.072	
1-17	むくのき	2.5	0.20	0.06	0.188	0.003	0.037	0.040	
1-18	—	2.5	0.15	0.05	0.188	0.002	0.037	0.039	
1-19	—	2.5	0.15	0.05	0.188	0.002	0.037	0.039	
1-20	つげ	1.2	0.10	0.03	0.057	0.000	0.011	0.011	
1-21	つげ	1.5	0.15	0.05	0.090	0.001	0.018	0.019	
1-22	つばき	1.5	0.27	0.09	0.090	0.004	0.018	0.022	
1-23	あおき	2.0	0.12	0.04	0.133	0.001	0.026	0.027	
1-24	うめ	2.0	0.44	0.14	0.133	0.015	0.026	0.041	
1-25	ひば	1.2	0.10	0.03	0.057	0.000	0.011	0.011	
1-26	つげ	1.5	0.35	0.11	0.090	0.007	0.018	0.025	
1-27	ひば	1.6	0.12	0.04	0.090	0.000	0.018	0.018	
1-28	ひば	1.5	0.12	0.04	0.090	0.000	0.018	0.018	
1-29	つげ	2.0	0.28	0.09	0.133	0.006	0.026	0.032	
1-30	つげ	2.0	0.27	0.09	0.133	0.005	0.026	0.031	
1-31	つさかき	1.6	0.36	0.11	0.090	0.008	0.018	0.026	
1-32	つげ	1.2	0.15	0.05	0.057	0.001	0.011	0.012	
1-33	つげ	1.8	0.38	0.12	0.090	0.010	0.018	0.028	
1-34	つげ	1.8	0.30	0.10	0.090	0.006	0.018	0.024	
1-35	きゃらぼく	2.0	0.50	0.16	0.133	0.019	0.026	0.045	
1-36	つばき	1.6	0.34	0.11	0.090	0.007	0.018	0.025	
1-37	つげ	1.6	0.32	0.10	0.090	0.006	0.018	0.024	
1-38	つげ	1.8	0.33	0.11	0.090	0.007	0.018	0.025	
1-39	うめ	2.5	0.45	0.14	0.188	0.020	0.037	0.057	
1-40	かき	2.0	0.30	0.10	0.133	0.007	0.026	0.033	
1-41	かき	1.8	0.30	0.10	0.090	0.006	0.018	0.024	
1-42	—	0.9	0.25	1.00	0.040	0.353	0.008	0.361	
1-43	まさき	2.0	0.45	0.14	0.133	0.016	0.026	0.042	
2-1	まさき	0.8	0.12	0.04	0.040	0.000	0.008	0.008	
2-2	まさき	1.5	0.23	0.07	0.090	0.003	0.018	0.021	
2-3	まさき	0.8	0.12	0.04	0.040	0.000	0.008	0.008	
2-4	れんぎょう	1.5	0.23	0.07	0.090	0.003	0.018	0.021	
2-5	中木	2.0	0.30	0.10	0.133	0.007	0.026	0.033	
2-6	まさき	1.2	0.18	0.06	0.057	0.001	0.011	0.012	
2-7	まさき	1.3	0.20	0.06	0.057	0.001	0.011	0.012	
2-8	けやき	2.5	0.15	0.05	0.188	0.002	0.037	0.039	
2-9	ひさかき	1.4	0.10	0.03	0.057	0.000	0.011	0.011	
2-10	ひさかき	1.8	0.35	0.11	0.090	0.008	0.018	0.026	

番号	名称	形状寸法			植穴容量	木幹処理 $V=\pi/4 \times D^2 \times H \times 0.5$	木根処理 植穴容量の20%	数量 m3	備考
		H	C	D 胸高直径					
2-11	くり	0.1	0.45	0.14	0.015	0.000	0.003	0.003	
2-12	やまぼうし	2.0	0.10	0.03	0.133	0.000	0.026	0.026	
2-13	みかん	2.0	0.22	0.07	0.133	0.003	0.026	0.029	
2-14	くり	2.5	0.71	0.23	0.188	0.050	0.037	0.087	
2-15	つげ	1.2	0.10	0.03	0.057	0.000	0.011	0.011	
2-16	くり	2.0	0.78	0.25	0.133	0.048	0.026	0.074	
2-17	くり	2.0	0.39	0.12	0.133	0.012	0.026	0.038	
2-18	くり	1.5	0.15	0.05	0.090	0.001	0.018	0.019	
2-19	くり	2.5	0.44	0.14	0.188	0.019	0.037	0.056	
2-20	くり	2.5	0.60	0.19	0.188	0.035	0.037	0.072	
2-21	くり	2.0	0.30	0.10	0.133	0.007	0.026	0.033	
2-22	くり	2.0	0.30	0.10	0.133	0.007	0.026	0.033	
2-23	くり	1.5	0.35	0.11	0.090	0.007	0.018	0.025	
2-24	くり	1.5	0.52	0.17	0.090	0.016	0.018	0.034	
2-25	くり	1.5	1.20	0.38	0.090	0.085	0.018	0.103	
2-26	くり	2.0	0.35	0.11	0.133	0.009	0.026	0.035	
2-27	くり	2.5	0.50	0.16	0.188	0.024	0.037	0.061	
2-28	くり	1.5	0.30	0.10	0.090	0.005	0.018	0.023	
2-29	くり	2.5	0.30	0.10	0.188	0.008	0.037	0.045	
2-30	くり	2.5	0.39	0.12	0.188	0.015	0.037	0.052	
2-31	えのき	1.8	0.12	0.04	0.090	0.001	0.018	0.019	
2-32	ひさかき	1.5	0.10	0.03	0.090	0.000	0.018	0.018	
2-33	えのき	1.8	0.12	0.04	0.090	0.001	0.018	0.019	
2-34	みかん	2.0	0.22	0.07	0.133	0.003	0.026	0.029	
2-35	くり	2.5	0.58	0.18	0.188	0.033	0.037	0.070	
2-36	ひさかき	1.5	0.24	0.08	0.090	0.003	0.018	0.021	
2-37	くり	2.0	0.48	0.15	0.133	0.018	0.026	0.044	
2-38	ゆず	2.0	0.30	0.10	0.133	0.007	0.026	0.033	
2-39	くり	2.0	0.45	0.14	0.133	0.016	0.026	0.042	
2-40	ゆず	2.5	0.34	0.11	0.188	0.011	0.037	0.048	
2-41	ゆず	2.5	0.27	0.09	0.188	0.007	0.037	0.044	
2-42	くり	0.4	0.45	0.14	0.022	0.003	0.004	0.007	
2-43	くり	0.4	0.60	0.19	0.022	0.005	0.004	0.009	
2-44	くり	1.0	0.60	0.19	0.057	0.014	0.011	0.025	
2-45	くり	1.5	0.20	0.06	0.090	0.002	0.018	0.020	
2-46	くり	0.1	0.45	0.14	0.015	0.000	0.003	0.003	
2-47	くり	1.5	0.60	0.19	0.090	0.021	0.018	0.039	
2-48	くり	0.2	0.45	0.14	0.015	0.001	0.003	0.004	
2-49	くり	2.0	0.61	0.19	0.133	0.029	0.026	0.055	
2-50	くり	1.0	1.20	0.38	0.057	0.057	0.011	0.068	
2-51	くり	0.2	0.30	0.10	0.015	0.000	0.003	0.003	
2-52	くり	0.3	0.45	0.14	0.022	0.002	0.004	0.006	
	計 (エリア1,2)					1.3	1.9	3.2	
					重量(t)	1.0	0.9	2.0	

鉢容量及び植穴容量

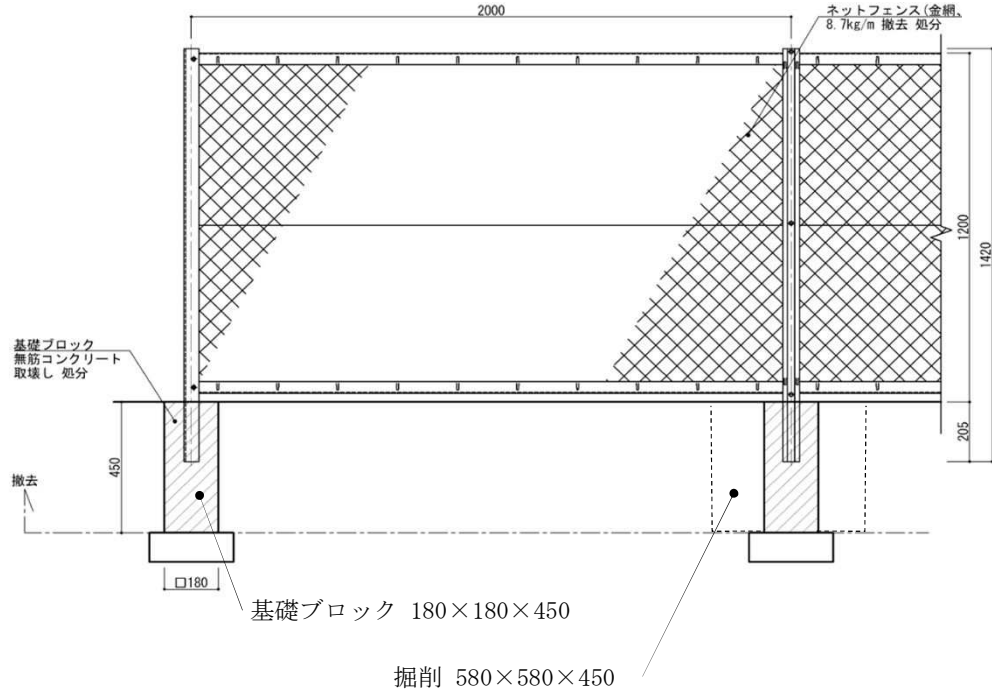
形状	樹高 (cm)		鉢径 (cm)	鉢の深さ (cm)	植穴径 (cm)	植穴深さ (cm)	鉢容量 (m ³)	植穴容量 (m ³)
中 低 木	30未満	0.01	15	8	29	23	0.001	0.015
	30以上50未満	0.29	17	10	33	26	0.002	0.022
	50以上80未満	0.49	20	12	37	28	0.004	0.030
	80以上100未満	0.79	22	13	41	31	0.005	0.040
	100以上150未満	0.99	26	16	46	35	0.008	0.057
	150以上200未満	1.49	30	19	54	40	0.013	0.090
	200以上250未満	1.99	35	23	61	46	0.022	0.133
	250以上 300未満	2.49	40	26	69	51	0.032	0.188

■ 構造物撤去工（運搬処理工）

細 別	規 格	単位	施工 数量	積算 単位	数量（単位数量計算）					殻運搬処理集計					適 用
					A s 殻 (m3)	C o 無筋 (m3)	C o 有筋 (m3)	金属くず (t)	C o 二次 (m3)	A s 殻 (m3)	C o 無筋 (m3)	C o 有筋 (m3)	金属くず (t)	C o 二次 (m3)	
コンクリート 構造物撤去	無筋C o	基	2.0	10		11.30					2.26				
用水路側溝 撤去	無筋C o	基	17.0	10		2.50					4.25				
農業用水路 撤去 1	鉄筋C o L形鋼	箇所	3.0	10			6.00	0.062				1.80	0.019		
農業用水路 撤去 2	鉄筋C o	箇所	4.0	10			4.50					1.80			
フェンス撤去	ネット柵 H1.2m 基礎ブロック	m	104.0	10				0.090	0.07				0.936	0.728	
合 計	集 計										6.51	3.60	0.955	0.728	
	設計数量										6.50	3.60	0.960	0.73	
	単 位									m3	m3	m3	t	m3	

単位数量計算書

フェンス撤去

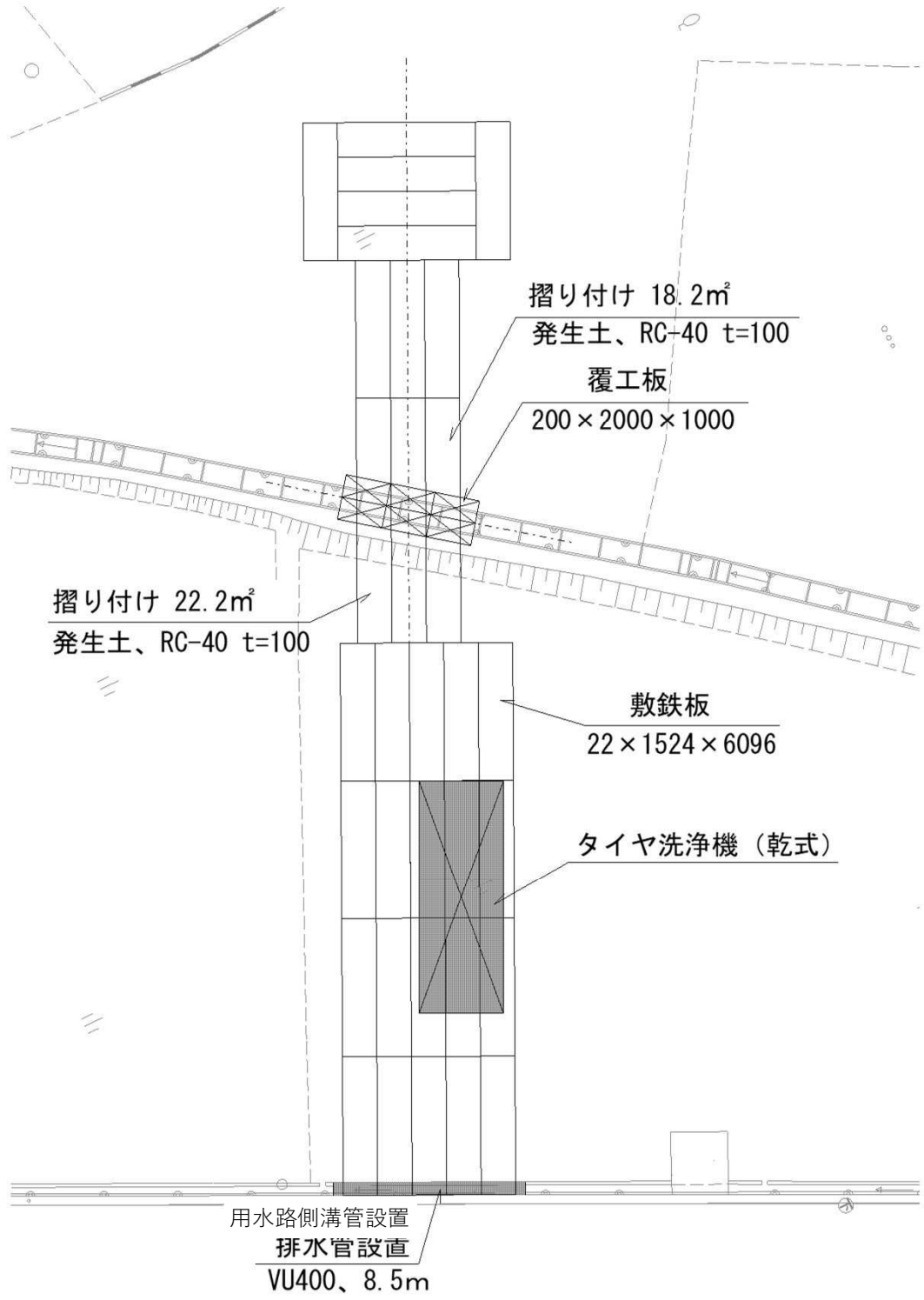


10m当り

名称	規格	算式	単位	数量	
撤去					
フェンス撤去		10	m	10.000	10.0
基礎ブロック	180×180×450	10/2.0	個	5.000	5.0
処分					
金属くず	8.7kg/m	8.7*10/1000	t	0.087	0.09
	メーカーカタログより				
コンクリート二次製品	基礎ブロック 180×180×450	0.18*0.18*0.45*10/2.0	m3	0.073	0.07
床掘り		(0.58*0.58-0.18*0.18)*0.45*10	m3	1.368	1.40
埋戻し		0.58*0.58*0.45*10	m3	1.514	1.50

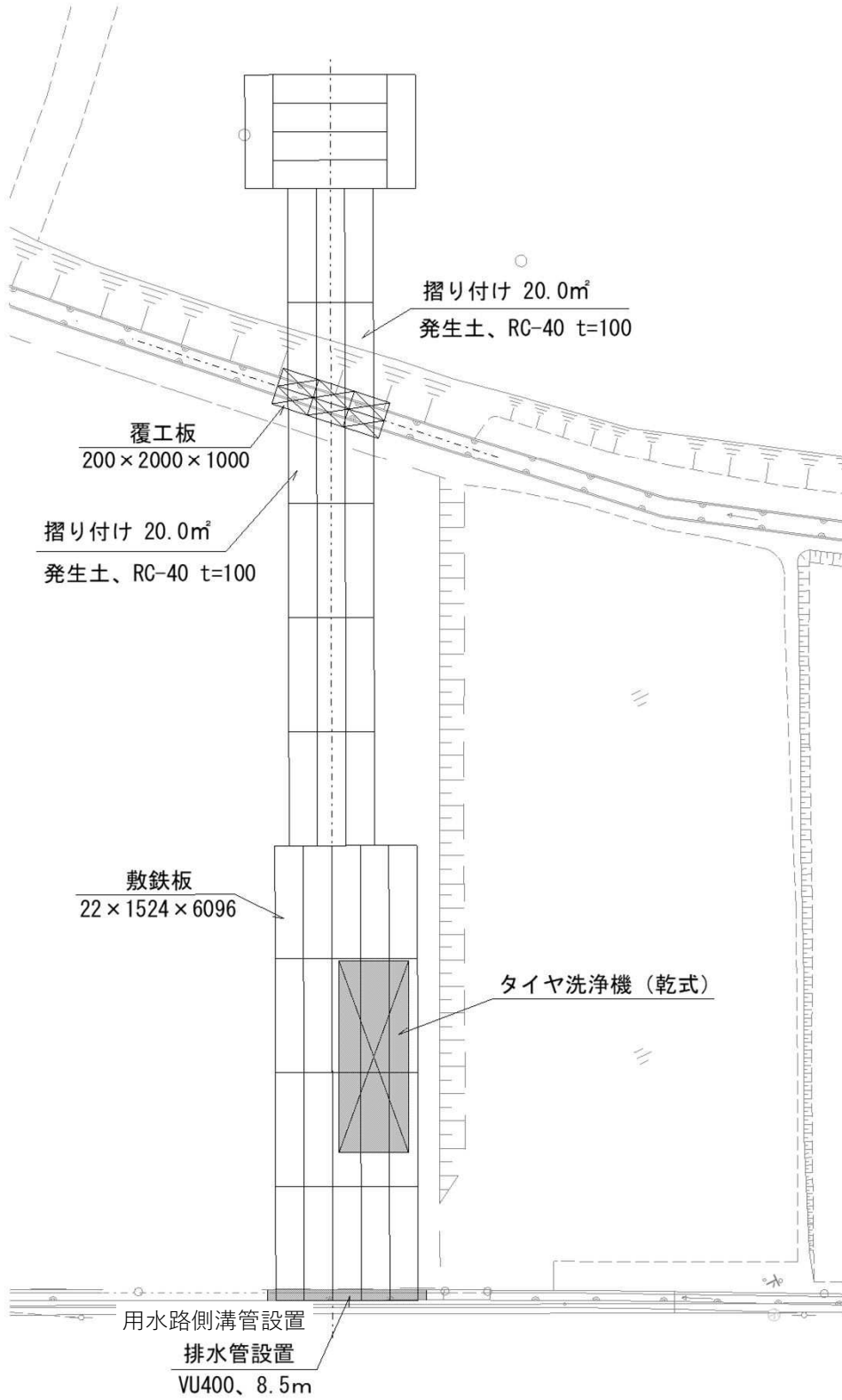
数量計算書

工事用通路1



数量計算書

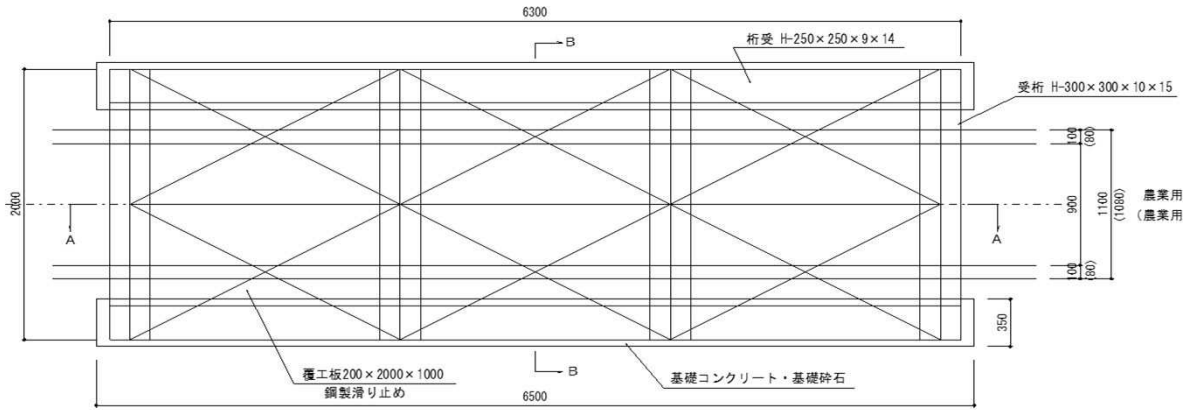
工事用通路2



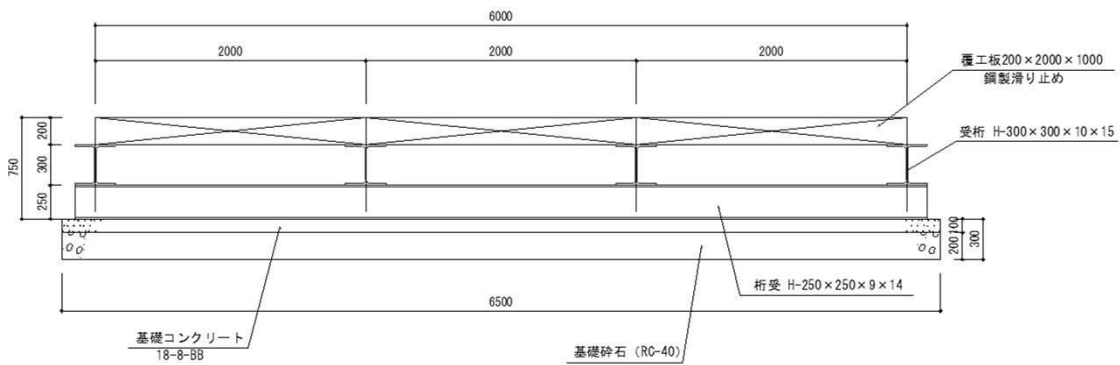
数量計算書

仮設覆工

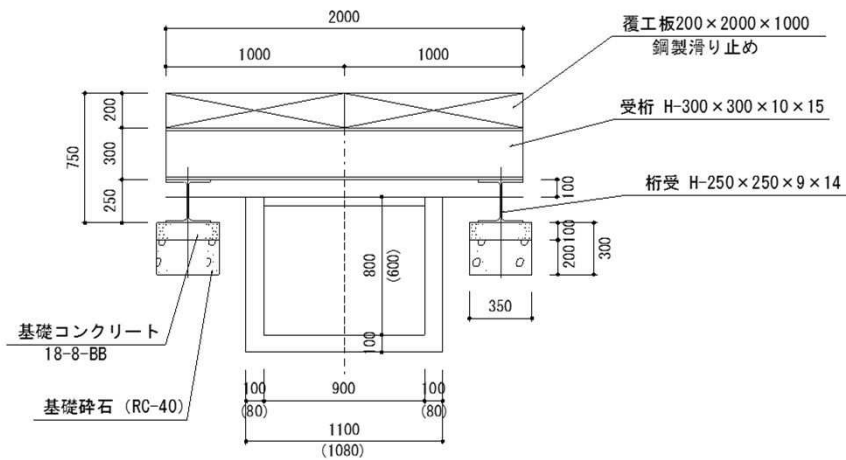
平面図



A-A断面図



B-B断面図



農業用水路 1 H800 × W900
(農業用水路 2 H600 × W900)

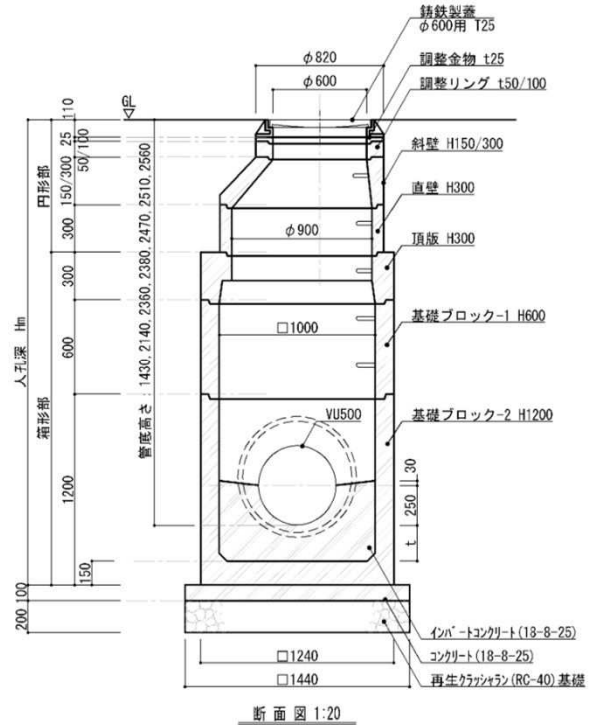
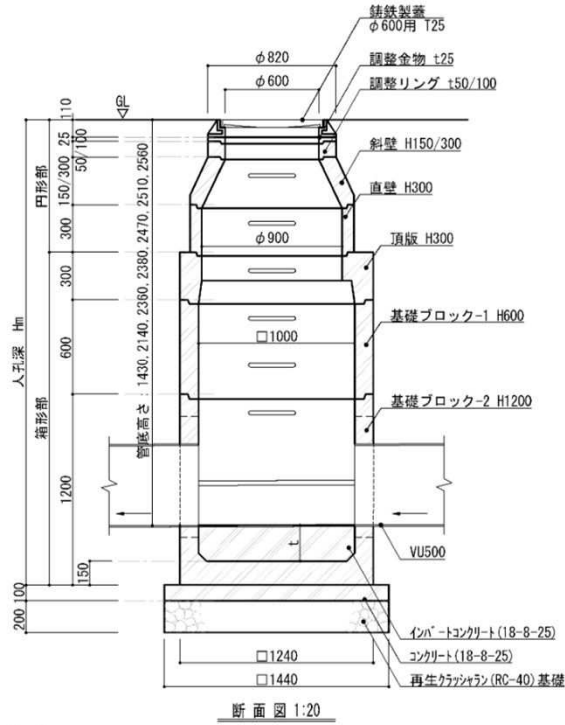
本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事 [工期算定]

工事区分・工種・種別	細別	規格	単位	施工数量	標準作業量	作業日数	交通誘導員		摘要
							場内	場外	
基盤整備									
敷地造成工									
掘削工	掘削押土 ブルドーザ 20 t 級		m ³	45.0	42.0	1.1	○		I-14-④-14
盛土工	盛土 ブルドーザ 16 t 級、振動ローラ11~12 t 級締固め		m ³	13,906.0	540.0	25.8	○		I-14-④-13
整地(土砂改良)	B H0.8m ³ 土砂ルーズ混合(F Tマッドキラー:20kg/m ³)		m ³	4,100.0	434.0	9.5	○		I-14-④-13
	土砂受入れ(B H0.8m ³ 、DT10 t、L=7km (DID有))		m ³	13,651.0	280.0	48.8		○	I-14-④-9
構造物撤去工									
作業土工									
	床掘	B H0.28m ³ :金網撤去(基礎部)	m ³	14.0	37.0	0.4	○		I-14-④-6
	埋戻し(発生土)	B H0.28m ³ :金網撤去(基礎部)	m ³	15.0	40.0	0.4	○		I-14-④-17
構造物取壊し工									
	コンクリート構造物撤去	乗入部:2基、用水側溝:17m	m ³	6.5	19.0	0.3		○	IV-1-④-2
	農業用水路撤去	800×900:3箇所、600×900:4箇所	m ³	3.6	11.0	0.3	○		IV-1-④-2
	金網(フェンス)撤去	ネットフェンスH=1.2	m	104.0	30.0	3.5	○		I-14-④-105
伐採工									
	高木伐採	幹周<20cm	本	4.0	0.009	0.04	○		歩掛チェーンソー日数
		30≦幹周<60cm	本	68.0	0.037	2.52	○		-〃-
		60≦幹周<90cm	本	50.0	0.089	4.45	○		-〃-
		90≦幹周<120cm	本	5.0	0.125	0.63	○		-〃-
		幹周120cm以上	本	7.0	0.150	1.05	○		-〃-
	高木伐根	幹周<20cm	本	4.0	0.001	0.00	○		-〃-
		30≦幹周<60cm	本	68.0	0.017	1.16	○		-〃-
		60≦幹周<90cm	本	50.0	0.065	3.25	○		-〃-

工事区分・工種・種別	細別	規格	単位	施工数量	標準作業量	作業日数	交通誘導員		摘要
							場内	場外	
		90≦幹周<120 c m	本	5.0	0.160	0.80	○		- // -
		幹周120 c m以上	本	7.0	0.192	1.34	○		- // -
	中木伐採	幹周<20 c m	本	33.0	0.009	0.30	○		- // -
		20≦幹周<30 c m	本	15.0	0.033	0.50	○		- // -
		30≦幹周<60 c m	本	37.0	0.037	1.37	○		- // -
		60≦幹周<90 c m	本	11.0	0.089	0.98	○		- // -
	中木伐根	幹周<20 c m	本	33.0	0.001	0.03	○		- // -
		20≦幹周<30 c m	本	15.0	0.004	0.06	○		- // -
		30≦幹周<60 c m	本	37.0	0.017	0.63	○		- // -
		60≦幹周<90 c m	本	11.0	0.065	0.72	○		- // -
運搬処理工									
	コンクリート殻運搬処分	無筋コンクリート	m ³	6.5	34.0	0.2		○	I-14-④-25
	コンクリート殻運搬処分	鉄筋コンクリート	m ³	3.6	28.0	0.1		○	I-14-④-25
	コンクリート殻運搬処分	コンクリート二次製品	m ³	0.7	28.0	0.03		○	I-14-④-25
	伐採・伐根処分	高木165.0+中木3.0	m ³	168.0	32.0	5.25		○	I-14-④-8
仮設工									
工事用道路工	敷鉄板	22×1,524×6,096 : 64枚	m ²	594.0	0.003	1.8	○		
	用水路側溝管	V U 400、8.5m/箇所×2	m	17.0	25.0	0.7		○	I-14-④-26
仮設覆工板工	覆工板 (設置)	200×2,000×1,000 : 368kg/枚	m ²	24.0	34.0	0.7	○		I-14-④-56
	覆工板 (撤去)			24.0	56.0	0.4	○		I-14-④-56
防塵対策工	タイヤ洗浄装置	乾式	台	2.0					
施設整備									
雨水排水設備工									
作業土工									
	床掘	B H 0.80m ³	m ³	166.0	230.0	0.7	○		I-14-④-6

総括数量計算書

農業用水路人孔(全7基)

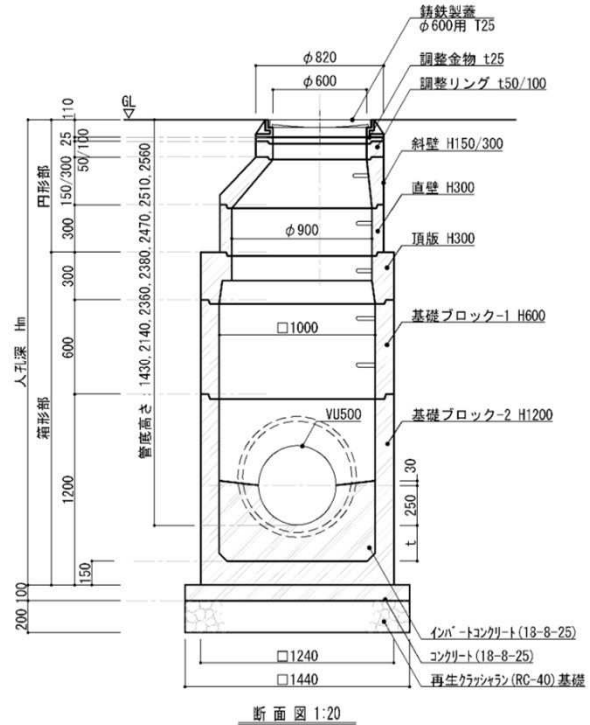
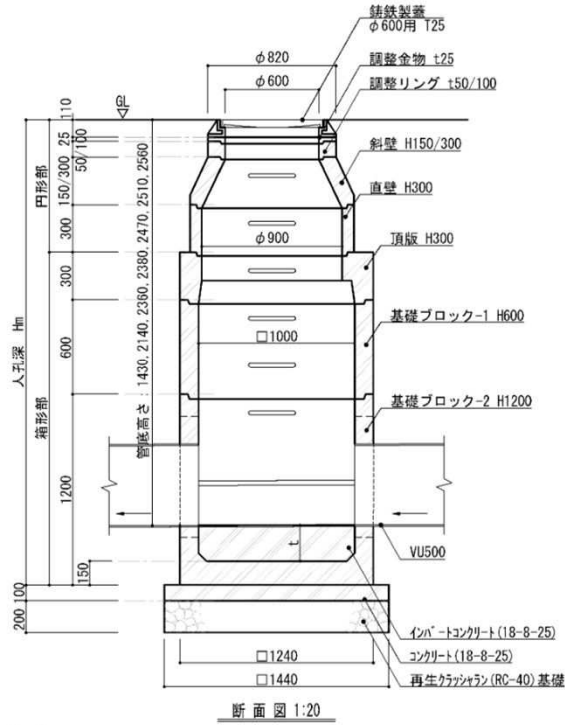


使用表

種別		躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1	1
		45	0	0	0	0	0	0	0
	調整リング	50	0	0	0	0	1	0	0
		100	0	0	1	0	0	0	0
	斜壁	300	1	1	1	1	1	1	0
450		0	0	0	0	0	0	1	
箱形部	直壁	300	0	1	1	1	1	1	0
	頂版	300	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1	1
	インパ-ト t		245	325	225	215	225	305	205
足掛け金物		5	6	6	6	6	6	3	
管底高さ		2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430	
人孔深		2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785	

単位数量計算書

農業用水路人孔 NH1

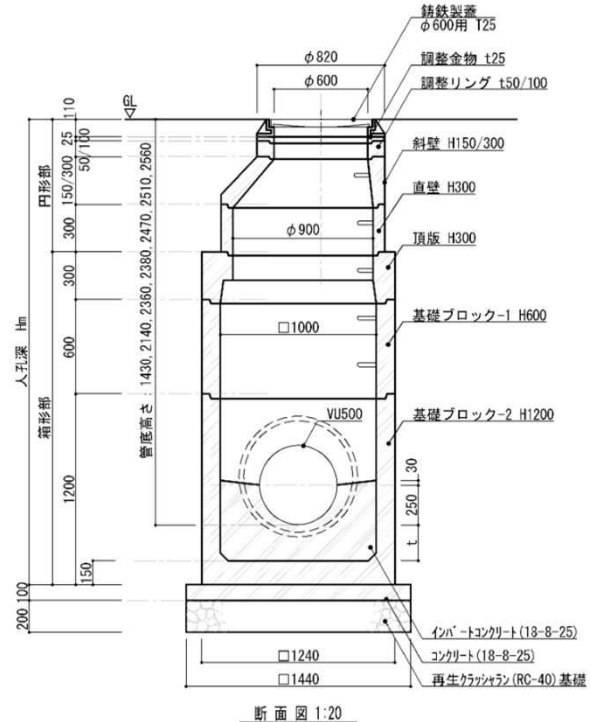
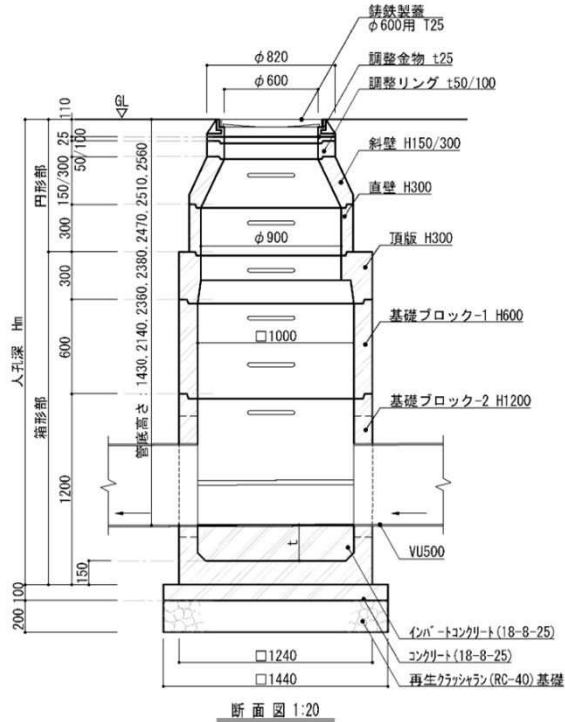


使用表

種別		躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1	1
		45	0	0	0	0	0	0	0
	調整リング	50	0	0	0	0	1	0	0
		100	0	0	1	0	0	0	0
	斜壁	300	1	1	1	1	1	1	0
450		0	0	0	0	0	0	1	
直壁	300	0	1	1	1	1	1	0	
箱形部	頂版	300	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1	1
	インバート t		245	325	225	215	225	305	205
足掛け金物		5	6	6	6	6	6	3	
管底高さ		2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430	
人孔深		2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785	

単位数量計算書

農業用水路人孔 NH2

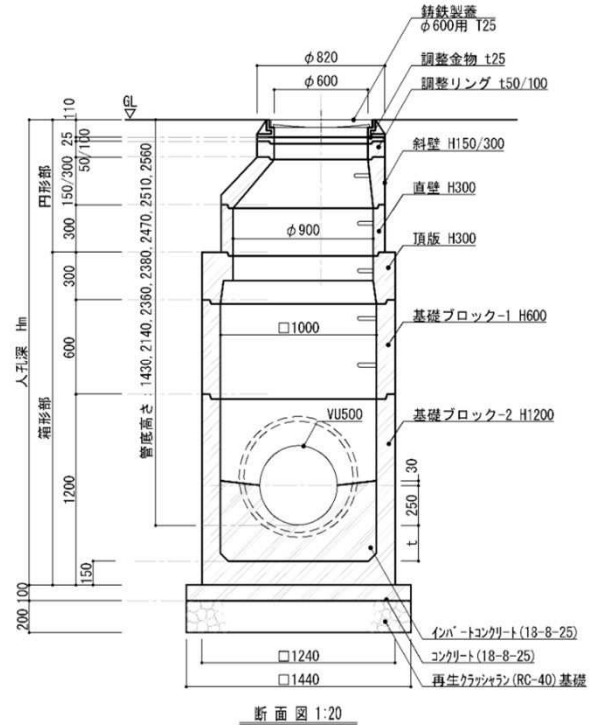
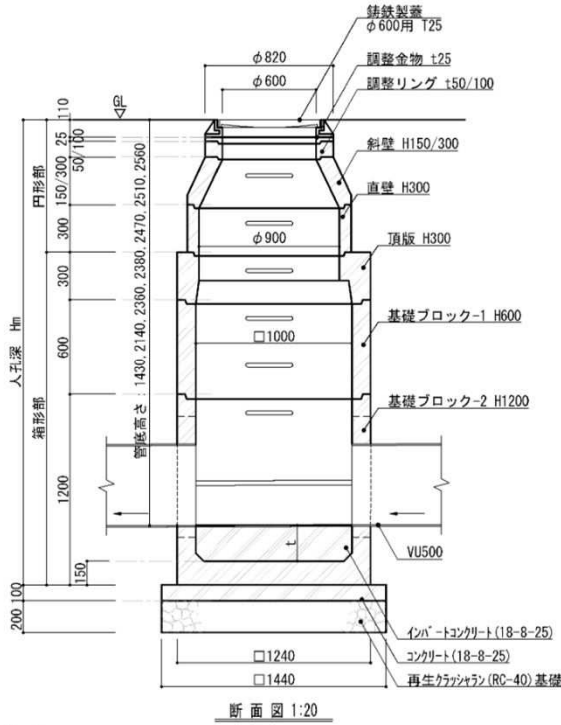


使用表

種別		躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1	1
		45	0	0	0	0	0	0	0
	調整リング	50	0	0	0	0	1	0	0
		100	0	0	1	0	0	0	0
	斜壁	300	1	1	1	1	1	1	0
450		0	0	0	0	0	0	1	
直壁	300	0	1	1	1	1	1	0	
箱形部	頂版	300	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1	1
	インバート t		245	325	225	215	225	305	205
足掛け金物		5	6	6	6	6	6	3	
管底高さ		2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430	
人孔深		2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785	

単位数量計算書

農業用水路人孔 NH3

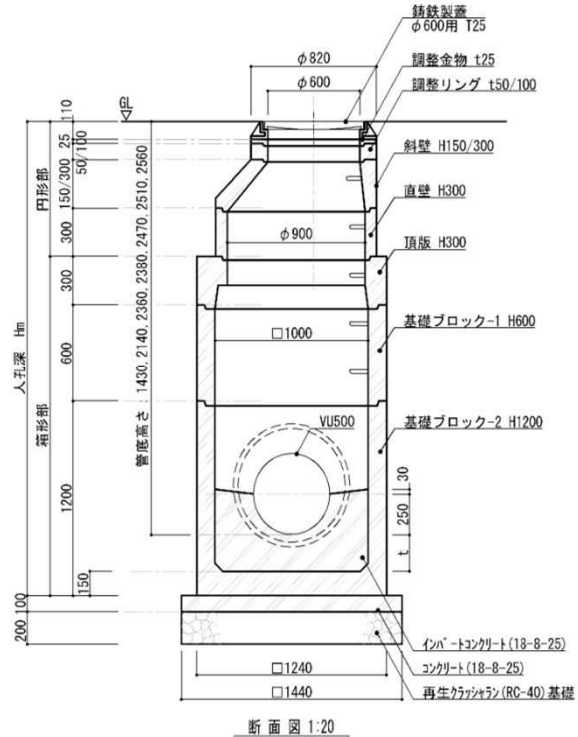
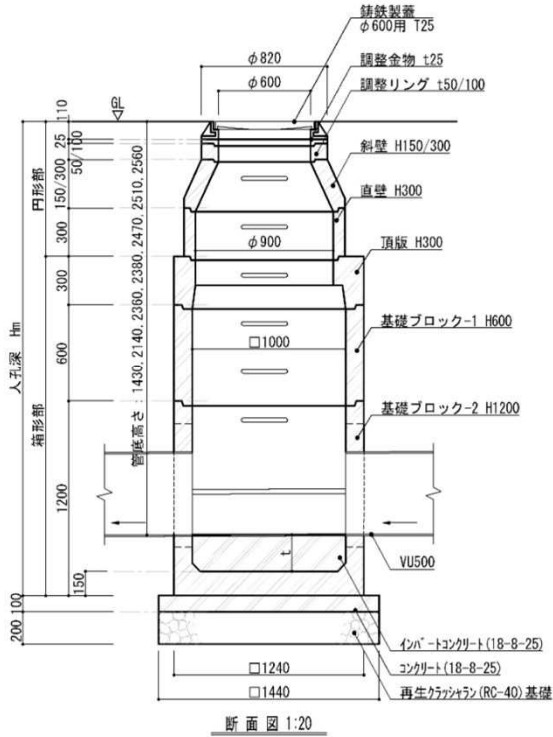


使用表

種別		躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1	1
		45	0	0	0	0	0	0	0
	調整リング	50	0	0	0	0	1	0	0
		100	0	0	1	0	0	0	0
	斜壁	300	1	1	1	1	1	1	0
450		0	0	0	0	0	0	1	
箱形部	直壁	300	0	1	1	1	1	1	0
	頂版	300	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1	1
インパ-ト t			245	325	225	215	225	305	205
足掛け金物			5	6	6	6	6	6	3
管底高さ			2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430
人孔深			2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785

単位数量計算書

農業用水路人孔 NH4

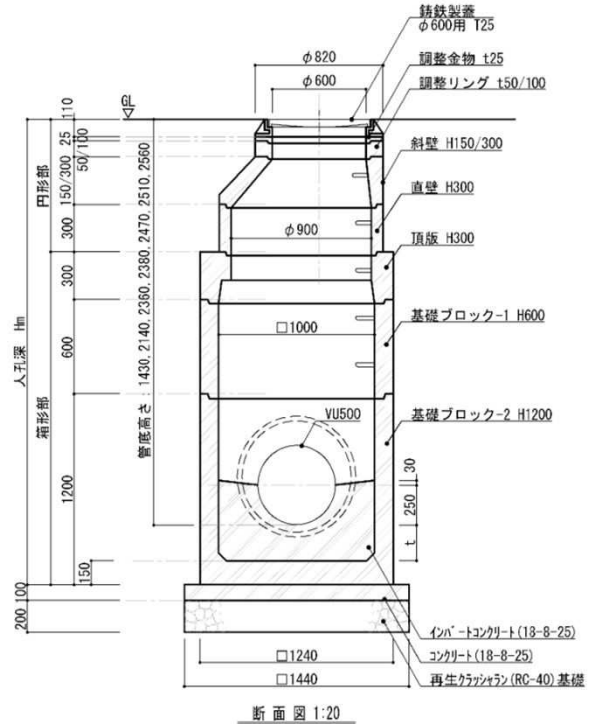
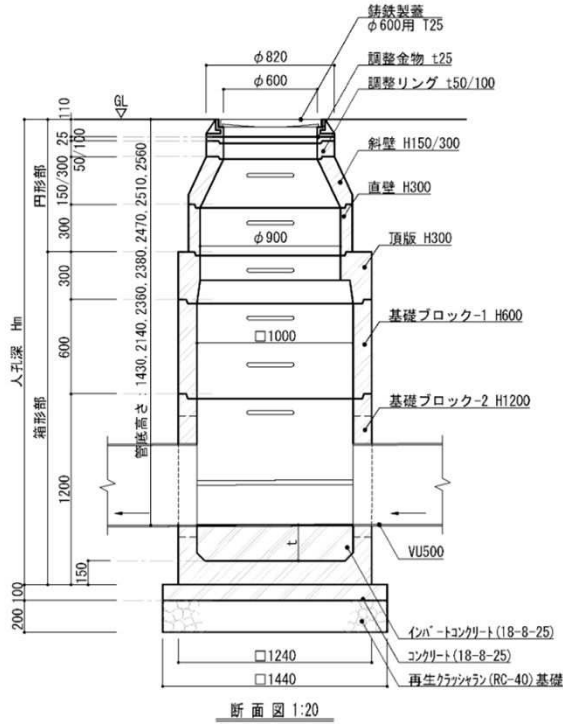


使用表

種別		躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1	1
		45	0	0	0	0	0	0	0
	調整リング	50	0	0	0	0	1	0	0
		100	0	0	1	0	0	0	0
	斜壁	300	1	1	1	1	1	1	0
450		0	0	0	0	0	0	1	
直壁	300	0	1	1	1	1	1	0	
箱形部	頂版	300	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1	1
	インバート t		245	325	225	215	225	305	205
足掛け金物		5	6	6	6	6	6	3	
管底高さ		2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430	
人孔深		2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785	

単位数量計算書

農業用水路人孔 NH5

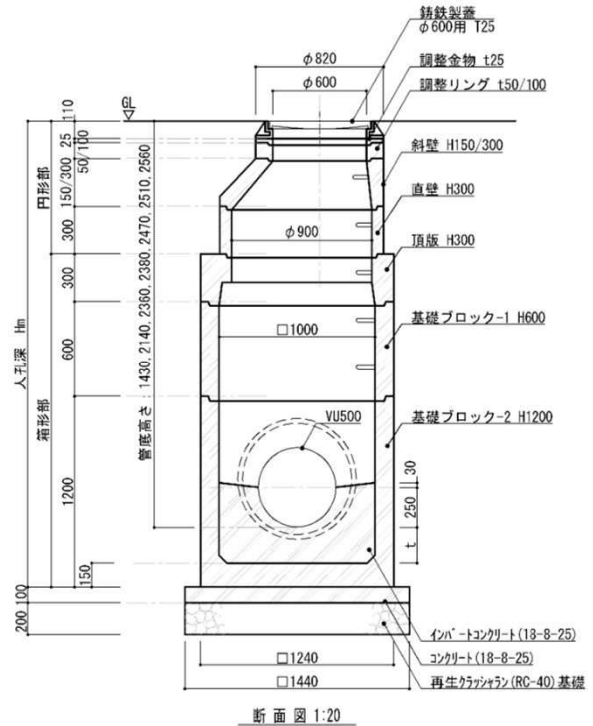
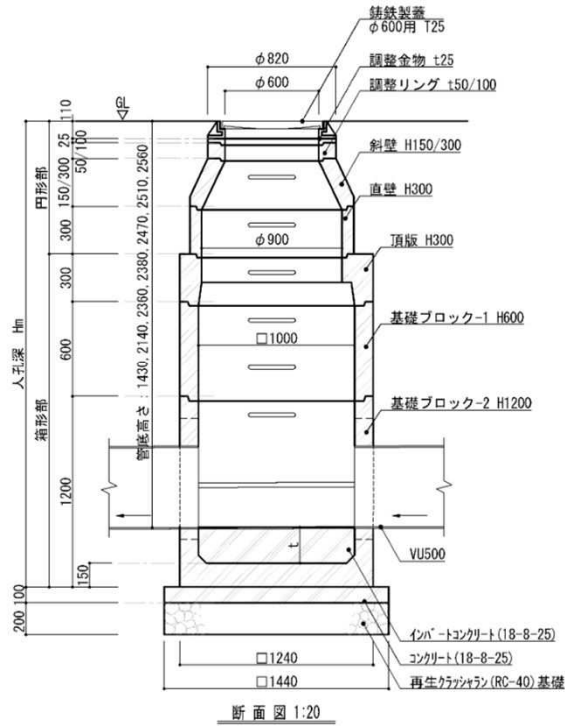


使用表

種別		躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1	1
		45	0	0	0	0	0	0	0
	調整リング	50	0	0	0	0	1	0	0
		100	0	0	1	0	0	0	0
	斜壁	300	1	1	1	1	1	1	0
450		0	0	0	0	0	0	1	
直壁	300	0	1	1	1	1	1	0	
箱形部	頂版	300	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1	1
	インバート t		245	325	225	215	225	305	205
足掛け金物		5	6	6	6	6	6	3	
管底高さ		2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430	
人孔深		2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785	

単位数量計算書

農業用水路人孔 NH6

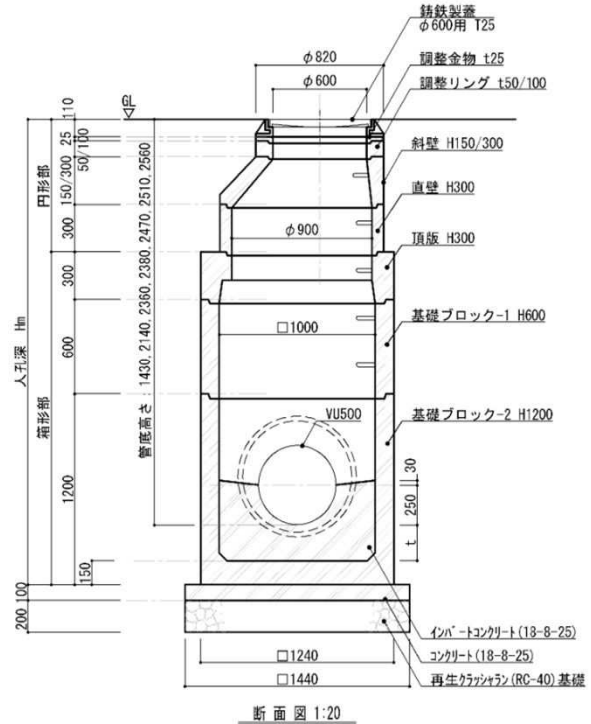
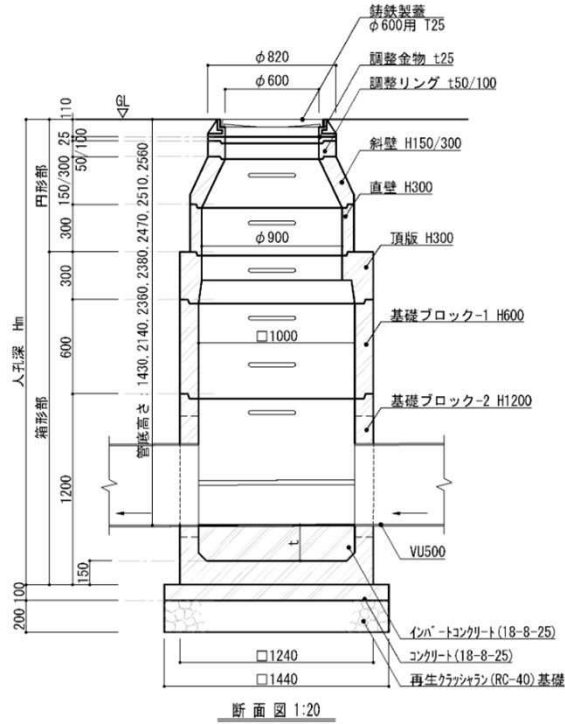


使用表

種別		躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1	1
		45	0	0	0	0	0	0	0
	調整リング	50	0	0	0	0	1	0	0
		100	0	0	1	0	0	0	0
		150	0	0	0	0	0	0	0
箱形部	斜壁	300	1	1	1	1	1	1	0
		450	0	0	0	0	0	0	1
	直壁	300	0	1	1	1	1	1	0
	頂版	300	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1	1
インバート t		245	325	225	215	225	305	205	
足掛け金物		5	6	6	6	6	6	3	
管底高さ		2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430	
人孔深		2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785	

単位数量計算書

農業用水路人孔 NH7



使用表

種別		躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1	1
		45	0	0	0	0	0	0	0
	調整リング	50	0	0	0	0	1	0	0
		100	0	0	1	0	0	0	0
	斜壁	300	1	1	1	1	1	1	0
450		0	0	0	0	0	0	1	
直壁	300	0	1	1	1	1	1	0	
箱形部	頂版	300	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1	1
	インバート t		245	325	225	215	225	305	205
足掛け金物		5	6	6	6	6	6	3	
管底高さ		2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430	
人孔深		2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785	

敷地造成工数量表



工 程	名 称	形状・寸法	数 量	単 位	備 考
基礎整備					
敷地造成工					
掘削工	掘削	掘削押土	45	m ³	
盛土工	盛土	盛土(搬入土量)	13,651	m ³	
		盛土(掘削発生土)	45	m ³	
		盛土(構造物土工発生土)	210	m ³	



工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	造成平面図	縮尺	1:500(A1) 1:1000(A3)
図面番号	全 19 葉の内第 1 号		
高 座 清 掃 施 設 組 合			

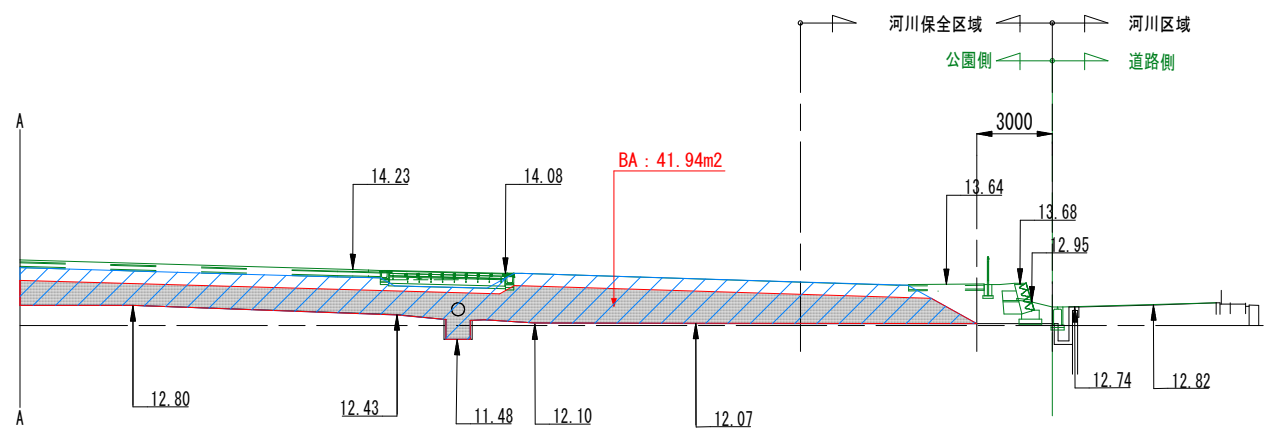
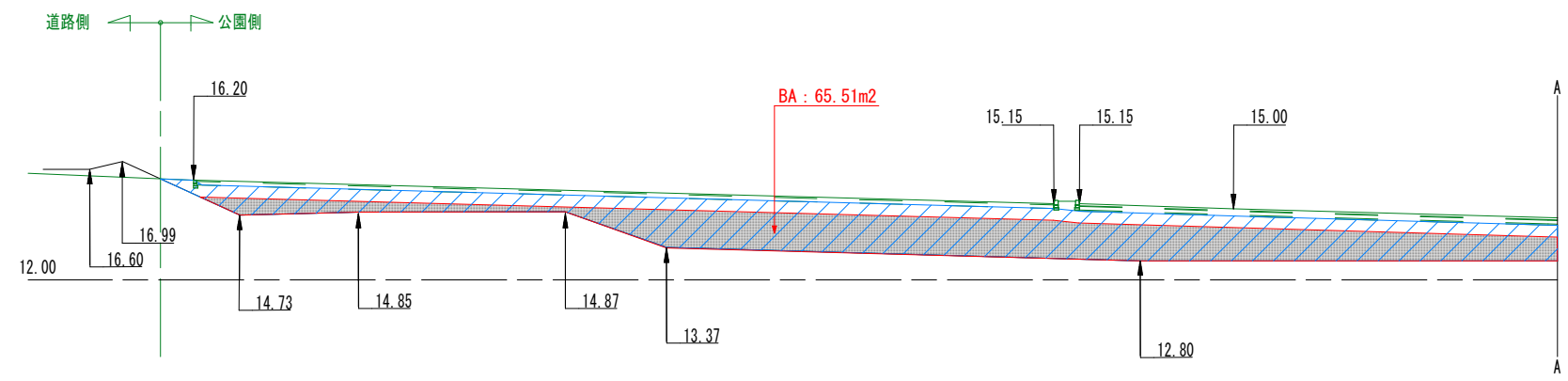


凡例

	計画ライン
	現況ライン
13.64	計画高さ
13.64	現況高さ

造成土量 凡例

記号	区分	数量	
	CA	—	m ²
	BA	107.45	m ²

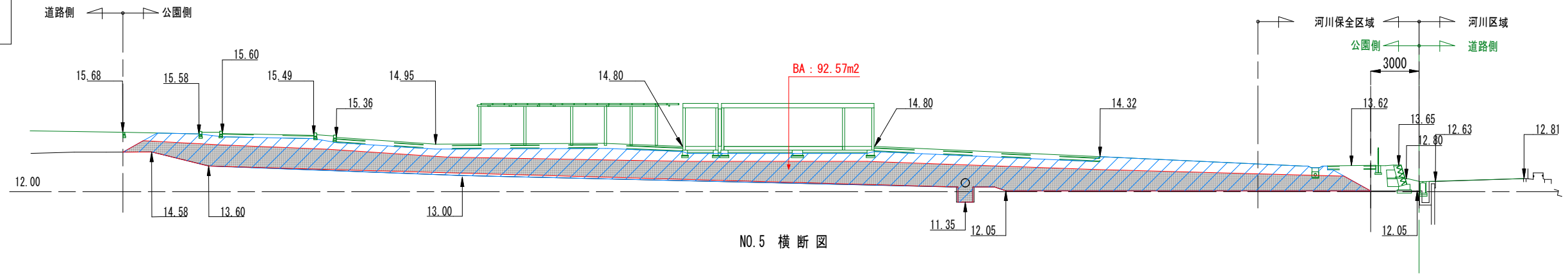


NO. 4 横断面

工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	横断面-1	縮尺	1:150 (A1) 1:300 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 2 号		
高座清掃施設組合			

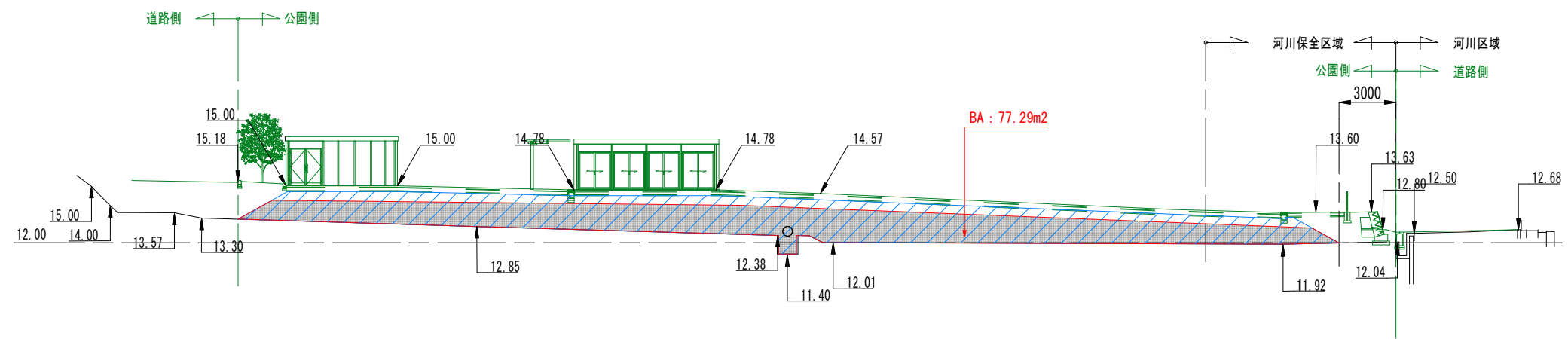
凡例

—	計画ライン
—	現況ライン
13.64	計画高さ
13.64	現況高さ



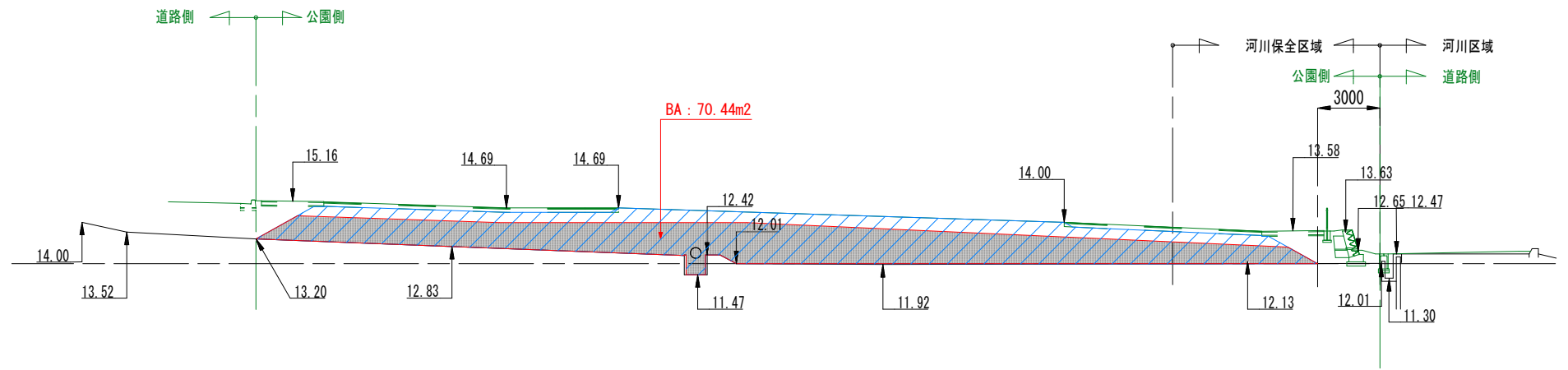
造成土量 凡例

記号	区分	数量
CA	—	m2
BA	92.57	m2



造成土量 凡例

記号	区分	数量
CA	—	m2
BA	77.29	m2



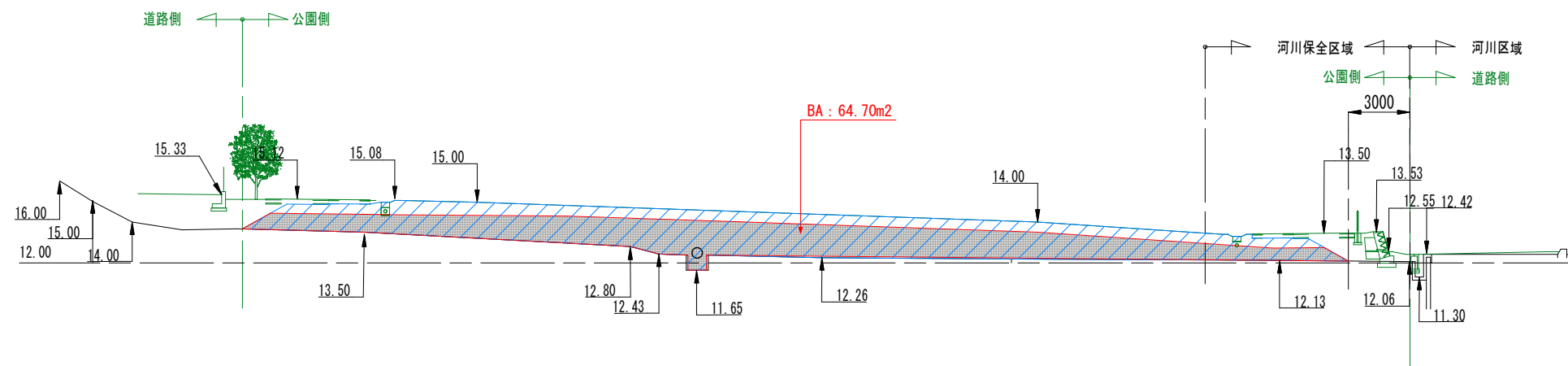
造成土量 凡例

記号	区分	数量
CA	—	m2
BA	70.44	m2

工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	横断面-2	縮尺	1:150(A1) 1:300(A3)
図面番号	全 19 葉の内第 3 号		
高座清掃施設組合			

凡例

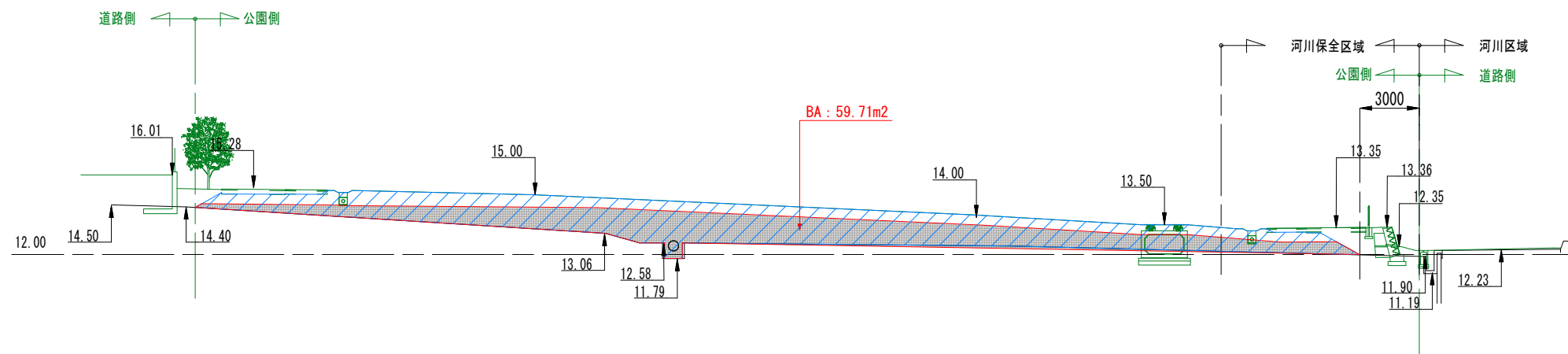
	計画ライン
	現況ライン
13.64	計画高さ
13.64	現況高さ



NO.7 横断面

造成土量 凡例

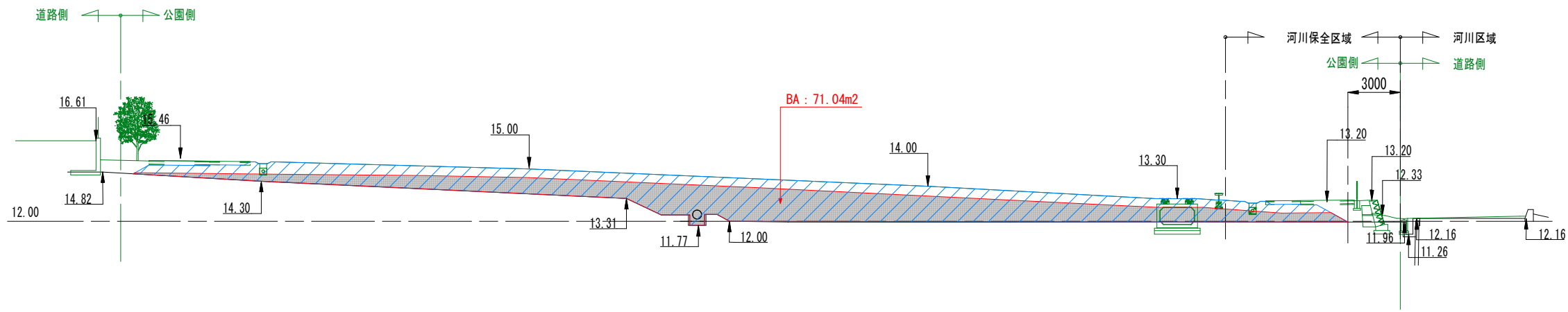
記号	区分	数量
	CA	— m2
	BA	64.70 m2



NO.8 横断面

造成土量 凡例

記号	区分	数量
	CA	— m2
	BA	86.00 m2





NO.9 横断面

造成土量 凡例

記号	区分	数量
	CA	— m2
	BA	71.04 m2

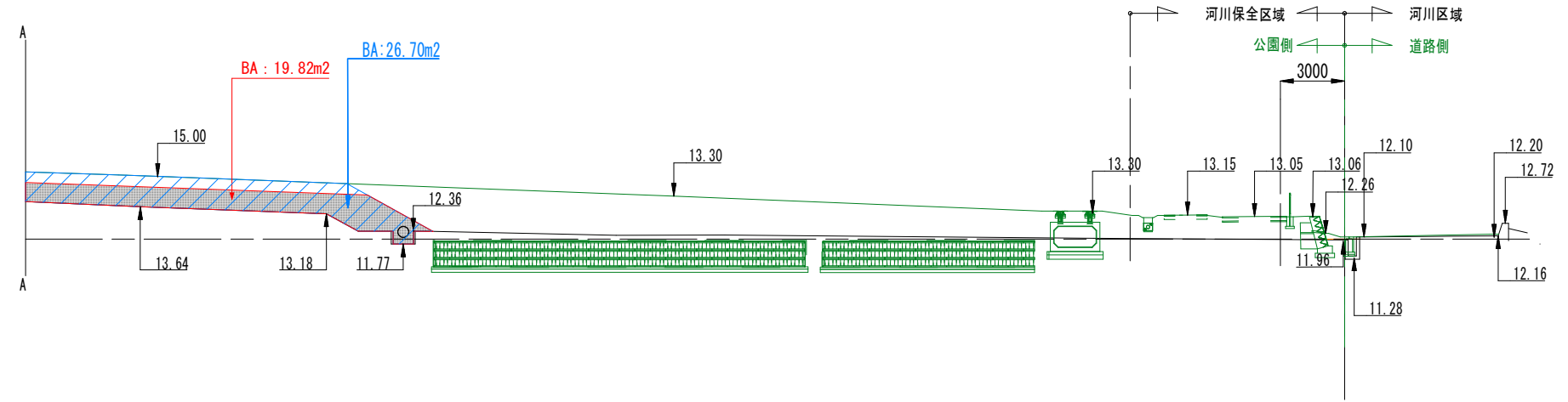
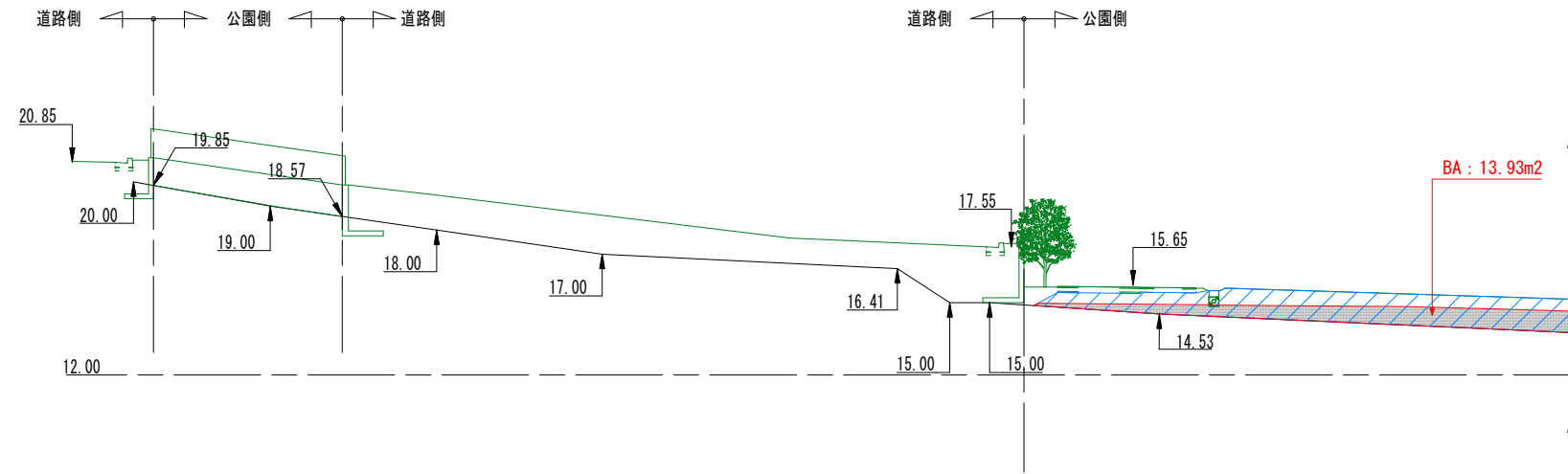
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	横断面-3	縮尺	1:150 (A1) 1:300 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 4 号		
高座清掃施設組合			

凡例

	計画ライン
	現況ライン
13.64	計画高さ
13.64	現況高さ

造成土量 凡例



記号	区分	数量	
	CA	—	m ²
	BA	33.75	m ²



NO.10 横断図

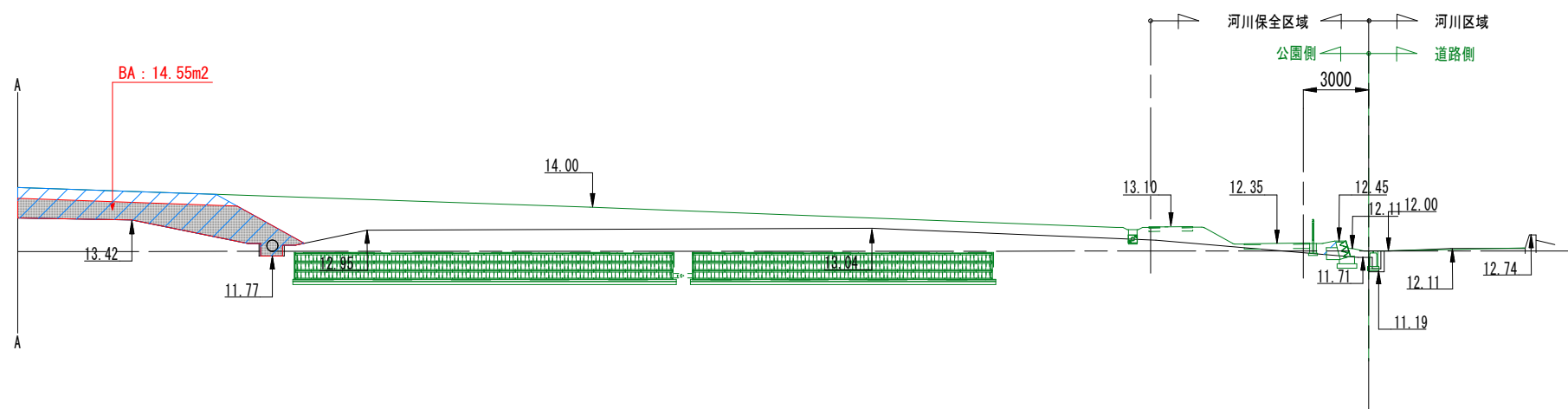
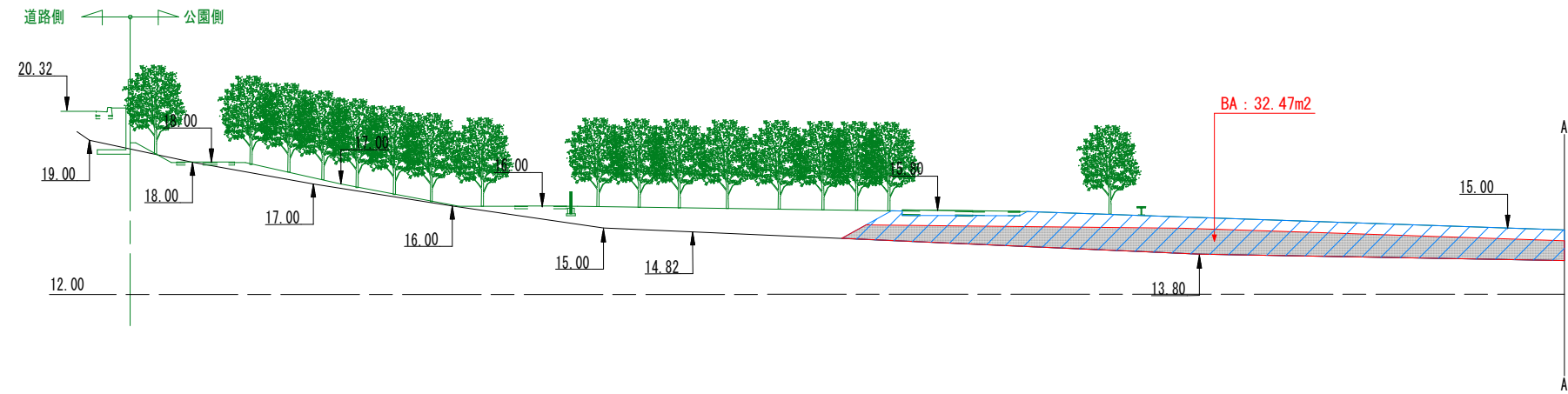
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	横断図-4	縮尺	1:150 (A1) 1:300 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 5 号		
高座清掃施設組合			

凡例

	計画ライン
	現況ライン
13.64	計画高さ
13.64	現況高さ

造成土量 凡例



記号	区分	数量	
	CA	—	m ²
	BA	47.02	m ²



NO.11 横断面

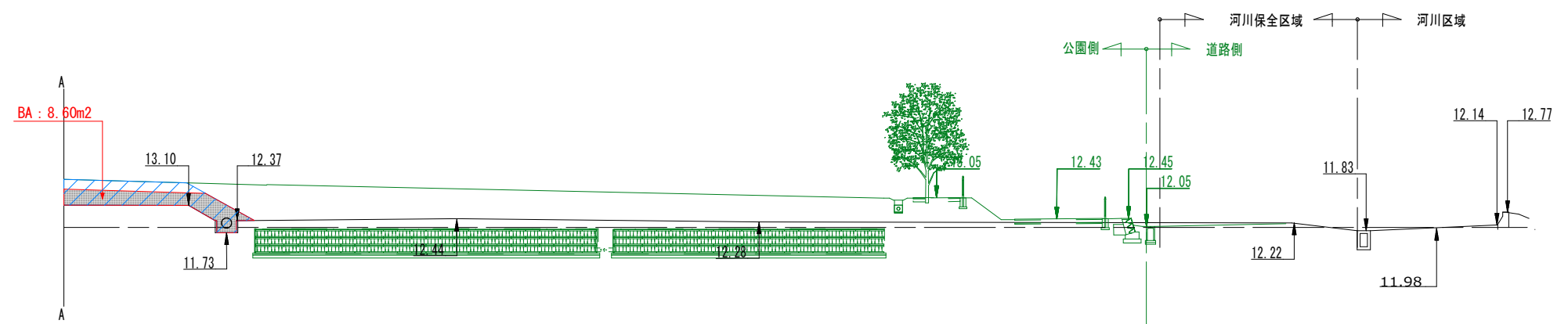
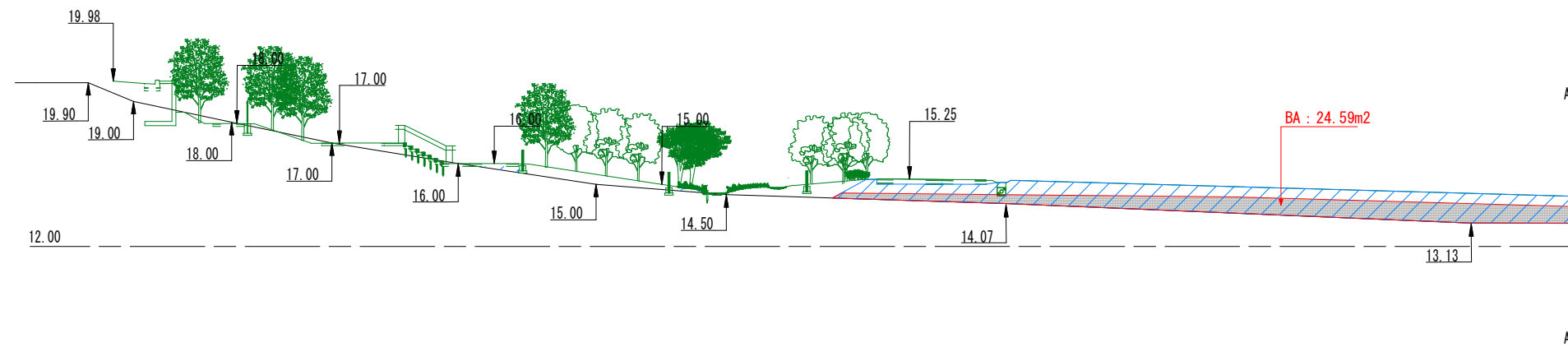
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	横断面-5	縮尺	1:150 (A1) 1:300 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 6 号		
高座清掃施設組合			

凡例

	計画ライン
	現況ライン
13.64	計画高さ
13.64	現況高さ

造成土量 凡例

記号	区分	数量	
	CA	-	m2
	BA	33.19	m2

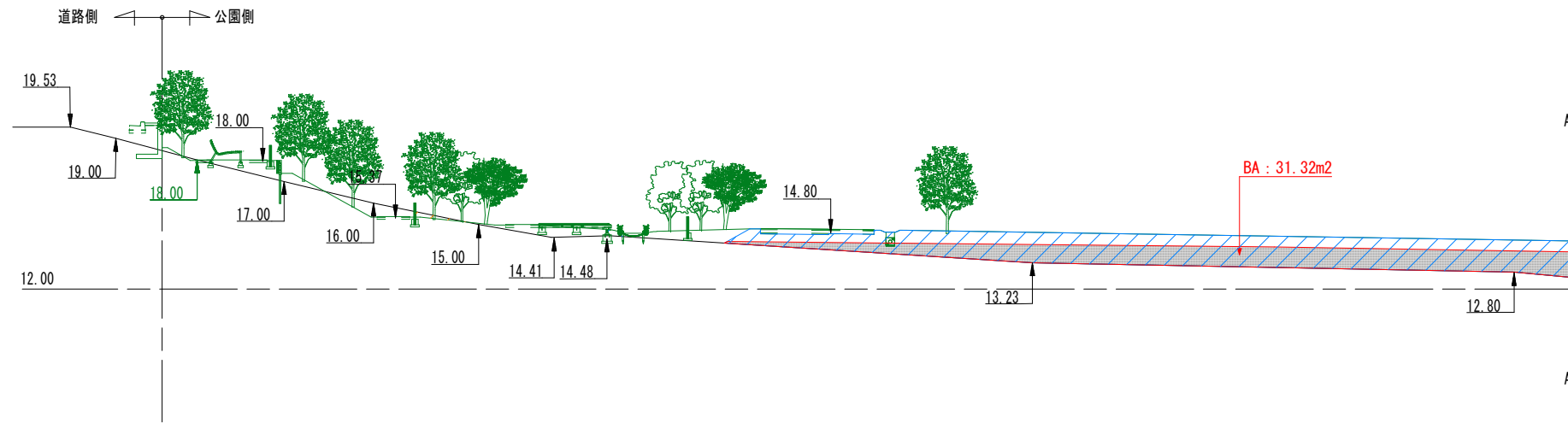


NO.12 横断図

工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	横断図-6	縮尺	1:150 (A1) 1:300 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 7 号		
高座清掃施設組合			

凡例

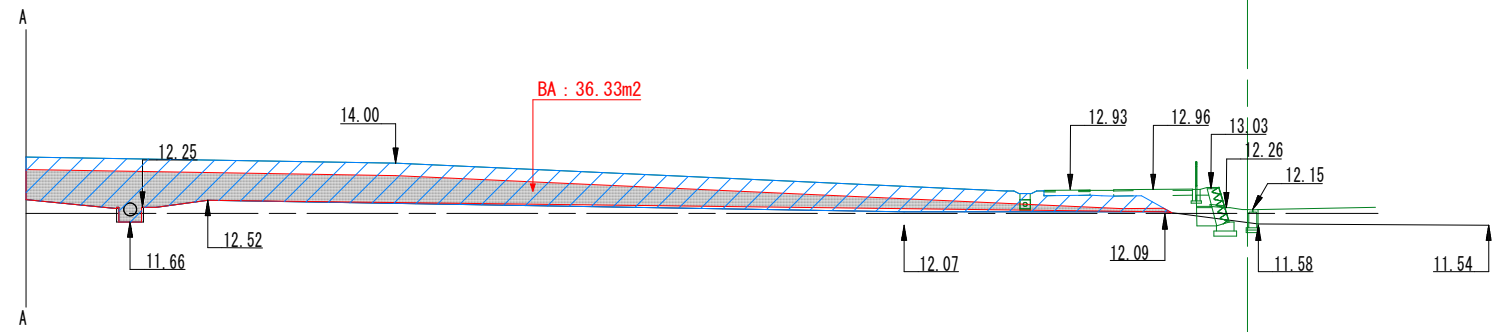
	計画ライン
	現況ライン
13.64	計画高さ
13.64	現況高さ



造成土量 凡例

記号	区分	数量
	CA	— m2
	BA	67.65 m2

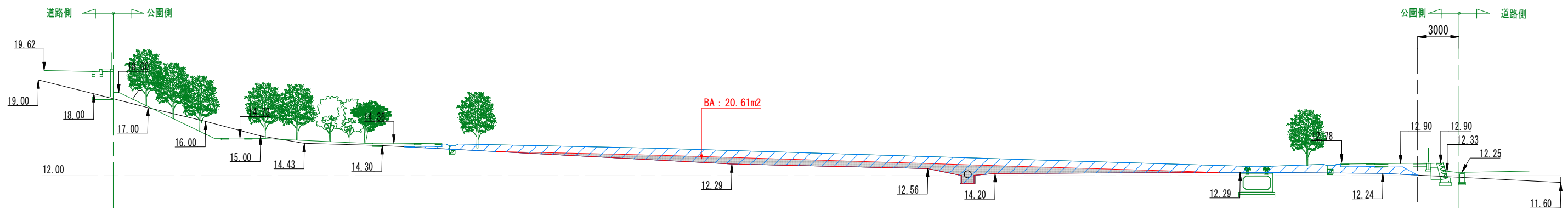
NO.13 横断面



造成土量 凡例

記号	区分	数量
	CA	— m2
	BA	20.61 m2

NO.14 横断面



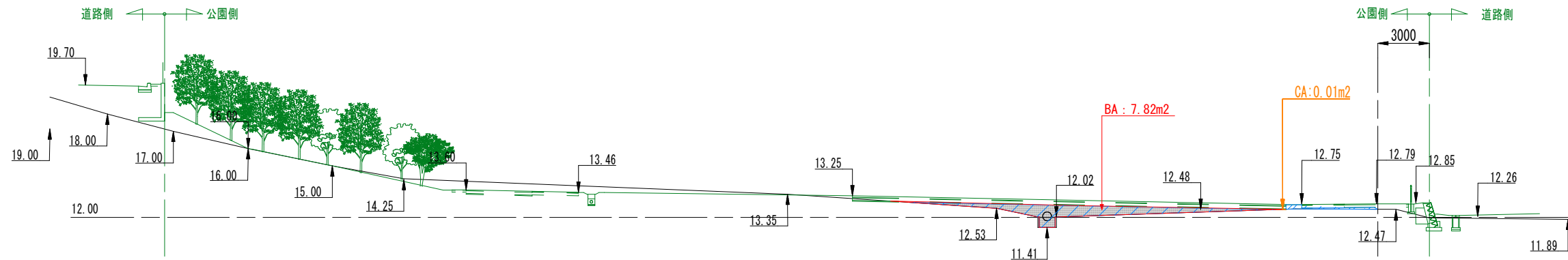
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	横断面-7	縮尺	1:150 (A1) 1:300 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 8 号		
高座清掃施設組合			

凡例

	計画ライン
	現況ライン
13.64	計画高さ
13.64	現況高さ

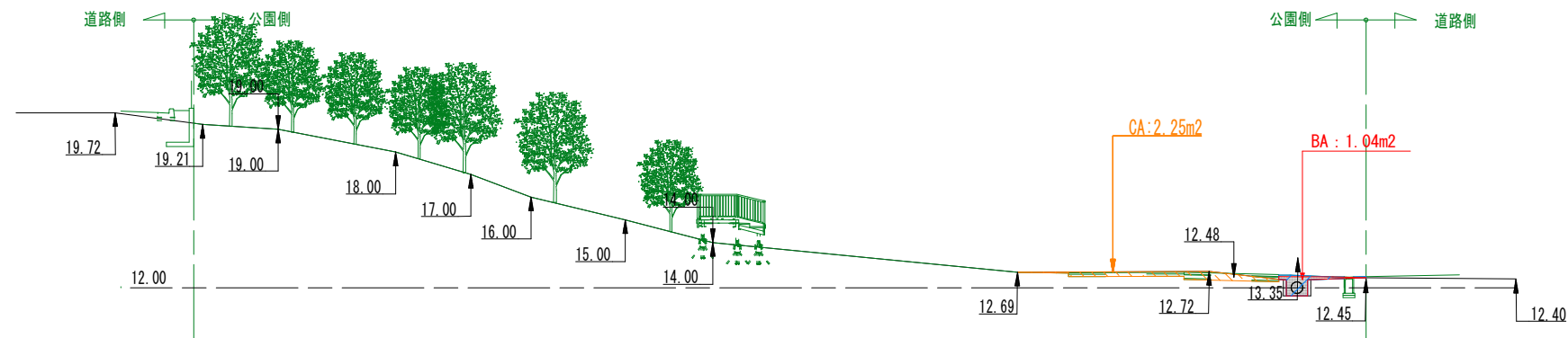
造成土量 凡例

記号	区分	数量
	CA	0.01 m ²
	BA	7.82 m ²



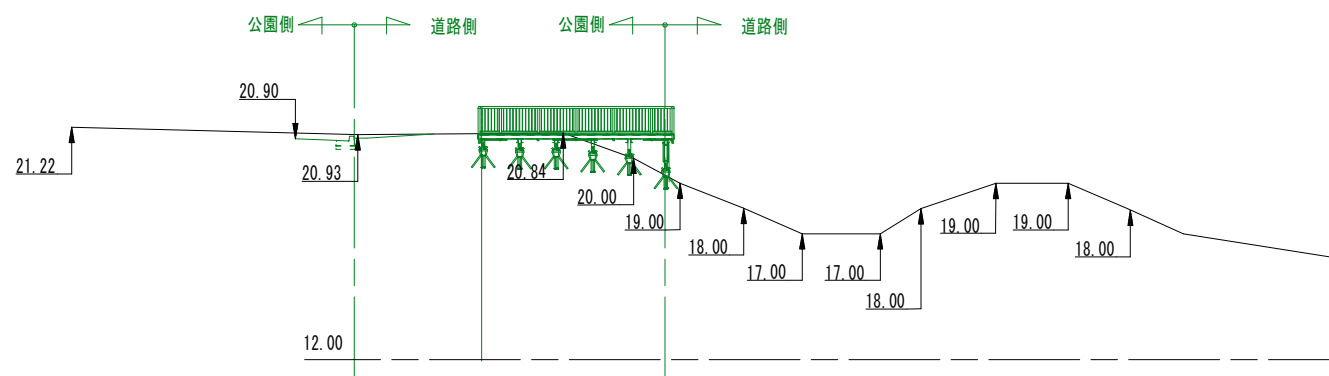
造成土量 凡例

記号	区分	数量
	CA	2.25 m ²
	BA	1.04 m ²



造成土量 凡例

記号	区分	数量
	CA	— m ²
	BA	— m ²



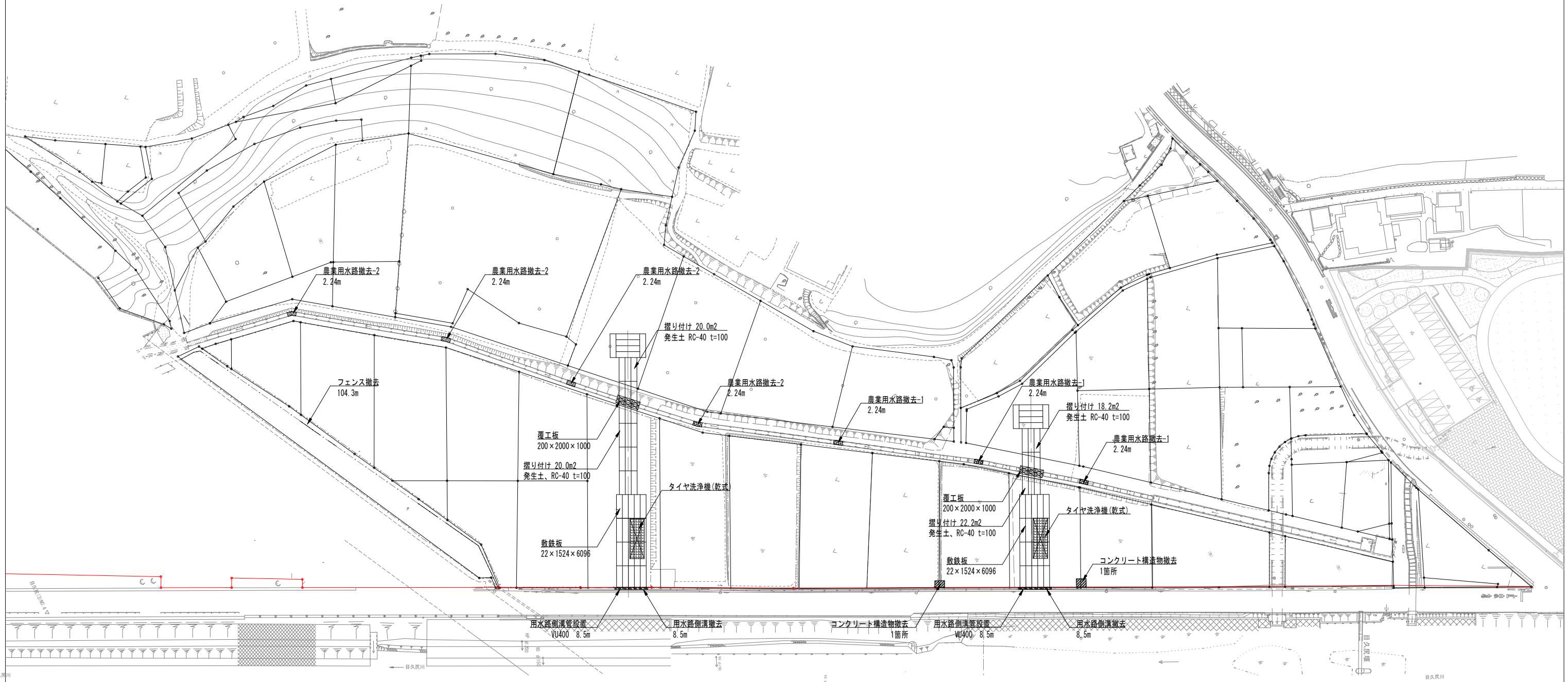
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	横断面-8	縮尺	1:150 (A1) 1:300 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 9 号		
高座清掃施設組合			

撤去数量表

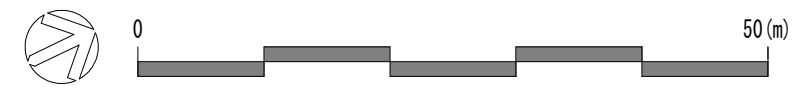
工種	名称	形状・寸法	数量	単位	備考
基礎整備					
構造物撤去工					
■	コンクリート構造物撤去	W2500×D1800×t0/500	2.0	箇所	
---	フェンス撤去	H1.2	104.3	m	
▨	農業用水路撤去-1	W900×H800	6.7	m	
▩	農業用水路撤去-2	W900×H600	9.0	m	
▧	用水路側溝撤去		17.0	m	

仮設工数量表

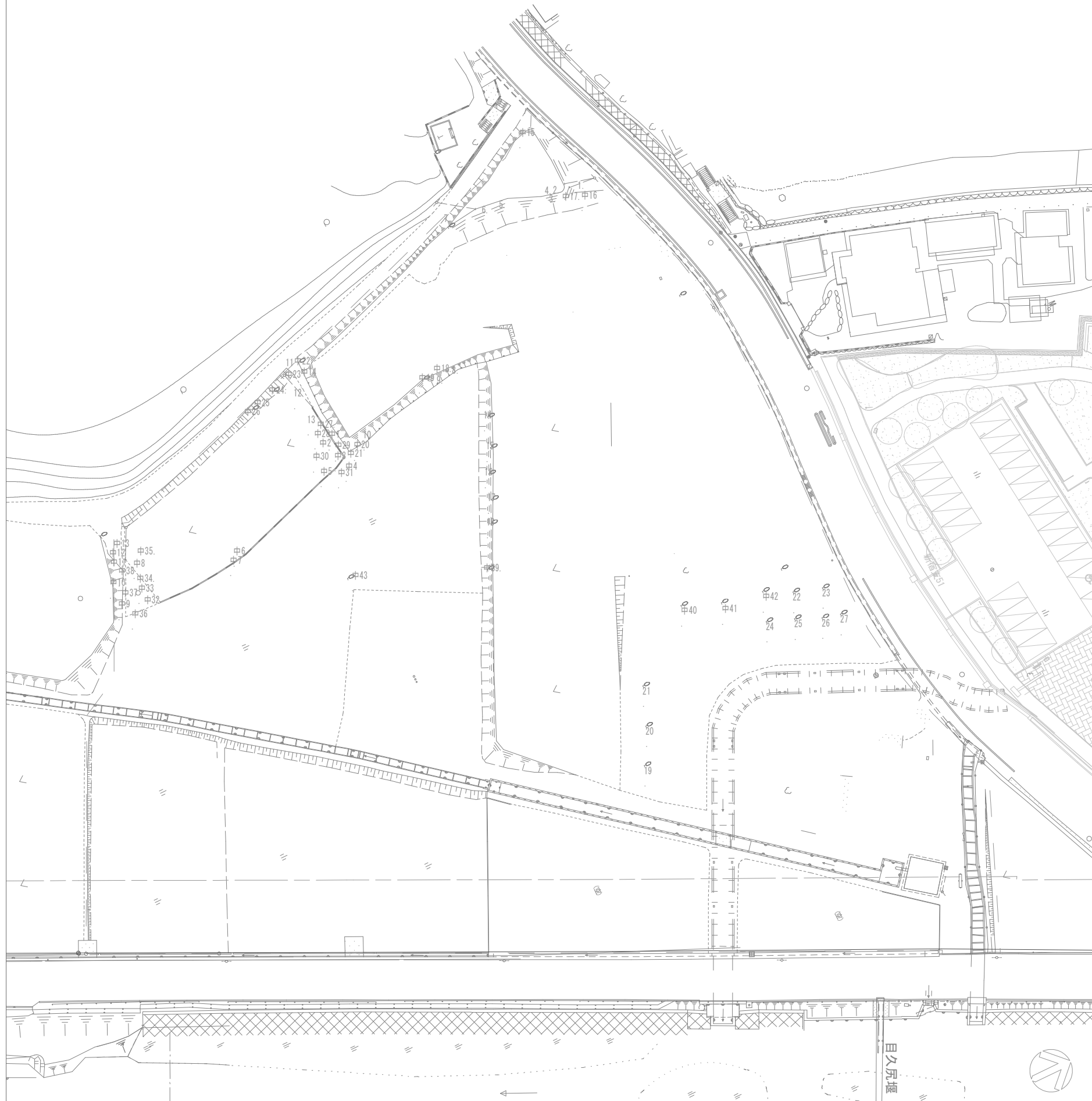
工種	名称	形状・寸法	数量	単位	備考
仮設工					
工事用通路工					
■	敷鉄板	22×1524×6096	64.0	枚	
▨	覆工板	200×2000×1000	24.0	m ²	
▩	用水路側溝管設置	VU400	17.0	m	
▧	タイヤ洗浄機		2.0	台	



工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	撤去仮設平面図	縮尺	1:500(A1) 1:1000(A3)
図面番号	全 19 葉の内第 10 号		
高座清掃施設組合			



エリア1



エリア1伐採樹木数量表

名称	形状・寸法	数量	単位	備考
高木伐採・伐根-1	幹周：20未満 (cm)	2	本	
高木伐採・伐根-2	幹周：20以上30未満 (cm)	0	本	
高木伐採・伐根-3	幹周：30以上60未満 (cm)	15	本	
高木伐採・伐根-4	幹周：60以上90未満 (cm)	7	本	
高木伐採・伐根-5	幹周：90以上120未満 (cm)	1	本	
高木伐採・伐根-6	幹周：120以上150未満 (cm)	0	本	
高木伐採・伐根-7	幹周：150以上200未満 (cm)	2	本	
中木伐採・伐根-1	樹高：50未満 (cm)	0	本	
中木伐採・伐根-2	樹高：50以上100未満 (cm)	9	本	
中木伐採・伐根-3	樹高：100以上200未満 (cm)	21	本	
中木伐採・伐根-4	樹高：200以上300未満 (cm)	13	本	

中木伐採集計(幹周)

名称	形状・寸法	数量	単位	備考
中木伐採・伐根-1	樹高：50未満 (cm)	21	本	
中木伐採・伐根-2	樹高：20以上30未満 (cm)	8	本	
中木伐採・伐根-3	樹高：30以上60未満 (cm)	13	本	
中木伐採・伐根-4	樹高：60以上90未満 (cm)	1	本	

工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	伐採平面図-1	縮尺	1:300 (A1) 1:600 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 11 号		
高座清掃施設組合			



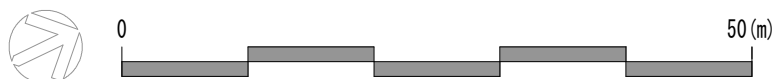
エリア2伐採樹木数量表

名称	形状・寸法	数量	単位	備考
高木伐採・伐根-1	幹周：20未満 (cm)	2	本	
高木伐採・伐根-2	幹周：20以上30未満 (cm)	0	本	
高木伐採・伐根-3	幹周：30以上60未満 (cm)	53	本	
高木伐採・伐根-4	幹周：60以上90未満 (cm)	43	本	
高木伐採・伐根-5	幹周：90以上120未満 (cm)	4	本	
高木伐採・伐根-6	幹周：120以上150未満 (cm)	4	本	
高木伐採・伐根-7	幹周：150以上200未満 (cm)	1	本	
高木伐根	幹周：30以上60未満 (cm)	1	本	株1
中木伐採・伐根-1	樹高：50未満 (cm)	7	本	
中木伐採・伐根-2	樹高：50以上100未満 (cm)	2	本	
中木伐採・伐根-3	樹高：100以上200未満 (cm)	20	本	
中木伐採・伐根-4	樹高：200以上300未満 (cm)	24	本	

中木伐採集計(幹周)

名称	形状・寸法	数量	単位	備考
中木伐採・伐根-1	樹高：50未満 (cm)	12	本	
中木伐採・伐根-2	樹高：20以上30未満 (cm)	7	本	
中木伐採・伐根-3	樹高：30以上60未満 (cm)	24	本	
中木伐採・伐根-4	樹高：60以上90未満 (cm)	10	本	

工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	伐採平面図-2	縮尺	1:300 (A1) 1:600 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 12 号		
高座清掃施設組合			



エリア2樹木リスト (高木)					
番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	その他	摘要
1	ひのき	9.0	102	—	伐採
2	くり	4.0	170	—	伐採
3	倒くり	4.0	60	—	倒木
4	くり	3.5	60	—	伐採
5	くり	3.0	50	—	伐採
6	くり	4.0	70	—	伐採
7	くり	4.5	60	—	伐採
8	くり	4.5	60	—	伐採
9	くり	3.5	30	—	伐採
10	くり	4.5	68	—	伐採
11	くり	4.0	68	—	伐採
12	くり	4.5	70	—	伐採
13	くり	4.5	55	—	伐採
14	くり	4.0	65	—	伐採
15	くり	4.5	55	—	伐採
16	くり	3.0	30	—	伐採
17	くり	3.0	12	—	伐採
18	くり	4.0	15	—	伐採
19	くり	4.5	30	—	伐採
20	くり	4.0	30	—	伐採
21	くり	4.5	55	—	伐採
22	くり	4.0	35	—	伐採
23	くり	4.5	90	—	伐採
24	くり	3.5	70	—	伐採
25	くり	4.0	45	—	伐採
26	くり	4.0	45	—	伐採
27	くり	4.5	68	—	伐採
28	くり	4.5	75	—	伐採
29	くり	4.0	50	—	伐採
30	くり	4.5	78	—	伐採
31	くり	3.5	68	—	伐採
32	くり	3.0	35	—	伐採
33	くり	4.5	80	—	伐採
34	くり	4.5	75	—	伐採
35	くり	4.5	55	—	伐採
36	くり	4.5	75	—	伐採
37	くり	4.0	55	—	伐採
38	くり	4.0	50	—	伐採
39	くり	4.5	80	—	伐採
40	くり	4.5	55	—	伐採
41	くり	4.5	45	—	伐採
42	くり	4.5	45	—	伐採
43	くり	4.0	55	—	伐採
44	くり	4.5	70	—	伐採
45	くり	4.0	50	—	伐採
46	くり	3.0	45	—	伐採
47	くり	3.5	30	—	伐採
48	くり	4.0	50	—	伐採
49	くり	4.5	48	—	伐採
50	くり	3.5	60	—	伐採
51	くり	3.0	58	—	伐採
52	くり	3.5	45	—	伐採
53	くり	4.5	50	—	伐採
54	くり	4.5	58	—	伐採
55	くり	3.5	85	—	伐採

56	くり	3.5	60	—	伐採
57	くり	3.5	40	—	伐採
58	くり	3.5	61	—	伐採
59	くり	3.0	45	—	伐採
60	くり	3.0	45	—	伐採
61	くり	4.0	126	—	伐採
62	くり	3.0	38	—	伐採
63	くり	3.0	45	—	伐採
64	くり	3.5	59	—	伐採
65	くり	3.5	63	—	伐採
66	くり	3.5	73	—	伐採
67	くり	3.0	52	—	伐採
68	くり	3.5	68	—	伐採
69	くり	3.5	63	—	伐採
70	くり	3.0	52	—	伐採
71	くり	3.5	35	—	伐採
72	くり	3.5	126	—	伐採
73	くり	3.5	48	—	伐採
74	くり	3.5	80	—	伐採
75	くり	3.5	40	—	伐採
76	くり	3.0	52	—	伐採
77	くり	3.5	65	—	伐採
78	くり	3.5	50	—	伐採
79	くり	3.0	52	—	伐採
80	くり	3.0	60	—	伐採
81	くり	4.0	79	—	伐採
82	くり	4.0	88	—	伐採
83	くり	3.0	85	—	伐採
84	くり	4.0	69	—	伐採
85	くり	3.5	61	—	伐採
86	くり	3.0	58	—	伐採
87	くり	3.0	52	—	伐採
88	くり	3.0	52	—	伐採
89	くり	3.5	67	—	伐採
90	くり	3.5	67	—	伐採
91	くり	3.0	50	—	伐採
92	くり	3.0	38	—	伐採
93	くり	3.0	40	—	伐採
94	くり	3.0	59	—	伐採
95	くり	3.5	63	—	伐採
96	くり	3.0	90	—	伐採
97	くり	3.0	60	—	伐採
98	くり	3.0	60	—	伐採
99	くり	4.0	58	—	伐採
100	くり	3.0	135	—	伐採
101	くり	4.5	69	—	伐採
102	くり	4.0	58	—	伐採
103	くり	3.0	44	—	伐採
104	くり	3.5	121	—	伐採
105	くり	3.5	61	—	伐採
106	くり	4.0	68	—	伐採
107	くり	4.0	112	—	伐採

エリア2樹木リスト (中木)					
番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	その他	摘要
中1	まさき	0.8	12	—	伐採
中2	まさき	1.5	23	—	伐採
中3	まさき	0.8	12	—	伐採
中4	れんぎょう	1.5	23	—	伐採
中5	中木	2.0	30	—	伐採
中6	まさき	1.2	18	—	伐採
中7	まさき	1.3	20	—	伐採
中8	けやき	2.5	15	—	伐採
中9	ひさかき	1.4	10	—	伐採
中10	ひさかき	1.8	35	—	伐採
中11	くり	0.1	45	—	伐採
中12	やまぼうし	2.0	10	—	伐採

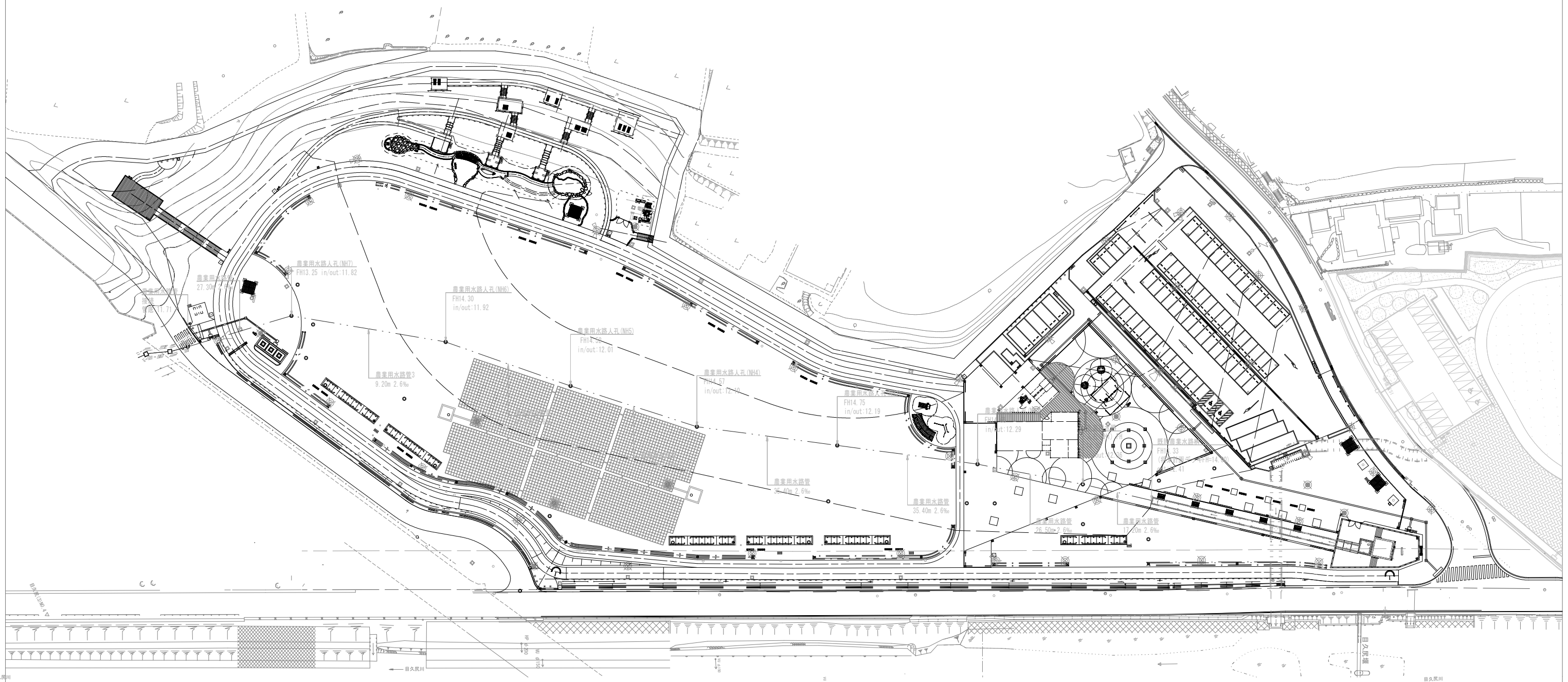
エリア2樹木リスト (中木)					
番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	その他	摘要
中13	みかん	2.0	22	—	伐採
中14	くり	2.5	71	—	伐採
中15	つげ	1.2	10	—	伐採
中16	くり	2.0	78	—	伐採
中17	くり	2.0	39	—	伐採
中18	くり	1.5	15	—	伐採
中19	くり	2.5	44	—	伐採
中20	くり	2.5	60	—	伐採
中21	くり	2.0	30	—	伐採
中22	くり	2.0	30	—	伐採
中23	くり	1.5	35	—	伐採
中24	くり	1.5	52	—	伐採
中25	くり	1.5	120	—	伐採
中26	くり	2.0	35	—	伐採
中27	くり	2.5	50	—	伐採
中28	くり	1.5	30	—	伐採
中29	くり	2.5	30	—	伐採
中30	くり	2.5	39	—	伐採
中31	えのき	1.8	12	—	伐採
中32	ひさかき	1.5	10	—	伐採
中33	えのき	1.8	12	—	伐採
中34	みかん	2.0	22	—	伐採
中35	くり	2.5	58	—	伐採
中36	ひさかき	1.5	24	—	伐採
中37	くり	2.0	48	—	伐採
中38	ゆず	2.0	30	—	伐採
中39	くり	2.0	45	—	伐採
中40	ゆず	2.5	34	—	伐採
中41	ゆず	2.5	27	—	伐採
中42	くり	0.4	45	枯木	伐採
中43	くり	0.4	60	枯木	伐採
中44	くり	1.0	60	枯木	伐採
中45	くり	1.5	20	枯木	伐採
中46	くり	0.1	45	枯木	伐採
中47	くり	1.5	60	枯木	伐採
中48	くり	0.2	45	枯木	伐採
中49	くり	2.0	61	枯木	伐採
中50	くり	1.0	120	枯木	伐採
中51	くり	0.2	30	枯木	伐採
中52	くり	0.3	45	枯木	伐採
中53	くり	2.0	120	枯木	伐採

エリア2樹木リスト (株)					
番号	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	その他	摘要
株1	くり	1.0	40	—	伐根

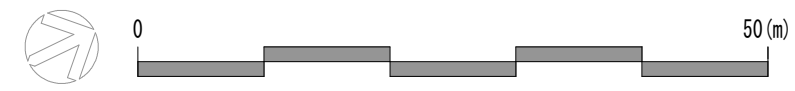
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事				
路線名					
工事場所	海老名市 本郷 地内				
図面名	伐採樹木リスト-2	縮尺	1:300 (A1)	1:600 (A3)	
図面番号	全 19 葉の内第 14 号				
高 座 清 掃 施 設 組 合					

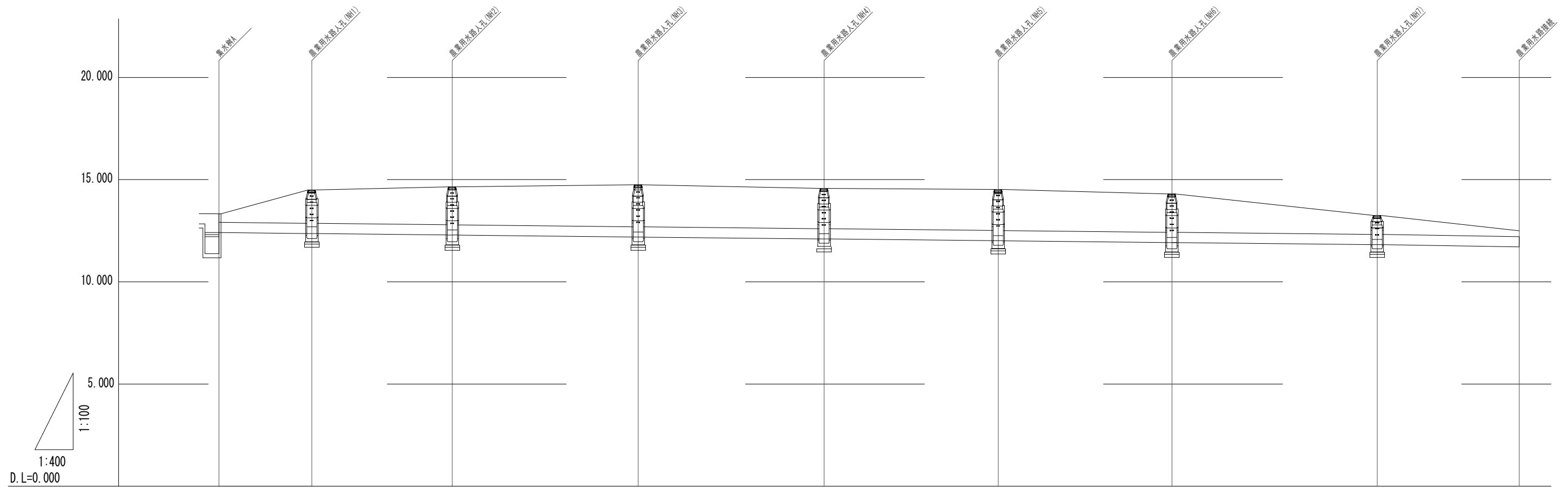
雨水排水設備工数量表

工種	名称	形状・寸法	数量	単位	備考
施設整備					
雨水排水設備工					
集水樹工	農業用水路入孔	円形入孔 1000 鋼製製盤 φ600用 125	7	基	
管渠工	農業用水路管	VU500	247.1	m	



工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	農業用水路平面図	縮尺	1:500 (A1) 1:1000 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 15 号		
高座清掃施設組合			

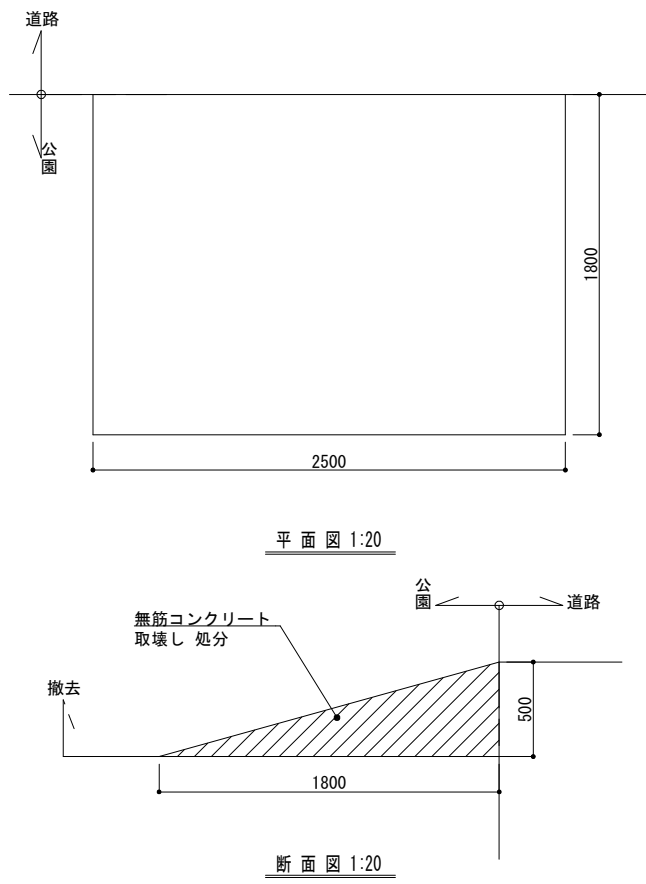




勾配図										
計画高	13.30 <small>標準断面手すり P=14.00</small>	14.50	14.650	14.750	14.570	14.520	14.300	13.25	12.500	
土被り	1.080	in./out :1.630	in./out :1.850	in./out :2.050	in./out :1.960	in./out :2.000	in./out :1.870	in./out :0.28	in./out :0.28	
管底高	12.410	in./out :12.360	in./out :12.290	in./out :12.190	in./out :12.100	in./out :12.010	in./out :11.920	in./out :11.710	in./out :11.710	
追加距離	0.000	18.200	45.700	82.100	118.500	152.600	186.600	226.800	254.800	
単距離	0.000	18.200	27.500	36.400	36.400	34.100	34.000	40.200	27.800	

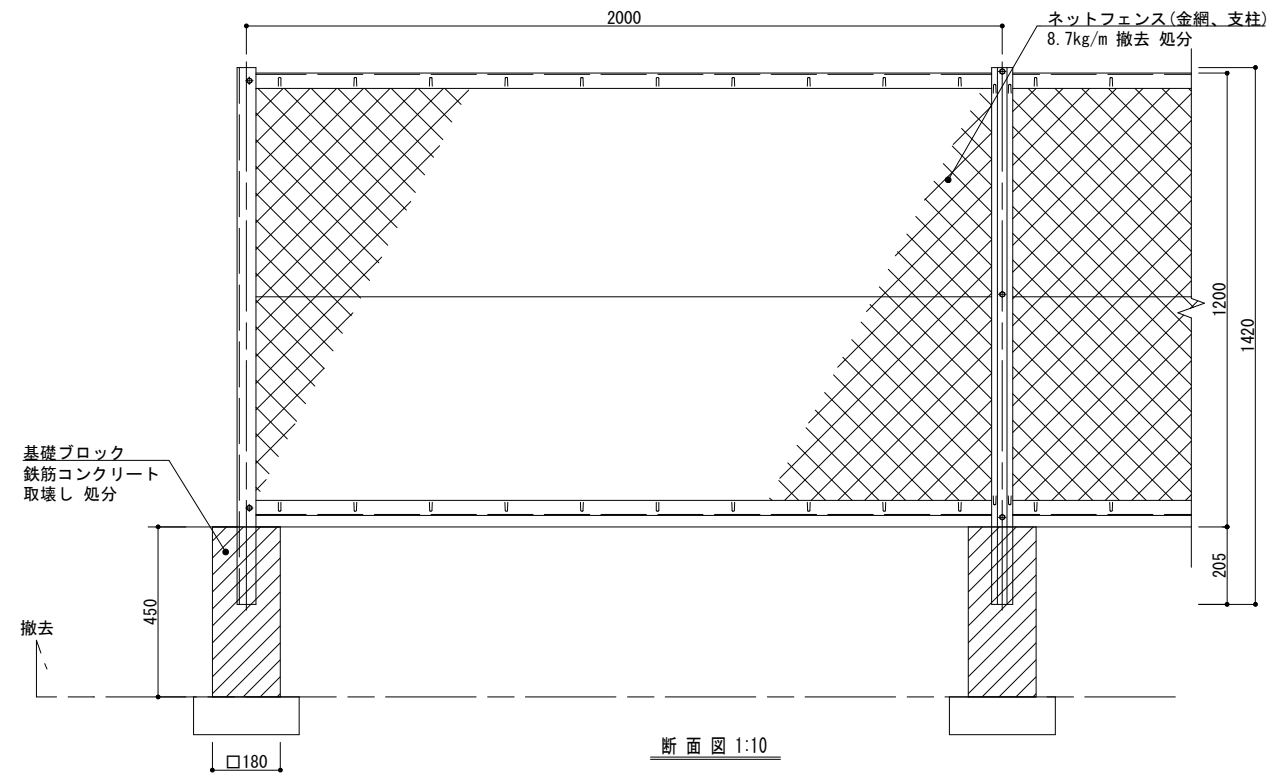
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事	
路線名		
工事場所	海老名市 本郷 地内	
図面名	農業用水路縦断面図	縮尺 1:100/400 (A1) 1:200/800 (A3)
図面番号	全 19 葉の内第 16 号	
高座清掃施設組合		

コンクリート構造物撤去



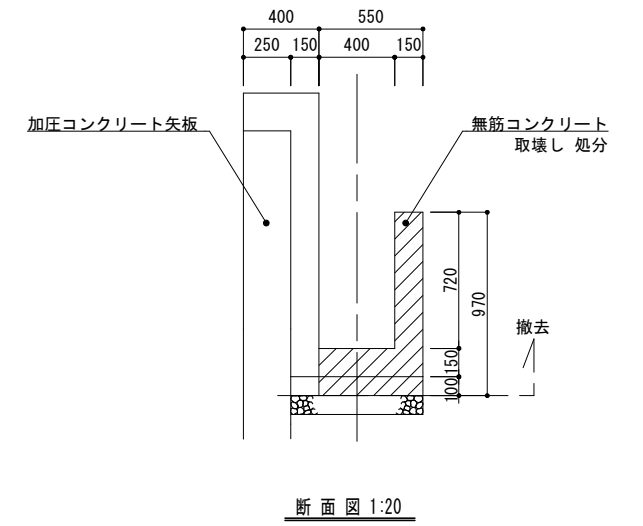
特記
本図は参考図とする。
現況と異なる場合は監督員と協議すること。

フェンス撤去



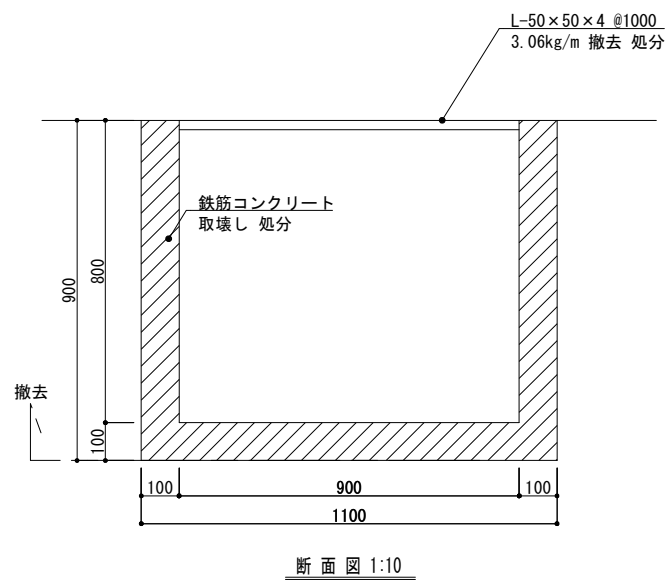
特記
本図は参考図とする。
現況と異なる場合は監督員と協議すること。

用水路側溝撤去

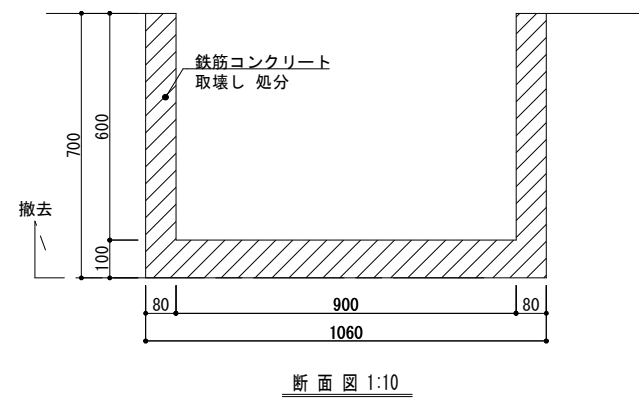


特記
本図は参考図とする。
現況と異なる場合は監督員と協議すること。

農業用水路撤去-1

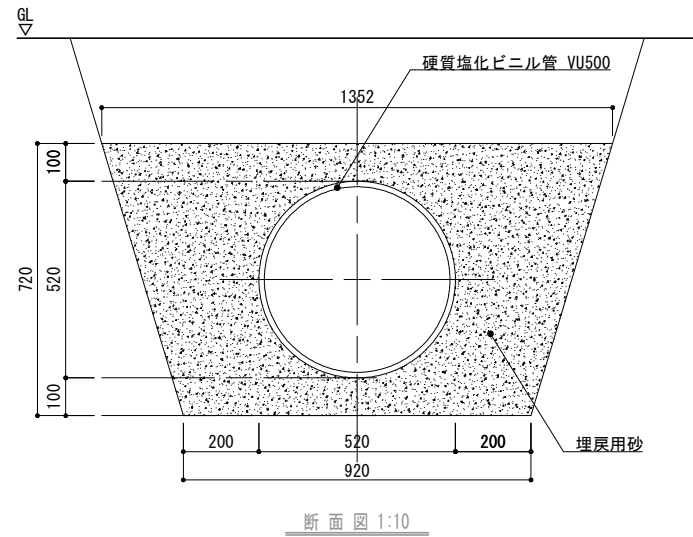


農業用水路撤去-2



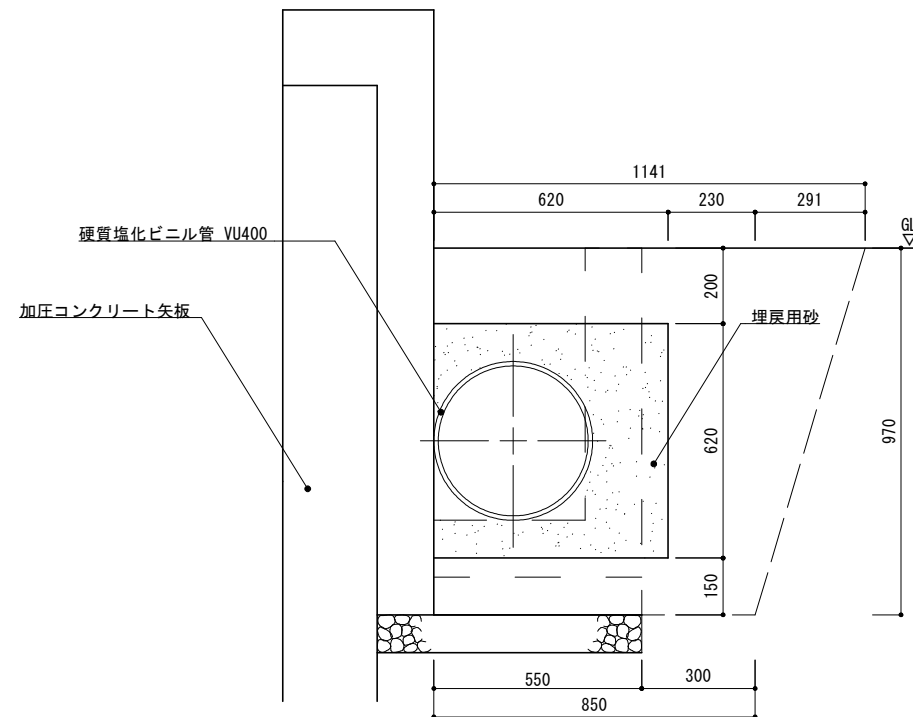
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	詳細図-1	縮尺	図示
図面番号	全 19 葉の内第 17 号		
高座清掃施設組合			

農業用水路管



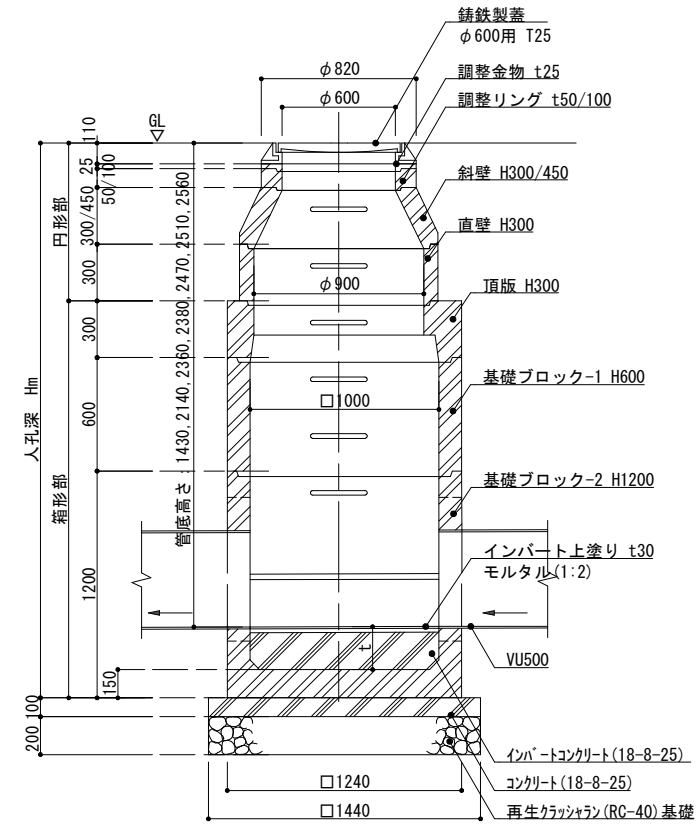
特記
 ・硬質塩化ビニル管下水道用とし、JSWAS K-1の規格に適合するものとする。
 ・埋戻し用砂の細粒分は、10%程度以下とする。

排水管設置 VU400

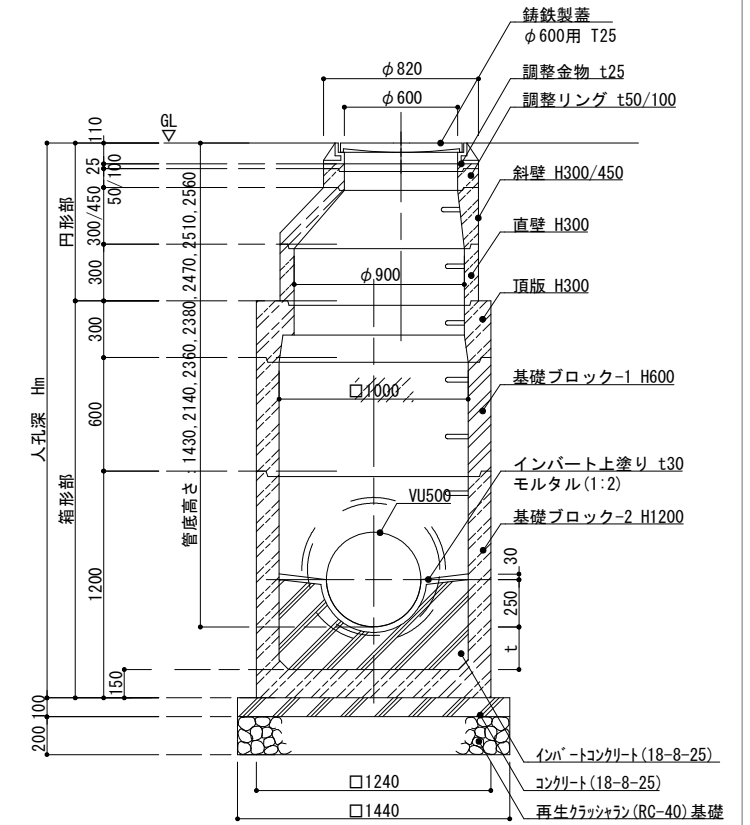


特記
 ・硬質塩化ビニル管下水道用とし、JSWAS K-1の規格に適合するものとする。
 ・埋戻し用砂の細粒分は、10%程度以下とする。

農業用水路人孔



断面図 1:20



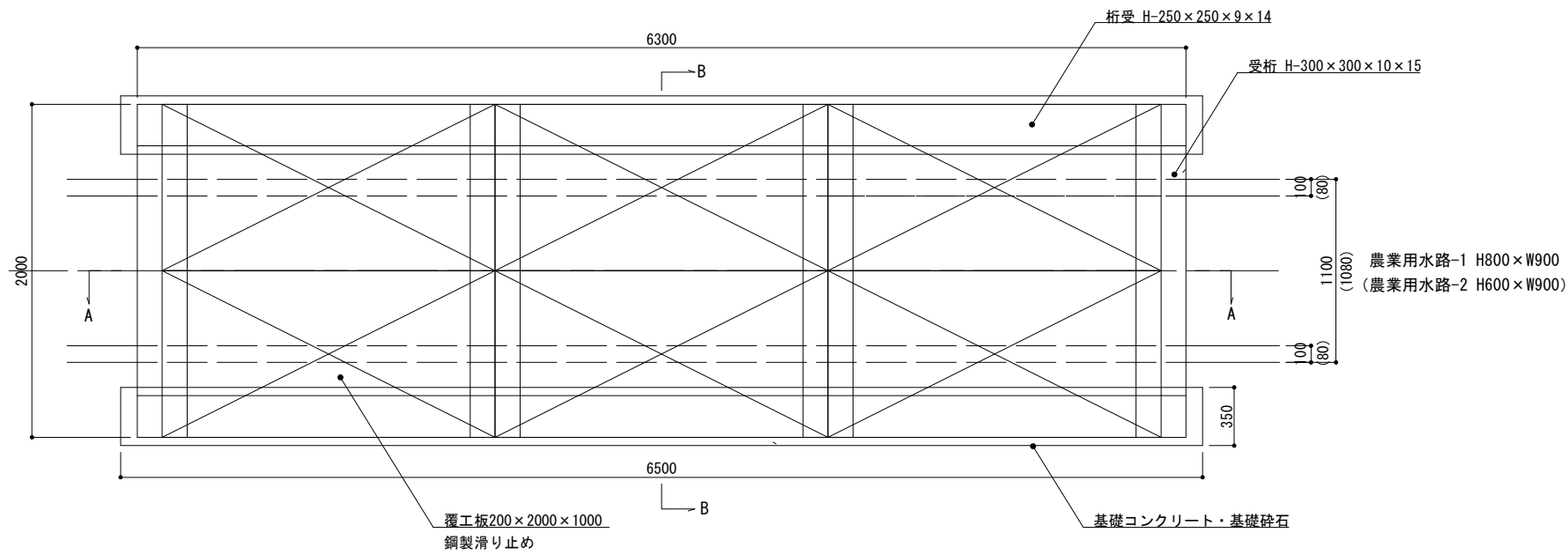
断面図 1:20

使用表

種別	躯体高さ	NH1	NH2	NH3	NH4	NH5	NH6	NH7
円形部	蓋及び受枠	110	1	1	1	1	1	1
	調整金具	25	1	1	1	1	1	1
	調整リング	45	0	0	0	0	0	0
		50	0	0	0	0	1	0
	100	0	0	1	0	0	0	
斜壁	300	1	1	1	1	1	1	
	450	0	0	0	0	0	0	
直壁	300	0	1	1	1	1	1	
	450	0	0	0	0	0	0	
箱形部	頂版	300	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-1	600	1	1	1	1	1	1
	基礎ブロック-2	1200	1	1	1	1	1	1
	インバート t	245	325	225	215	225	305	205
足掛け金物		5	6	6	6	6	6	
管底高さ		2140	2360	2560	2470	2510	2380	1430
人孔深		2535	2835	2935	2835	2885	2835	1785

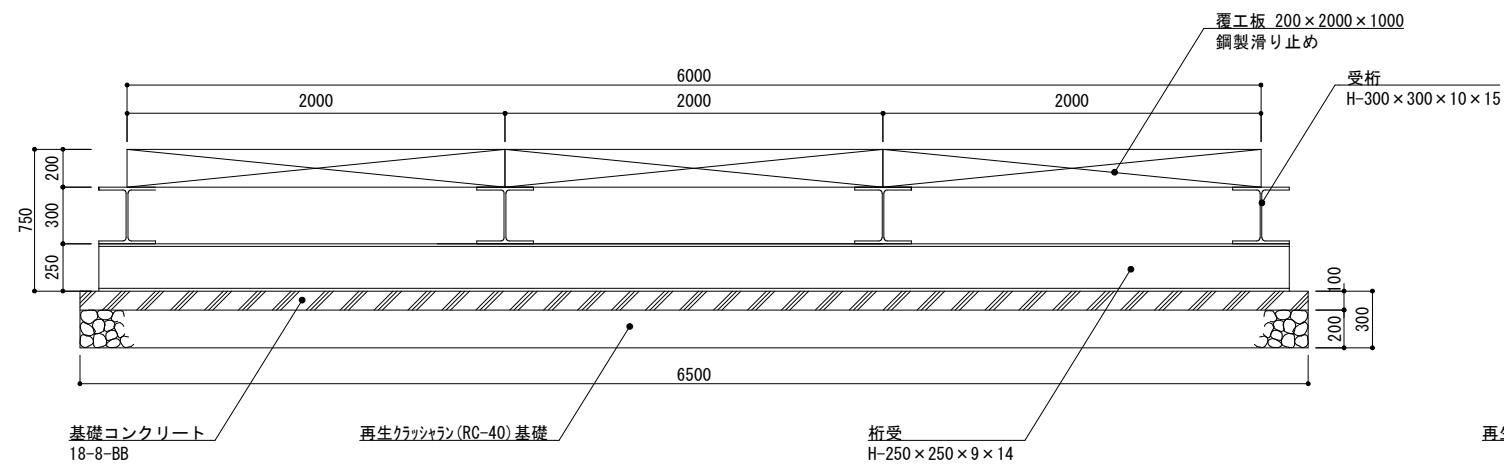
工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	詳細図-2	縮尺	図示
図面番号	全 19 葉の内 第 18 号		
高座清掃施設組合			

仮設覆工板



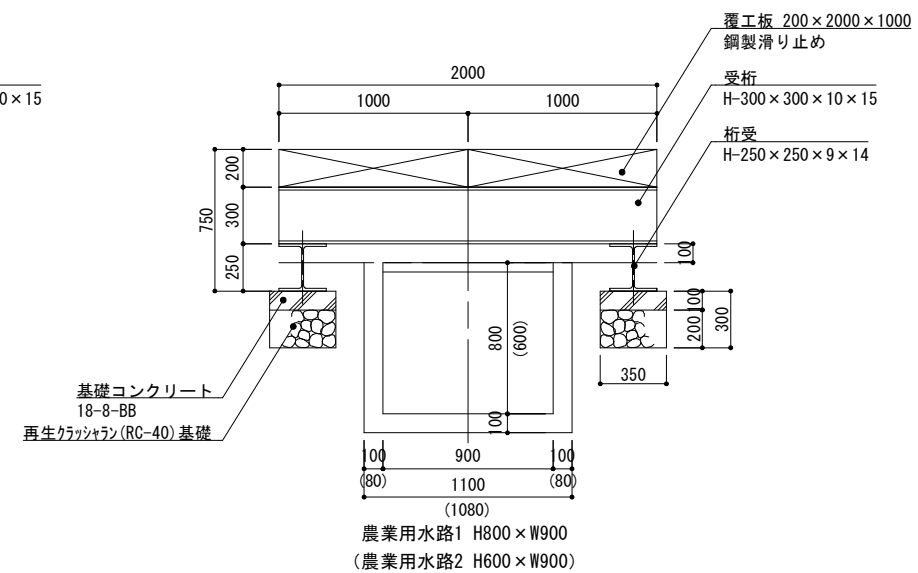
平面図 1:20

A-A断面図



A-A断面図 1:20

B-B断面図



B-B断面図 1:20

仮設覆工数量表 1箇所当たり

名称	形状・寸法	単位	数量	摘要
覆工板	200×2000×1000	枚	6.0	
受桁	H-300×300×10×15、L=2.0m	本	4.0	
桁受	H-250×250×9×14、L=6.3m	本	2.0	
基礎コンクリート	18-8-BB	m ³	0.46	
基礎碎石 (RC-40)	厚さt=200	m ²	4.55	

工事名	本郷ふれあい公園(第二工区)整備工事		
路線名			
工事場所	海老名市 本郷 地内		
図面名	詳細図-3	縮尺	図示
図面番号	全 19 葉の内第 19 号		
高座清掃施設組合			